

国民年金 事案 152

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から47年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年11月から47年6月まで

国民年金は、当時、役場か自治会の人に繰り返し勧奨されたので、亡き父が、体が弱かった私が将来困らないように入会手続をしてくれた。保険料は、自宅に来た女性に、父が納めていたので、未納であるはずがない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、その父が、同居していた申立人と申立人の母及び妹の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、国民年金保険料の納付日が確認できる昭和47年12月から48年3月までの期間及び同年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料は、申立人、申立人の母、及び申立人の妹が、おおむね同一日に同じ窓口で納付していたことが確認できる。また、申立人の母及び妹は、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付していることが確認でき、申立人の主張を裏付けるものとなっている。

さらに、申立人は、国民年金に加入した当時の父と国民年金への加入を勧誘しに来た女性とのやりとりを具体的に記憶しているなど、その主張に不合理な点は見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から49年3月まで

昭和48年4月の結婚日の前日に市役所に行って手続をし、その後、納付書が送られてきたので、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたのに、妻の分のみ納付済みとなっており、自分の分が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦共に国民年金保険料の収納日の記録がある平成2年4月から4年8月までについては、いずれも夫婦同一日に納付していたことが確認できることから、申立人及びその妻は、基本的に一緒に保険料を納付していたものと考えられるが、申立人の申立期間の一部については、妻の国民年金保険料のみが納付済みとなっている。

また、市の国民年金の徴収済記録欄では、申立人が申立期間について納付済みとされていたものが、後日、未納と訂正されており、さらに、申立人について、昭和48年4月から52年7月まで不在者との記録がある一方で、49年度以降は現年度納付されている記録となっており、行政側の記録管理に不手際が見られる。

加えて、申立人については、昭和46年度以降、12か月の申立期間を除き、国民年金保険料はすべて納付済み又は免除となっており、未納期間は存在しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

国民年金 事案 154

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 3 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月から 49 年 3 月まで

昭和 49 年ごろ、納付書が送付されてきたので、社会保険事務所へ行き、昭和 43 年 3 月から 47 年 3 月までの期間と 47 年 4 月から 49 年 3 月までの期間の保険料を納付した。その時持って行った納付書の綴りのうち、「領収済通知書」があるので、納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、送られてきた納付書を持って、社会保険事務所へ行き、特例納付を行ったと主張しているが、その当時は、社会保険事務所において特例納付の該当者に納付書を送付していたことが確認されるとともに、納付した金額も一致する。また、申立人が所持していた領収済通知書は、様式及び記載状況から昭和 49 年当時役所において作成されたものと認められ、納付書が送られてきたとの申立てを裏付けるものとなっており、全体を通じて申立内容に不自然さは無い。

さらに、申立人の夫も、当時申立人から納付してきた話をその日に聞いたことを記憶している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

国民年金 事案 155

第1 委員会の結論

申立人の①昭和 51 年 6 月及び②57 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 6 月
② 昭和 57 年 1 月から同年 3 月まで

昭和 51 年 6 月の保険料については、厚生年金加入前の 1 か月であり、そこだけ未納となっているのはおかしい。また、昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの保険料については、近所の特定郵便局で納めていたはずであり、2 月に区内で転居しているものの、すぐ近所への転居であったため、納付していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、いずれも短期間である上、申立人が納付し始めた昭和 50 年 4 月以降の国民年金保険料は、申立期間を除きすべて納付済みである。また、納付済期間のうちの 23 年間の国民年金保険料は前納されているとともに、国民年金の住所変更や厚生年金からの切替手続も適正に行われているなど、国民年金加入後の申立人の年金への関心は極めて高いものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

国民年金 事案 156

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 1 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 43 年 3 月まで
② 昭和 53 年 1 月から 55 年 3 月まで

夫が特例納付を利用して当時の未納分を全期間納付しており、その時の納付金額は 57 万数千円であった。納付記録では昭和 43 年 4 月から 52 年 12 月までの 117 か月分を特例納付したことになっているが、もっと多くの月数を納めているはずである。

(注) 申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和 55 年 6 月に特例納付を行っていることは、43 年 4 月から 52 年 12 月までの納付記録から確認できるが、申立人が 35 歳に到達するのが 43 年であることを考えると、申立人は当時、受給に必要な資格期間を満たすために特例納付したと推測され、それにもかかわらず、その後の申立期間②が未納となっているのは不自然である。

また、納付記録がある特例納付分とその直後の申立期間②の保険料を納付した場合の金額は申立人の主張する納付金額とおおむね一致する。

しかしながら、申立期間①の期間まで含めて保険料を支払ったとする場合には、申立人の主張する納付金額を大きく上回ることとなるとともに、

ほかにこの期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 1 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

旭川国民年金 事案 19

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 8 月から 62 年 5 月までの国民年金保険料については、納付したものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで
② 昭和 61 年 8 月から 62 年 5 月まで
③ 昭和 63 年 12 月から平元年 3 月まで

昭和 50 年 3 月から 61 年 4 月に第 3 号被保険者になるまでの間、任意加入被保険者として保険料を納付していたが、記録では、60 年 4 月 1 日に任意加入の被保険者資格が「喪失」となっており納得できない。また、61 年 8 月から 62 年 5 月までの期間及び 63 年 12 月から平元年 3 月までの期間は、強制加入被保険者（第 1 号被保険者）として保険料を納付していたのに、記録では「未納」となっている。当時は夫が失業中であったが、少ないアルバイト収入の中から保険料を納めており、納得できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 4 月にその夫の厚生年金保険適用事業所への就職によって第 3 号被保険者資格を取得している。夫は昭和 61 年 8 月に退職し、申立人は第 3 号被保険者に該当しなくなったが、第 1 号被保険者への種別変更は約 1 年後の 62 年 7 月 11 日に行われたことが、社会保険庁の記録から確認でき、同様に、62 年 6 月から平成 3 年 12 月までの間、夫が就職と失業を繰り返したことにより、第 3 号被保険者に該当しなくなった期間が 3 度あり、これらの被保険者資格の種別変更は平成 3 年 12 月 21 日にまとめて行われている。

申立人は、この種別変更により、申立期間②③のほか、平成元年 12 月から 2 年 4 月までの期間及び平成 2 年 12 月から 3 年 4 月までの期間について、

第1号被保険者となり、未納期間が生じている。

これら未納期間のうち、申立人は、平成4年1月17日及び4年3月26日に、申立期間②③を除いて、未納期間の保険料を過年度納付したことが社会保険庁及び市町村の記録から確認でき、当時、夫が失業中であったことを踏まえると申立人の納付意識が高かったことがうかがわれ、申立期間②（昭和61年8月から62年5月まで）についても、種別変更処理が行われた昭和62年7月11日は時効前であり、これまでの申立人の納付行動からすれば国民年金保険料を納付していたものと考えられる。

しかし、申立期間③（昭和63年12月から平成元年3月まで）については、平成3年12月21日の種別変更処理の時点では時効により納付できず、国民年金保険料を納付したと認めることはできない。

また、申立期間①については、申立人の主張のとおり、任意加入被保険者の資格喪失の手続を取る理由は見当たらないが、社会保険庁及び市町村の記録では、昭和60年4月1日の資格喪失で一致しており、同日以降に継続し保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情及び関連資料も確認できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和61年8月から62年5月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

旭川国民年金 事案 20

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年8月から42年3月までの国民年金保険料については、納付したものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年8月から42年3月まで

昭和38年8月から42年3月までの国民年金保険料を45年6月11日に納付し、42年4月から44年3月までの保険料を45年6月29日に納付しており、その領収書も所持している。後者の期間は納付が認められたのに、前者の期間は時効が完成しているとして未納とされた。取扱いに整合性が無く、当時の領収書を提示しているのに認められないことに承服できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所が発行した「納付書・領収証書」を所持している。

また、申立期間の領収書に記載された納付期間は、納付日の時点で、全期間の時効が成立し納付できない期間である一方、納付が認められた期間の領収書には、一部時効成立（昭和42年4月から43年3月まで）により納付できないはずの期間が含まれている。社会保険事務所の回答では、申立期間の納付を認めない理由として「時効成立後に納付されている保険料なので還付したはずである。」としているが、保険料を還付していれば残っているはずの「特殊台帳及び還付記録」が現存しない。

さらに、一部時効が成立している期間について国民年金保険料収納記録では納付済みの処理を行っており、行政側の事務処理に矛盾が認められ、申立期間について社会保険事務所発行の納付書・領収証書が存在すること、時効で納められないはずの期間が記載されていること、金融機関の領収日付印が押印されているこ

と、時効分について還付されたことを示す書類がないことなどからみると申立人の納付を疑う余地はなく、社会保険事務所の不適切な処理の結果、未納扱いとされたものと認められる。

昭和 45 年 6 月 11 日は、特例納付の実施期間中ではなく、時効により保険料を納付できないことを理由として、保険料納付を認めないのは信義則に反する。その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は昭和 38 年 8 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

旭川国民年金 事案 21

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付したものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年4月から42年3月まで
夫婦で保険料を納付してきており、特例納付も夫婦で行った。夫の保険料が納付済みとされていて、私の分が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

昭和46年8月に社会保険事務所から送られてきた「国民年金保険料の納入相談について」のハガキには、申立人とその夫の未納期間は、昭和38年4月から40年3月までと記載されており、申立期間の記述が無い。この未納期間の保険料は、55年6月16日に特例納付されていることが市役所の被保険者名簿で確認できるが、社会保険庁には特殊台帳が現存せず、事務処理上の過誤があったことが認められる。

また、特例納付する前に市役所で相談した際の昭和54年9月6日付け手書きメモには、昭和38年度及び39年度の未納期間の記載しかなく、申立期間が未納であるとの記載が無い。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は夫婦連番であり、夫婦の国民年金手帳の検認印の日付は、昭和42年4月から昭和48年3月まですべて一致する。加えて、申立人の国民年金保険料は申立期間を除き完納されており、その夫の国民年金保険料も完納されていることからみて、夫婦で納付意識が高かったことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は昭和41年4月から42年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

釧路国民年金 事案 10

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月及び同年 5 月

昭和 62 年 4 月に退職し、同年 6 月に国民年金の第 3 号被保険者の手続に市に行った。その時に、窓口の女性職員から申立期間の 2 か月分を納付する必要があると言われてその場で納付したのに、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の年金手帳の記録では、昭和 62 年 4 月 1 日に初めて国民年金の第 1 号被保険者としての資格を取得し、同年 6 月 1 日に第 3 号被保険者に種別変更されており、それらが同一の筆跡で記載されている。このため、申立人の主張どおり、市に第 3 号被保険者の種別変更手続に行った際に、これらの記録がなされ、同年 4 月及び同年 5 月の保険料を納付する必要があると言われたと推認される。また、申立人の年金手帳には、その際に申立人が記載したとする 62 年 4 月及び同年 5 月の保険料額と、第 3 号被保険者の手続に必要な夫の氏名、生年月日及び厚生年金保険の手帳記号番号が記載されており、記載された額は当時の保険料額と一致する。

さらに、申立期間は 2 か月と短期間であり、申立人は、昭和 62 年 4 月 1 日に国民年金の資格を取得してからは、申立期間を除き未納は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から同年3月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、昭和51年1月から3月までの期間については、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。これまで何年も納付してきて申立期間の3か月分についてのみ未納ということはありません。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き任意加入していた昭和49年12月から昭和60年3月まで、121か月分の国民年金保険料を、付加保険料を含めてすべて納付している。

また、申立人の夫の退職後も国民年金資格取得届を遅滞なく行い、平成13年12月から満60歳到達前月の15年10月まで、23か月分の定額保険料を納付するなど、申立人の納付意識は高かったものと認められる。

さらに、その夫の標準報酬月額と申立期間当時の保険料を勘案すると、納付は十分可能であったものとみられ、かつ、夫の年金加入記録及び納付記録の状況などからみて、申立期間のみ未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年1月から同年3月まで
社会保険事務所に照会したところ、長男とともに昭和45年1月から同年3月までの国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。
当時、私が自分、妻及び長男の3人分の保険料を併せて納付していた。

第3 委員会の判断理由

申立人及びその長男は、3か月の申立期間以外、国民年金に加入していたすべての期間の保険料を納付している。

また、申立期間後の納付状況をみると、確認できるかぎり家族3人分の保険料を納付期限内に納めており、納付意識が高かったことが認められ、申立期間のみ未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年1月から同年3月まで
社会保険事務所に照会したところ、父とともに昭和45年1月から同年3月までの国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

当時父が、私、父及び母の3人分の保険料を併せて納付していた。

第3 委員会の判断理由

申立人及びその父は、3か月の申立期間以外、国民年金に加入していたすべての期間の保険料を納付している。

また、申立期間後の納付状況を見ると、確認できるかぎり家族3人分の保険料を納付期限内に納めており、納付意識が高かったことが認められ、申立期間のみ未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

青森国民年金 事案 20

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から44年3月までの期間及び59年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料（昭和59年4月から61年3月までについては、付加保険料を含む。）については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から44年3月まで
② 昭和59年4月から61年3月まで

私は、納税組合に加入しており、各種税金等が納税組合を通じて農協の通帳から天引きされている。これらは一日の遅れもなく完納していることから、市税については連続40年納期内完納の表彰を受けており、国民年金保険料についても、私と妻の分を一緒に遅れることなく納付してきている。

これまで一度も保険料の未納の通告や督促を受けたことは無く、申立期間の保険料が未納であるはずがない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から60歳に到達するまでの期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人から提出のあった昭和59年分及び60年分の確定申告書の控えには、国民年金保険料の支払額が記載されており、その額は、申立人とその妻の当時の保険料合計額とおおむね一致することから、②以外の申立期間についても、夫婦の分の保険料を納付していたとする申立人の主張には信憑^{びよう}性が認められる。

さらに、申立人が所持していた預金通帳により、納税組合を通じて農協の通帳から国民年金保険料が天引きされていることが確認できるほか、

昭和 50 年及び 51 年並びに社会保険庁の記録で納付日が確認できる平成 2 年 4 月から 5 年 3 月までの期間のほとんどすべてにおいて、夫婦で同一日に保険料を納付していることから、申立内容のとおり、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと認められる。

加えて申立人は、昭和 46 年 4 月以降、付加保険料を納付しているほか、市税の連続 40 年納期内完納の表彰を受けていることから、申立人の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料（昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までについては、付加保険料を含む。）を納付していたものと認められる。

青森国民年金 事案 21

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月までの期間、46 年 4 月から 47 年 3 月までの期間及び 59 年 4 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月まで
② 昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月まで
③ 昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、納税組合に加入しており、各種税金等が納税組合を通じて農協の夫名義の通帳から天引きされている。これらは一日の遅れもなく完納していることから、夫は、市税については連続 40 年納期内完納の表彰を受けており、国民年金保険料についても、私の分を一緒に遅れることなく納付してきている。

これまで一度も保険料の未納の通告や督促を受けたことは無く、申立期間の保険料が未納であるはずがない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月から 60 歳に到達するまでの期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間のうち②の期間については、申立人と一緒に保険料を納付していたとされる申立人の夫は納付済みとなっている。

また、申立人から提出のあった昭和 59 年分及び 60 年分の確定申告書の控えには、国民年金保険料の支払額が記載されており、その額は、申立人とその夫の当時の保険料合計額とおおむね一致することから、③以外の申立期間についても、夫婦の分の保険料を納付していたとする申立人の主張には信憑^{びよう}性が認められる。

さらに、申立人の夫が所持していた同人名義の預金通帳により、納税組合を通じて農協の通帳から国民年金保険料が天引きされていることが確認できるほか、昭和 50 年及び 51 年並びに社会保険庁の記録で納付日が確認できる平成 2 年 4 月から 5 年 3 月までの期間のほとんどすべてにおいて、夫婦で同一日に保険料を納付していることから、申立内容のとおり、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと認められる。

加えて、一緒に納付している申立人の夫は、昭和 46 年 4 月以降、付加保険料を納付しているほか、市税の連続 40 年納期内完納の表彰を受けていることから、申立人は夫婦で納付意識が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岩手国民年金 事案 12

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和43年4月から44年3月まで
②昭和44年6月から47年8月まで
③昭和48年1月から50年8月まで

申立期間の国民年金保険料は、当時の夫が納付していたはずであり、未納又は未加入となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

- ①昭和43年4月から44年3月までについて、申立人が申立期間中に居住していた市町村は、44年1月と50年9月に申立人に対し国民年金手帳記号番号を二重に払い出している。同記号番号は、54年1月に統合処理され、統合前の番号に係る資料は存在しないが、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたとする申立人の元夫は、申立人の保険料を含め、二人分の保険料を納付していたと主張している上、申立期間について元夫の保険料は納付済みとなっており、申立内容と一致している。
- ②昭和44年6月から47年8月までの期間及び③48年1月から50年8月までの期間については、任意加入が可能な期間であったが、国民年金への任意加入及び保険料納付をしていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無いほか、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたことを示す周辺事情も見当たらない。
また、申立人の元夫に聴取しても、申立期間②及び③については、厚生年金保険に加入しており、申立人の国民年金保険料を納付していた記憶が無いとしていることなどから、申立人の主張と矛盾する。
- その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、①昭和43年4月から44年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岩手国民年金 事案 13

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から同年6月まで
昭和41年度及び42年度の国民年金保険料を一括納付して以降、継続して納付しており、未納期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

当初保険料が未納とされていた昭和41年4月から43年6月までの保険料については、平成19年6月に、社会保険庁において、昭和41年4月から43年3月までの保険料について、43年8月に一括納付した事実が確認され、その結果、平成19年7月に、納付記録が訂正されている。

また、被保険者台帳の昭和42年11月から43年3月までの保険料に関する記録の欄には、領収の日付印が43年8月と同年11月の二つ押印されていることなど、社会保険事務所の納付記録の管理が不適切であったと認められる。

さらに、申立人は任意加入制度への理解があり、保険料を前納するなど、納付意識が高かったと認められる。加えて、申立人は、申立期間以後の国民年金加入期間については保険料をすべて納付しており、申立期間当ても保険料を納付できる経済的資力があったものとみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

秋田国民年金 事案 25

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月までの期間及び 58 年 4 月から 59 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付を免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月まで
②昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月まで

当時、同居していた両親が国民年金保険料の納付等の手続をしてきていた。申立期間の前後の期間は納付済み又は申請免除とされており、申立期間だけが未納とされていることはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

A 市町村の納付記録によれば、申立期間のうち、昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月までの期間及び 58 年 5 月から 59 年 3 月までの期間は、申請免除とされていることが確認できる。

また、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、保険料を納付又は申請免除の手続をしていることが確認できる。

さらに、A 市町村の納付記録では、申立人の妻は、昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月までの期間が申請免除とされていることが確認でき、申立人の申立期間以外の申請免除の時期がすべて 4 月からであることを併せて考慮すると、58 年の申請免除は 4 月から行われていたと考えることが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付を免除されていたものと認められる。

山形国民年金 事案 32

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 2 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 2 月

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、昭和 61 年 2 月に国民年金と国民健康保険に加入するため A 市役所に出向き、その後、私の夫の分と一緒に国民年金保険料を納付した記憶がある。

私の夫は、申立期間に係る国民年金保険料が納付済みとされているにもかかわらず、私の分だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、1 か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金に加入すべき期間は、すべて加入しているほか、国民年金と厚生年金保険の切替手続についても適切に行っている。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人が国民年金保険料と一緒に納付したとするその夫は、申立期間に係る保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人は、「昭和 61 年 2 月に国民年金と国民健康保険に加入するため、A 市役所に出向いた」と主張しているが、A 市の記録により、申立人は、国民年金及び国民健康保険の被保険者資格を昭和 61 年 2 月 9 日に取得していることが確認でき、申立人の主張は、基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福島国民年金 事案 18

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 2 月から同年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 2 月から同年 4 月まで

国民年金発足当初から国民年金に加入し、父親が自分の兄夫婦の分を含め一緒に納入しており、私の申立期間だけが未納とされていることには納得できない。

また、国民年金被保険者資格を昭和 38 年 2 月 1 日付けで喪失したとされているが、厚生年金保険への加入が同年 5 月 1 日なので、資格喪失日は同日とされるべきである。

なお、領収書の写しがある昭和 38 年 4 月から同年 12 月の国民年金保険料については、納付記録に反映されておらず、還付もされていない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 38 年 4 月の国民年金保険料については、申立人から提出された領収書により納付されていることが確認できる。

また、申立人は、昭和 38 年 2 月 1 日に国民年金被保険者資格を喪失し、同年 5 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したとされているが、①所轄の社会保険事務所が、申立に係る記録を精査した結果「国民年金被保険者資格の喪失月日の誤りが推察される」との見解を示していること、②申立人に対し A 市から昭和 38 年度の国民年金保険料の納付書が送付されており、少なくとも 37 年度末の時点において、同市が申立人を国民年金の被保険者として認識していたと考えられること、③申立人の戸籍の附票等の資料においては、申立人が他市町村等へ住所を異動した事実は確認でき

ないことなどから、申立人の国民年金の被保険者資格喪失日は38年5月1日とすることが妥当である。

さらに、戸籍の附票からは、申立期間当時、申立人が申立人の父、及び兄夫婦と同居していたことが確認でき、父親が兄夫婦の分も含め申立人の保険料と一緒に納付していたとの申立内容を裏付けている。加えて、父親自らも5年年金に加入し保険料を納付していること、兄夫婦については申立期間を含め未納が無いこと、厚生年金保険加入後の申立人の国民年金保険料（38年5月から12月までの分）も納付していることなど、申立人の父の国民年金に対する意識の高さがうかがえる。

このほか、申立期間当時は3か月ごとの保険料納付が通常であり、昭和38年1月の保険料を納付しながら、同年2月及び3月の保険料をあえて納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福島国民年金 事案 21

第1 委員会の結論

申立人は、昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月

昭和 44 年に結婚し、その後市役所か社会保険事務所から手紙が来たので、未納分の保険料を持参し、さかのぼって納付しており、すべての期間の保険料を納付したと思っている。申立期間が未納とされていることには納得できない。

納付した時期は昭和 50 年ごろであり、住所は申立期間以降 A 市で変わっていない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以外に未納は無い。

また、申立人は、未納であった国民年金保険料のうち、昭和 44 年 4 月から 49 年 3 月までの期間について、50 年 3 月から同年 12 月までの間に、過年度納付や特例納付制度を利用し計画的に 5 回に分けて納付し、昭和 50 年度の保険料についても現年度内に納付していることが確認されることから、申立期間の保険料のみが未納となっているのは不自然である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したとする昭和 50 年ごろは、申立人の夫は厚生年金保険に加入しており、その標準報酬月額から、申立人の国民年金保険料を納付するに足る資力があつたことが認められる。

加えて、申立人の被保険者台帳や X 市が管理する被保険者名簿には、① 20 歳前とされていた資格取得日の訂正処理がされていること、②昭和 49 年度の検認欄が空欄であるのに未納者カード作成の記録が無いこと、③厚生年金被保険者期間中の昭和 44 年 4 月 19 日付けで、婚姻前であるにもかかわらず

ならず被保険者の種別が強制から任意に変更されていることなど、過誤や不整合な記録の記載が散見され、さらに、41年10月から47年10月までの厚生年金被保険者期間に係る約6年分の国民年金保険料の過誤納付（特例納付された保険料も含む）が判明し、平成11年10月12日付けで保険料が還付されているなど、行政側における申立人の被保険者資格記録及び納付記録の管理や事務処理等の不備がみられ、申立期間の未納記録について信頼性に欠けるものとなっている。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福島国民年金 事案 22

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名： 女

基礎年金番号：

生 年 月 日： 昭和 16 年生

住 所：

2 申立内容の要旨

申 立 期 間： 昭和 36 年 4 月から 46 年 3 月まで

昭和 46 年 3 月ごろ、特例納付の話を役場職員に聞かされ、同職員が、夫婦で経営していた旅館に集金に来た際に 5 万円といくらかを納付した。その時、領収書ではなく預かり証をもらった記憶がある。その後、集金に来た同職員が亡くなったため、証明するものは無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、国民年金の特例納付による保険料納付が可能な期間であり、集金の時期である昭和 46 年 3 月は、特例納付の実施期間と一致する。また、納付したとする金額は、特例納付分、過年度納付分、現年度納付分を合計した保険料の金額におおむね一致している。

さらに、申立内容は、①特例納付をするに至った経緯、納付した時の状況や当時の経済状況及び自宅に集金に来た役場職員の名前など詳細かつ具体的であること、②当時、役場において、特例納付の推進と職員による集金が行われていたことが確認できること等、不合理な点は見当たらず信憑性が高いと考えられる。

加えて、申立期間後の昭和 46 年 4 月から 60 歳到達時までの国民年金保険料はすべて納付していることから、納付意識は高かったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から同年3月までの国民年金保険料及び付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年1月から同年3月まで
昭和50年1月31日に国民年金に任意加入し、61年4月1日に第3号被保険者になるまで、付加保険料を含めて保険料はすべて納付していた。申立期間の3か月分が未納となっているのは納得出来ない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年1月に結婚後、その夫の被扶養者となったが、50年1月から61年4月に第3号被保険者になるまでの間、国民年金に任意加入し、付加保険料を納付している。この間の国民年金保険料及び付加保険料は、申立期間を除きすべて納付していることから、申立人の国民年金制度に対する関心が強く、かつ、国民年金保険料の納付意識が高かったと考えられ、申立期間だけが未納となっていることは不自然である。

また、申立期間当時における家計の経済状況については、申立人の夫の厚生年金標準報酬月額から判断すると、申立期間及びその前後の期間の家計収入は28万円から34万円で推移しているなど、大きな変化はなく、納付は可能であったと推認される。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から38年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から38年6月まで

A社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和36年10月から38年6月までの21か月分が未納となっていることが分かったが、36年10月から37年2月の5か月分はB出張所に一括納付している。37年3月からは納税組合を通じて夫と二人分の保険料をB出張所に納付した。申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

昭和38年度の未納とされる保険料3か月分に対応する申立人の特殊台帳が存在せず、当時の行政側の年金記録管理に^{かし}瑕疵があった可能性が高いことが認められる。

また、申立人が申立期間の保険料を納付していたとする納税組合は当時存在しており、かつB出張所も存在し、申立人の主張のとおり、国民年金保険料の収納事務を行っていたことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について保険料をすべて納付しており、昭和56年度の免除期間の保険料を追納していることから、申立人の納付意識は高かったものと認められる。

加えて、申立人の夫は、昭和36年4月以降、申立期間を含め国民年金保険料をすべて納付しており、納付日の確認できる48年度から54年度までの保険料はいずれも夫婦がほぼ同一日に納付していることなどから、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から 49 年 3 月まで

昭和 48 年に転居した後、夫婦同時に国民年金に加入し、今なら市役所で過去に遡って保険料を納付できると勧められたため、夫婦同時に 42 年 4 月以降の期間の保険料について特例納付を行った。それにもかかわらず、夫の保険料分のみ納付記録があり、自分については未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同時に特例納付を行ったと申立人が主張しているその夫の特殊台帳には、昭和 50 年 12 月に申立期間内の昭和 42 年 4 月から 47 年 12 月までの期間について特例納付を行い、その後の期間については過年度納付を行っている記録があり、また、申立人及びその夫の国民年金手帳番号払出日が昭和 50 年 12 月中に連番で払い出されており、同時に加入手続を行ったことが確認できることから、申立人についても特例納付期間の昭和 50 年 12 月までに同様の納付を行ったものと推測できる。

さらに、納付した金額について申立人は、夫婦二人分で 10 万円台ではないかと記憶しているが、申立人の夫の特殊台帳の記録から把握できる特例納付金額及びその後の過年度納付金額から推定できる夫婦二人分の納付金額はその範囲内であると認められる。

加えて、申立人は、申立期間後については国民年金保険料をすべて納付しており、付加保険料の納付及び国民年金基金への加入実績があるなど、年金に対する意識が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和39年7月から40年3月まで
② 昭和46年4月から47年3月まで

申立期間①は、実家で父、母及び兄と一緒に住んでいて、国民年金の加入手続は父か母が行い、保険料は納税組合の集金人に家族一緒に納付し、申立期間②は任意加入して未納が無いように気を付けて納付していたので、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の所持する国民年金手帳は、昭和43年6月19日に発行されており、その時点で時効にかからない国民年金の過年度保険料はすべて納付していることから、申立人の父母が国民年金加入手続時に過去の未納期間の解消に努めたことがうかがえるが、申立期間①は時効によりさかのぼって保険料を納めることができなかつたことが推認される。

また、申立人の父母が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、申立人自身は国民年金保険料の手続に関与していないため、国民年金の加入状況及び納付状況が不明である。

2 一方、申立期間②は、結婚後に任意加入していた時期で、未納が無いように気を付けていたという申立人の夫が、納付書の形状などを具体的に述べており、転居の前後においても未納が無いことから、申立期間のみ納付しないのは不自然である。

また、申立人は、申立期間①及び②以外は未納が無い。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、

昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

栃木国民年金 事案 54

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から43年3月までの期間及び46年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から43年3月まで
② 昭和46年1月から同年3月まで

申立期間は、義兄の営む個人事業の運送会社で働いており、経理をしていた姉が国民年金の加入手続や保険料の納付をしてくれていたため、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、姉が義兄と申立人自身の国民年金保険料を納めていたと主張しており、姉によると、申立期間当時、義兄と申立人とは一緒に仕事をしており、姉が申立期間の3人分の国民年金保険料をまとめて納めていたとのことであり、事実、申立期間について姉及び義兄は保険料を納付済みであることが確認できる。

また、社会保険庁の被保険者台帳では、申立期間①について納付月数が訂正されている上、申立期間に近接する箇所の意味が不明な記載があるほか、市の被保険者名簿では、申立期間②について納付月数を訂正した跡が見られるなど、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月まで

昭和 49 年 3 月に夫婦二人で婚姻届を出しに行った時に国民年金への加入を勧められ、国民健康保険と一緒に加入手続をした。その際、昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月までの保険料 2 万円弱を A 市役所の窓口で払ったので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

夫婦二人で婚姻届を出すために A 市役所へ行った際、市の職員の勧めに応じて国民年金の加入手続をし、夫婦二人の未納期間を特例納付した場合の保険料が 10 万円程度になると説明を受けたが、新婚旅行で余った金額で充当できる 1 年分の保険料として 2 万円弱を支払ったという申立人の主張は、当時の保険料の額とおおむね一致する上、申立内容は具体的で不自然さが無い。

また、A 市役所の国民年金被保険者台帳に記載されている手帳交付日が昭和 49 年 5 月 2 日であり、申立期間については過年度納付になるが、市役所窓口では当時、過年度納付書を作成し保険料を納付する指導をしていたため、納付は適切に行われていたと考えられる。

さらに、申立人夫婦はともに、申立期間以降、保険料をすべて納付していることから納付意識が高かったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 46

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月から49年3月まで

昭和49年3月に夫婦二人で婚姻届を出しに行った時に国民年金への加入を勧められ、国民健康保険と一緒に加入手続をした。その際、昭和48年4月から49年3月までの保険料2万円弱をA市役所の窓口で払ったので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

夫婦二人で婚姻届を出すためにA市役所へ行った際、市の職員の勧めに応じて国民年金の加入手続をし、夫婦二人の未納期間を特例納付した場合の保険料が10万円程度になると説明を受けたが、新婚旅行で余った金額で充当できる1年分の保険料として2万円弱を支払ったという申立人の主張は、当時の保険料の額とおおむね一致する上、申立内容は具体的で不自然さが無い。

また、A市役所の国民年金被保険者台帳に記載されている手帳交付日が昭和49年5月2日であり、申立期間については過年度納付になるが、市役所窓口では当時、過年度納付書を作成し保険料を納付する指導をしていたため、納付は適切に行われていたと考えられる。

さらに、申立人夫婦はともに、申立期間以降、保険料をすべて納付していることから納付意識が高かったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 47

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月まで

昭和 56 年 1 月に母が A 市役所で私の国民年金の加入手続をした時に、20 歳までさかのぼって約 10 万円の保険料を納付したと聞いており、54 年 4 月から 55 年 3 月までの保険料が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入手続及び申立期間の保険料を納付した申立人の母は、加入手続時に、その夫の「出来る限りのことをしておくように」との指示のもと、申立人の国民年金加入手続及び申立期間の保険料納付を行ったとしており、申立人の申立期間である過年度分の保険料も納付したという主張に不自然さは無い。

また、20 歳までさかのぼって約 10 万円の保険料を納付したという主張は、記録のある現年度で納付された保険料額、付加保険料及び申立期間に係る過年度保険料の合計額とおおむね一致する。

さらに、加入手続を行った昭和 56 年 1 月当時、A 市役所では、申立人の主張どおり、過年度納付に係る納付書を発行していたことが確認できる。

加えて、申立期間を除いて未納期間が無い上、付加保険料を払っていた期間もあることから、申立人の納付意識の高さがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 48

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 8 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月まで

昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料申請免除期間の保険料は、平成元年に間違いなく追納している。それにもかかわらず未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、制度発足当初の昭和 36 年 4 月に国民年金に加入し、申立期間を除き、平成 5 年に 60 歳で資格喪失するまでの長期間、国民年金保険料をすべて納付しており、国民年金制度についての知識と納付意識の高さがうかがえる上、申立期間は保険料申請免除期間 30 か月間の一部であって、12 か月と短期間である。

また、申立人は、その夫の死亡により昭和 61 年 10 月から平成元年 3 月までの間、保険料の申請免除を受けたが、末子が高等学校を卒業し、教育資金の負担が無くなって資力が回復したので、集金人と思われる者の援助を受けて、平成元年 4 月に、申請免除期間の全部について追納したと主張しているところ、その申請免除及び追納の経緯、その後の 60 歳までの 4 年余の期間は全納していること、及び申立人の具体的な陳述内容からすると、申立人の主張を一概に排斥できず、申請免除の期間のうち、18 か月間分のみを追納し、追納直前の 12 か月間分は追納しなかったというのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認められる。

東京国民年金 事案 51

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月

国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、昭和48年4月の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。当時は、1か月でも保険料の未納があれば国民年金は無効になると思っていたので、失業中であったが納付してきた。未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するため区役所に相談に出向き、申立期間に係る1か月分の納付書の交付を受け、区役所内の郵便局で納付したとする一連の行動は合理的であり、かつ、申立人が納付したとする保険料額は、当時の保険料額とほぼ一致していることから、申立人の主張には信^{びよう}憑性が認められる。

また、申立人は、就職及び退職に伴う厚生年金保険と国民年金の切替手続を適切に行っていること、並びに、国民年金に加入して以降、申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料はすべて納付済みであることから保険料の納付意識は高く、申立期間の保険料のみを納付しなかったとするのは不自然と考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 52

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 9 月

国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、昭和 58 年 9 月の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。夫婦一緒に加入手続した際、妻の分は受理され、私の分は書類不備により後日受理されたが、保険料は資格取得月から納付できると言われ、夫婦一緒に保険料を納付してきたにもかかわらず、私の分だけ未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳番号が払い出された時期は、妻より数日遅れたものの、遅くとも申立期間の保険料納付が可能な昭和 60 年 10 月上旬であったことが確認できる。このことは、申立人が資格取得届を提出した際、市役所の担当者に対し「資格取得月から保険料を納付することができることを確認した。」との証言と一致し、その信憑性は認められる。

また、国民年金の強制加入の資格取得日は、厚生年金保険被保険者資格喪失日と同一日とされるべきであるにもかかわらず、申立人の妻の資格取得日は適正に処理されているが、書類不備により資格取得手続が遅れた申立人の資格取得日は、厚生年金保険資格喪失日の 1 日後であることから、行政において適正に処理されていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人及びその妻は、昭和 58 年 9 月に国民年金に加入以降、申立人の申立期間の 1 か月を除き、国民年金保険料をすべて納付していることから、納付意識は高かったものと考えられ、申立人の申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から48年9月までの期間及び49年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年10月から48年9月まで
② 昭和49年10月から同年12月まで

申立期間①について、さかのぼって国民年金保険料を納付できる期間と金額を電話確認した上、市役所を訪れ2年分を納付した。申立期間②については、住居異動後、異動前の市役所発行の振込用紙一枚(3か月分)を使って、異動後の区役所で納付した。両期間とも確かに納付したのに未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、事前に電話で市役所へ問い合わせた内容や納付窓口で交付された国民年金手帳の色などを鮮明に記憶しており、その内容は、詳細かつ具体的で、特段不合理な点は認められない。

また、申立期間①については、納付したと主張している国民年金保険料額と当時の保険料額がおおむね一致していることに加え、保険料の納付場所に関して、申立人は過年度分の保険料を含めて市役所の窓口で納付したと主張しているところ、市役所窓口では過年度保険料を取り扱わないものの、市役所に設置されている農協の窓口では、取扱いが可能であったことが確認でき、かつ、申立人が所持する当時の日記には、昭和49年11月ごろに国民年金手帳を再交付してもらったとの記述があることから、申立内容は信憑性^{びよう}が高いと認められる。

さらに、申立期間②については、前述の日記に、当時、区役所を訪れ保険料を納付したという記載もあり、申立人が納付したとする区役所では、申立内容のとおり、異動前の市町村発行の納付書でも保険料を納付することが可能であったことが確認できた。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 40

第1 委員会の結論

申立人の平成7年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月

申立期間について、社会保険事務所から納付事実が確認できなかった旨の回答を受けたが、平成7年3月の20歳の誕生日直後に国民年金の加入手続を行い、その月に1か月分の保険料を銀行に納付した記憶があるので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立内容のとおり、平成7年3月の20歳の誕生日直後に自らの意志で国民年金に加入していることが認められ、国民年金保険料の納付意識は高かったと考えられることから、加入直後の初回の保険料を納付していなかったとは考えにくい。

また、申立人は、申立期間の保険料について銀行に納付したことを鮮明に記憶しており、その納付したと主張する保険料の金額（1万1,000円）は申立期間の保険料の金額（1万1,100円）とほぼ一致している。

さらに、申立人は平成8年に申立期間に係る催告状が送付された直後から継続して社会保険事務所に照会を行ったと主張しているが、その間のやり取りを鮮明に記憶しており、その内容は詳細かつ具体的であり、信憑性が高いと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

新潟国民年金 事案 48

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から51年3月まで

国民年金保険料収納記録について照会したところ、昭和50年1月から51年3月までの納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。申立期間中は結婚前の期間で両親と同居しており、私の保険料は、母親が、両親の保険料と一緒に、会社（自営）の取引銀行で納付していたと父親は話している。

自営業をしていたこともあり、父母ともに税金などの公租公課の納付には大変厳しかった。また、父母の保険料はすべて納付されており、申立期間の私の保険料だけが納付されていないとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の保険料を納付していたとする母親は、父親と共に制度発足以来国民年金に加入し、申立期間を含め保険料を完納しており、国民年金保険料の納付意識は高かったものと推察される。

また、当時、実家の左官業を手伝っていた申立人が事故に遭った時に備えて、母親が、申立人を国民年金と民間の生命保険の両方に加入させ、その保険料を納付していたはずだと申立人は主張しているが、現に、母親が申立人を高校卒業直後から生命保険に加入させ、生命保険料を納付していることが確認でき、申立人の主張に不自然さは見られない。

さらに、国民年金受付処理簿によると、申立人は、昭和51年6月14日に国民年金の加入手続を行っているが、申立期間の保険料は、加入手続当時は時効を迎えておらず、保険料を納付することは可能であり、納付意識の高い母親が申立人の保険料を過年度納付していたものと推認することが妥当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

新潟国民年金 事案 49

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から50年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月から50年6月まで
国民年金保険料収納記録について確認したところ、昭和47年3月から50年6月までの期間が未納となっていた。

私は、昭和47年3月に結婚しており、その際、A区役所で国民年金の加入手続を行った。それ以後、50年7月にB市に転居するまでの間、夫婦共に夫名義の金融機関口座から口座振替により保険料を納付しており、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻と同時に国民年金の加入手続を行っているにもかかわらず、国民年金保険料を納めていないのは不自然である上、A区では、口座振替による保険料の納付は、昭和46年7月から開始しており、申立人の夫名義の金融機関口座から口座振替により保険料を納付していたとする申立人の主張に不自然さはない。

また、申立人の夫は、昭和45年2月ごろに払い出された国民年金手帳記号番号により、46年4月以降の保険料をA区で納付していたことが確認できるが、47年3月に申立人が同区で国民年金の加入手続を行った際に、既に国民年金手帳記号番号を付されているその夫に対しても、重複して別の国民年金手帳記号番号が払い出されている。さらに、申立人夫婦が、48年3月にC区へ転居した際、転出届及び転入届を提出しているにもかかわらず、この夫婦の国民年金保険料収納記録が転居先のC区へ移管されていないなど、A区の国民年金の記録管理は適正に行われていないことから、C区転居後もA区が保険料の口座振替を停止せず、引き続き保険料が引き落とされていた可能性も否定できない。

加えて、申立人夫婦の当時の経済状況も良好であったと見られることから、結婚を契機に国民年金に加入したにもかかわらず、保険料を納付しないということは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

新潟国民年金 事案 50

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から50年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年4月から50年6月まで
国民年金保険料収納記録について確認したところ、昭和47年4月から50年6月までの期間が未納となっていた。

私は、昭和47年3月に結婚しているが、昭和46年は婚約中だったこともあり、将来の事を考え、A区役所で国民年金保険料の納付を開始する手続きをした。それ以後、50年7月にB市に転居するまでの間、自分名義の金融機関口座から口座振替により保険料を納付しており、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年2月ごろに払い出された国民年金手帳記号番号により、46年4月以降の国民年金保険料をA区で納付していたことが確認できるが、47年3月に申立人の妻が、同区で国民年金の加入手続を行った際に、既に国民年金手帳記号番号を付されている申立人に対しても、重複して別の国民年金手帳記号番号が払い出されている。加えて、申立人夫婦が、48年3月にC区へ転居した際、転出届及び転入届を提出しているにもかかわらず、この夫婦の国民年金保険料収納記録が転居先のC区へ移管されていないなど、A区の国民年金の記録管理は適正に行われていないことから、C区転居後もA区が保険料の口座振替を停止せず、引き続き保険料が引き落とされていた可能性も否定できない。

また、A区では、口座振替による保険料の納付は、昭和46年7月から開始しているが、申立人の国民年金保険料収納記録は、46年6月にはD区からA区へ移管されていることから、申立人はこのころ、国民年金の納付手続を行ったと考えられ、自分名義の金融機関口座から口座振替により保険料を納付して

きたとする主張に不自然な点は見られない。

さらに、申立人は昭和47年3月に結婚し、その妻は同月から国民年金に加入している上、申立人夫婦の当時の経済状況も良好であったと見られることから、46年4月以降続けてきた保険料の納付を、あえて、47年4月に止める理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

新潟国民年金 事案 51

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年10月及び同年11月

年金記録を照会したところ、昭和54年10月及び同年11月の保険料が未納になっているとの回答を得た。いつも、私が夫の分と一緒に保険料を納付していたので、私だけ未納になっているのは納付できない。保険料は、銀行か市町村の窓口で納付していたと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、2か月と短期間であるとともに、申立人及びその夫は、複数回住所変更をしているが、国民年金加入期間について申立人の申立期間を除き国民年金保険料の未納は無く、申立期間のみが未納となっているのは不自然である。

また、申立人及びその夫は、昭和54年11月にA区からB市に転居し、B市では同年12月から夫婦で国民年金保険料の納付をしているが、申立人が一緒に納付していたとしている夫の保険料について、前住所地のA区において同年12月まで納付されていたため、保険料が還付されていたことが確認できる。さらに、申立人は、厚生年金保険と国民年金の切替手続を複数回行っているが、いずれも適切に行っている上、夫が厚生年金保険加入後は国民年金に任意加入し保険料を納付しており、申立人の納付意識の高さが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

新潟国民年金 事案 55

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月から同年 3 月まで

国民年金保険料の納付については、すべて妻に任せており、妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた。時期は覚えていないが、「3 か月未納がある」旨の通知が届き、妻が夫婦二人の 3 か月分の保険料を、一緒にさかのぼって納めたことを記憶している。

妻の申立期間における保険料は納付済みであるのに、私の分だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3 か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について保険料をすべて納付している。また、申立人の妻は、国民年金保険料の未納期間は無いことから、申立人及びその妻の国民年金保険料の納付意識は高かったものと認められる。

さらに、納付日が確認できる昭和 36 年 4 月から 45 年 3 月までのうち、37 年 7 月から同年 9 月までを除く期間の国民年金保険料については、すべて夫婦同一日に納付していることから、基本的に夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたものと考えられる。

加えて、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付した昭和 55 年 6 月 30 日は、第 3 回目の特例納付実施期間であり、申立人の妻が夫婦二人分を一緒にさかのぼって納付したとの申立てには不自然さはみられず、妻の保険料は納付済みであるのに、申立人の申立期間のみが未納とされている

ことは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

新潟国民年金 事案 56

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月

平成8年3月まで勤務し、退職後、健康保険に任意継続で加入していた。任意継続の加入期限が切れるので10年3月ごろ、市役所に国民健康保険の手続に向いたところ、国民年金の加入について説明を受け、8年4月までさかのぼって加入し、近隣の信用金庫で保険料を納めた。過去の未納の国民年金保険料を毎月納付してきたのに、1か月だけ未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年4月に国民年金の資格を取得し、同月以降の保険料は申立期間の1か月を除きすべて納付しており、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったと考えられる。

また、申立期間前後の平成8年4月から10年3月までは申立期間を除き過年度納付を行っているが、その納付状況をみると、ほぼ1か月ごとに確実に納付されていることが確認でき、申立期間の9年4月のみを納付しないことは不自然である。

さらに、申立期間以後、短期間に厚生年金保険から国民年金への切替手続を3回行っているが、いずれも適切に手続を行っており、保険料はすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

新潟国民年金 事案 57

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年3月

昭和44年3月の国民年金保険料納付記録について照会したところ、納付事実が確認できなかった旨の回答を得た。

20歳になった昭和37年9月から60歳になる前の平成14年8月まで、真面目に国民年金保険料を納付してきたのに、申立期間(1か月)だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、1か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、昭和43年度の国民年金保険料のうち、昭和43年4月から44年2月までの分について、43年9月に一括納付しているのに、当該年度の最終月である44年3月分だけを納付せず、未納のままとしていることは不自然である。

さらに、申立人は、婚姻後、申立期間及びその前後は国民年金の任意加入期間であるにもかかわらず加入していたこと、及び転居に伴う住所変更手続を適切に行い保険料を納付していることから、納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

新潟国民年金 事案 58

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月から47年3月まで

高校卒業後1年8か月ほど就職したがその後退職して、国民年金に加入し、結婚するまで実家の自営業の手伝いをしていた。加入してからの最初の4か月である昭和46年12月から47年3月までが未納とされているが、当時は両親が家族4人分（父、母、姉及び私）の国民年金保険料を納付していたので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、自営業を営む両親及び姉と4人で同居し、国民年金保険料は両親が家族4人分をまとめて集金人に払っていたとしており、父、母及び姉の国民年金保険料については国民年金加入期間のすべてが納付済みであることから、両親の国民年金保険料の納付意識は高かったものと認められ、その両親が、申立人が国民年金に加入した直後の4か月分を未納のままにしておくことは不自然である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号払出しは昭和47年5月で、申立期間（昭和46年12月から47年3月まで）の国民年金保険料を納付することは可能であった。

さらに、申立期間は4か月と短期間であり、申立人の国民年金保険料は、申立期間を除く国民年金加入期間である32年以上について、すべて納付済みである。

加えて、申立期間当時、申立人の自営業の経営状態にも特段変化は認め

られず、国民年金保険料を払えない状況ではなかったことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

山梨国民年金 事案 26

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 9 月から同年 10 月までの期間及び 58 年 12 月から 59 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 9 月から同年 10 月まで
② 昭和 58 年 12 月から 59 年 3 月まで

社会保険事務所へ納付記録の照会をしたところ、申立期間の納付事実が確認できなかった旨の回答があった。

しかし、申立期間の保険料は母親が集金人に納付していたはずであり、未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 59 年 12 月の時点は、申立期間の国民年金保険料が納付可能であったところ、申立人は、58 年 11 月の保険料を過年度納付し、過年度保険料を納付する意思があったにもかかわらず、58 年 11 月の保険料のみを納付したとして記録され、その前後の期間が未納とされていることは不自然である。

また、昭和 58 年 11 月の保険料及び昭和 59 年度の一部の保険料は、納付年月日が同日であるため、集金人が過年度及び現年度の保険料を一緒に納付していた可能性は十分に考えられる。

さらに、申立期間は 6 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間について保険料をすべて納付している上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 59 年 12 月以降の保険料はすべて納付期限内に納付しており、保険料の納付意識が高いものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

山梨国民年金 事案 27

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 41 年 4 月から 42 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 2 月から 40 年 3 月まで
② 昭和 41 年 4 月から 42 年 3 月まで

昭和 42 年 4 月 6 日に夫が婚姻手続を行った際、A 市役所の担当者から「奥さんは、3 年分の国民年金保険料が未納だから、市役所の国民年金課で一括納付してください。」と言われたため夫が保険料を納付した。申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間及びその夫が厚生年金保険被保険者資格を喪失したことにより第 3 号被保険者資格を喪失した 1 か月を除き、国民年金加入期間の保険料はすべて納付しており、申立期間の保険料を納付したとする夫も、厚生年金保険被保険者資格を喪失したため国民年金への切替手続が必要であった 1 か月を除き、国民年金加入期間の保険料はすべて納付済みとなっているなど、申立人及びその夫は、保険料の納付意識が高かったものと認められる。

また、申立人の国民年金加入手続を行った夫は、申立期間の保険料は過年度分及び現年度分を併せて市役所の国民年金課で納付したとしている。申立期間当時、市役所に隣接して郵便局があり、そこで過年度分及び現年度分の保険料を一括納付できたことを勘案すると、申立期間のうち、過年度納付が可能な昭和 40 年 1 月から同年 3 月までの期間及び現年度分の 41 年 4 月から 42 年 3 月までの期間の保険料を納付したと考える方が自然である。

一方、申立期間のうち、昭和 39 年 2 月から同年 12 月までの期間は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、時効のため保険料が納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡

やほかに保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、当該期間の保険料を納付していたと考えるのは不合理である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年1月から同年3月までの期間及び41年4月から42年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

山梨国民年金 事案 28

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 11 月から 48 年 3 月まで
② 昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月まで

私は、昭和 45 年 11 月の結婚後から 48 年 3 月までの期間は、毎月、A 町役場内にある B 銀行の窓口に行き、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。

また、昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月までの期間は、地区婦人会の役員が集金に来ていたので、毎月、夫婦二人分の保険料を納付していた。申立期間について、夫の分が納付済みとされているので、私も納付していたはずなのに未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、C 町に居住していた昭和 48 年から平成元年までの期間のうち、申立期間②を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間②の当時、申立人が居住していた同町では、地区婦人会の役員による保険料の集金が行われていたことが確認でき、かつ、申立人及びその夫の保険料納付年月日は、納付年月日が確認できる昭和 59 年 4 月から平成元年 1 月までの期間は同一日であり、申立期間②についても夫婦一緒に保険料を納付していたものと考えられる。

一方、申立期間①は、申立人は A 町役場内にある B 銀行の窓口に行き、夫婦二人分の保険料を納付したと主張しているが、同町が当該銀行と指定金融機関としての契約を締結したのは昭和 54 年からであり、申立期間①においては、同町役場に銀行員を派遣していた事実は無かったことが確認できる。また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 48 年 8 月時点で

は、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出され、保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人が申立期間①の保険料を納付していたとするのは不合理である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

山梨国民年金 事案 29

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 4 月から 42 年 3 月までの期間及び 42 年 7 月から 43 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 4 月及び 42 年 3 月
② 昭和 42 年 7 月から 43 年 3 月まで

国民年金には昭和 36 年 4 月から平成 8 年 10 月まで加入しており、加入期間中の保険料は私と夫の分をすべて私が一緒に地区の集金人に現金で支払っていた。

一緒に納付していた夫の保険料が全期間納付済みなのに、私の分だけ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号はその夫と連番で払い出されており、国民年金保険料を夫の分と一緒に支払っていたことが認められることから、夫の保険料が納付済みで、申立人の保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立内容のとおり、申立人が居住していた地区では、申立期間当時、国民年金協力員による保険料の集金が行われており、申立人の記憶による住所及び氏名と一致する集金人が国民年金協力員であったことも確認できる。

さらに、申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

山梨国民年金 事案 30

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から同年3月までの期間及び42年10月から43年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年1月から同年3月まで
② 昭和42年10月から43年3月まで

申立期間については、国民年金保険料を自治会の組長に納付していた。毎月きちんと納付していたので、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人が居住していた地域では、納付組織による国民年金保険料の集金が行われていたことが確認でき、かつ、同じ組の中で保険料を未納にしていた人はいなかったとの近隣住民の証言もあり、申立内容に信憑性が認められることから、申立期間だけ申立人が保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立期間は9か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識が高かったと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

山梨国民年金 事案 31

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から43年3月まで
申立期間については、国民年金保険料を自治会の組長に納付していた。毎月きちんと納付していたので、未納となっているとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人が居住していた地域では、納付組織による国民年金保険料の集金が行われていたことが確認でき、かつ、同じ組の中で保険料を未納にしていた人はいなかったとの近隣住民の証言もあり、申立内容に信憑性が認められることから、申立期間だけ申立人が保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立期間は6か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和41年4月以降、申立期間を除き、国民年金加入期間について保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識が高かったと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

長野国民年金 事案 30

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月まで

20 歳から国民年金に加入し、自分で役場に保険料を納めに行くこともあったが、大体は両親に保険料を渡し両親の分と一緒に納付していた。申立期間の 1 年だけ未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 43 年 3 月から申立てのあった平成 19 年 10 月まで、申立期間の昭和 44 年度を除き、38 年 8 か月にわたって国民年金保険料を納付しており、納付意欲は高いものと認められる。

また、当時同居していた申立人の両親は、いずれも、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月から 60 歳になるまで、申立期間を含め国民年金保険料を完納しており、両親の納付意欲も高かったものと認められ、「両親に保険料を渡し両親の分と一緒に納付していた。」との申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月から同年 3 月まで

昭和 44 年 12 月末、夫と同じ会社を一緒に退職し、少し経過してから国民年金の加入手続を夫婦同時に行った。申立期間の保険料については、金額は覚えていないが、夫婦二人分を納めた記憶があり、また、国民年金保険料の納付は常に夫婦一緒に行っていたため、夫の分は納付済みであるのに、自分の分だけ未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 34 年に結婚し、41 年 8 月から 44 年 1 月まで国民年金に任意加入し、その後、申立人の夫と同じ会社に勤め、44 年 12 月末、夫婦一緒に退職後、夫婦共に国民年金に加入している。申立人の国民年金被保険者資格再取得年月日及びその夫の国民年金被保険者資格取得年月日は共に 45 年 1 月 1 日であり、申立人は申立期間を除き、また、夫は申立期間を含めて、60 歳になるまで保険料を完納しており、夫婦共に納付意欲が高かったものと認められる。

さらに、申立人及びその夫の国民年金保険料の納付年月日が確認できる昭和 45 年 4 月から 49 年 12 月までの納付時期は夫婦同一日であり、申立期間である 45 年 1 月から同年 3 月までについて、夫が同年 11 月 30 日に過年度納付しているにもかかわらず、妻である申立人について納付が行われなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

静岡国民年金 事案 40

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から50年3月まで

20歳の時は年金に対する意識も低かったため、国民年金に加入していなかったが、市役所から特例納付のハガキが来て、過去の未納保険料を一括して納められることを知り、母と共に未納分の保険料をすべて納付し、その後は未納期間を生じさせないように、定期的に納付をしてきた。

しかし、年金記録を照会したところ、自分と母親の納付記録が一致しておらず、申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人は昭和50年10月ごろ、満20歳に到達した時点でさかのぼって国民年金に新規加入しているが、40年8月から48年3月までの国民年金保険料を特例納付しており、その後、申立期間以外はすべて納付していることから、納付意識は高かったと認められる。

また、申立人と共に未納保険料の納付を行ったとされる申立人の母親は、昭和48年度中に6か月の未納がある以外、国民年金制度開始当初の昭和36年4月から満60歳に到達するまでの期間の国民年金保険料をすべて納付している。

さらに、申立人は保険料納付時の状況や対応した市の職員について明確に記憶し、その職員は申立期間当時、実際に在籍していたことから、特例納付の通知をきっかけに過去の未納期間の国民年金保険料をすべて納付したとの主張は信憑性^{びよう}が高い。

しかしながら、昭和50年当時、特例納付により納付することができたのは、36年4月から48年3月までの強制加入期間の国民年金保険料のみである。また、申立人と同一日に国民年金手帳記号番号の払出しを受けた被保険者30名の納付記録を調査したところ、特例納付をしている者が7名いたが、完納して

いる者はおらず、申立人の母親と同様、昭和48年度中に6か月の未納がある者が3名いることから、申立人は、48年10月から50年3月までの保険料は過年度分として納付できたが、48年4月から同年9月までの期間は既に時効であったため、納付できなかったと考えるのが妥当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年7月から同年12月まで

昭和56年7月から同年12月までの国民年金保険料納付記録について照会申出書を提出したところ、申立期間について納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

国民年金保険料はすべて銀行で納付してきた。納付できない場合はすべて免除申請を提出して対応してきており、申立期間のみ未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、6か月と短期間であり、かつ、申立人は国民年金加入以後、申立期間を除き、未納期間は存在しない。

また、申立人は、国民年金加入以後、60歳到達までの間に7回にわたり、国民年金保険料納付の免除申請を行っているが、昭和57年度と60年度の免除期間については、後年、追納していることから、保険料を納付する意識が高かったことが認められる。

さらに、申立人は、最初の免除期間（昭和57年4月から58年3月まで）が終了し、再度納付を開始したころに、申立期間を含む未納期間の納付書が届いて納付したと述べており、申立期間後の昭和57年1月から同年3月までの未納保険料については過年度納付を行っていることが確認できることから、申立期間についても納付したとの主張は不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 17

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月から同年6月まで

昭和46年4月から現在までの国民年金保険料の納付記録について確認したところ、48年4月から同年6月までの納付事実が確認できなかったとの回答を得た。国民年金保険料は、当時、3か月分ずつ納付しており、また、夫は申立期間について納付済みとなっているので、自分だけ未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、昭和46年4月以降の国民年金保険料は、申立期間を除きすべて納付済みとなっている。

また、申立人は、申立人の夫と連番で昭和46年8月25日に国民年金手帳記号番号が払い出され、同年4月から夫婦共に国民年金保険料を納付し始めていることから、夫婦の国民年金保険料の納付行為は同一であったと判断できる。その夫の国民年金保険料は、申立人の申立期間について納付されており、申立人の申立期間のみ未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人が申立当時、国民年金保険料を3か月分ずつ納付していたと主張しているところ、納付日が確認できる昭和46年4月から48年3月までの国民年金保険料は3か月分ずつ納付されていることから、当該主張は信憑性が高いと判断できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 18

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から同年 9 月までの期間及び 53 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 4 月から同年 9 月まで
② 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで

社会保険事務所に、国民年金保険料納付記録の照会申出書を提出したところ、昭和 52 年 10 月から同年 12 月までの 3 か月は納付済みとなっているが、その前後の期間（計 9 か月）が未納となっていることが判明した。

申立期間当時は、生活が苦しいながらも両親の援助を受けて国民年金保険料を継続して納付していたので、この 9 か月分が未納であることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月から国民年金に加入し、加入期間については申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、昭和 53 年 7 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料の申請免除期間を追納保険料で納付しているなど、国民年金保険料の納付意識が高かったものと認められ、納付済みとなっている前後の期間のみ、あえて国民年金保険料を納付していないとするのは不自然である。

さらに、社会保険事務所は、申立人からの国民年金保険料納付記録に係る当初の照会申出に対し、昭和 52 年 4 月から同年 6 月までは納付済み、同年 7 月から 53 年 3 月までは未納であるとの回答を行っているが、申立人からの再度の照会申出に対しては、当初の回答を覆し、記録訂正を行った上で 52 年 4 月から同年 6 月までは未納、同年 10 月から同年 12 月までは納付済みであるとの回答を行うなど、同事務所における当該記録の管理事務が不適切であったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 19

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から同年3月まで

国民年金保険料の納付記録について確認したところ、昭和40年1月から同年3月までの納付事実が確認できなかった。当時、国民年金保険料は毎月集金人（徴収員）が徴収してくれていた。未納とされていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

未納とされている期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間については国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金加入期間のうち、昭和38年4月から57年3月までの19年間は任意加入期間であったことから、申立人の納付意識が高かったものと認められる。

この国民年金の任意加入期間のうち、あえて昭和40年1月から同年3月までの3か月の国民年金保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人が申立当時居住していた町では、集金人（徴収員）による国民年金保険料の徴収が行われていたとの当時の町役場職員の証言もあることから、当該主張は信憑性が高いと判断できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 20

第1 委員会の結論

申立人の平成元年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 12 月

平成 2 年 3 月中ごろに市役所から連絡があり、同年 3 月 23 日に市役所で国民年金保険料を納付した。当時の家計簿には、国民年金保険料として 8,000 円の記載もある。

国民年金保険料の領収書は、平成 2 年 1 月に入社した会社の年末調整に添付したと思うが、当時の会社に確認したところ、廃棄処分したとの事であった。

第3 委員会の判断の理由

未納とされている期間は 1 か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間については国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、国民年金保険料をすべて現年度内に納付しており、かつ、国民年金加入期間のうち昭和 50 年 12 月から 53 年 8 月までの 33 か月は任意加入期間であったことから、申立人の納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立人が提出した家計簿を見ると、申立期間の国民年金保険料が計上されていることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 21

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月から同年 3 月まで

厚生年金保険から国民年金への切替えも、途切れることなく手続をして継続して保険料を支払ってきた。昭和 59 年 1 月から同年 3 月までだけ未納になっているのは納得できない。当時の家計簿では、ボーナスの使用欄に国民年金保険料を計上しており、必ず支払ったものと記憶している。

第3 委員会の判断の理由

未納とされている期間は 3 か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、厚生年金保険の資格喪失と同時に国民年金に任意加入し、申立期間の前後の期間は付加保険料も納付していることから、納付意識が高いと考えられ、あえて申立期間のみ国民年金保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人が提出した家計簿を見ると、申立期間の国民年金保険料が計上されていることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたものと認められる。

大阪国民年金 事案 16

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年7月から同年9月まで

当初は、昭和49年度が1年間未納であると指摘された。このうち9か月分については、領収書を所持していたため即座に納付済みに記録が訂正されたが、領収書のない昭和49年7月から同年9月の3か月分については、認めてもらえない。しかし、当時は同居していた姉夫婦と一緒に市の集金人に支払っていたはずであり納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年4月以降の国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているほか、結婚した50年3月から第3号被保険者となる61年4月までの間も国民年金に任意加入しており、納付意欲は高かったものと認められる。

そこで、申立人の昭和49年度の納付記録についてみると、当初、全期間が未納とされるミスがあったが、49年4月から同年6月まで及び49年10月から50年3月までの9か月間について、申立人が所持していた領収書を基に、納付済みに訂正された経緯がある。

なお、申立人と一緒に保険料を集金人に納付していたと主張している姉夫婦についても、申立期間を含めて全期間納付済みとなっていることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

京都国民年金 事案 31

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 39 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 39 年 5 月まで

昭和 36 年 4 月に A 市で、国民年金に加入し、保険料を納めていた。37 年 4 月に結婚と同時に、現住所である B 市に住所異動したが、国民年金保険料を続けて納付していた。しかし、39 年 10 月ごろ、集金人からサラリーマンの妻は無理に加入しなくてもよいと聞き、39 年 5 月まで納付済みであったため、6 月 26 日付けで任意の資格喪失申出届を提出したにもかかわらず、申立期間について未納とされていることに納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の基礎年金番号である国民年金手帳記号番号については、昭和 41 年 12 月 15 日に払い出されているが、それ以前に、前住所地である A 市で、35 年 11 月 8 日に別の国民年金手帳記号番号が払出されていることが、C 社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿により確認できる。

また、強制加入被保険者が任意加入被保険者へ種別を変更するのは、種別変更申出書を提出した場合、又は、強制加入被保険者の資格のまま保険料を納付していた場合であるが、申立人が所持している昭和 46 年 4 月に更新された国民年金手帳の資格得喪記録欄において、38 年 4 月の任意加入への種別変更及び 39 年 6 月の資格喪失が追加訂正されていることから、昭和 35 年 11 月に払い出された国民年金手帳記号番号において、強制加入被保険者の資格のまま保険料を納付していたため、任意加入被保険者への種別変更をしたとみなし、資格喪失申出届により 39 年 6 月に資格を喪失したものと考えられる。

さらに、基礎年金番号との重複が発見され、資格記録が統合されたと推認できるが、この際に、納付記録については見落とされた可能性が高い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

京都国民年金 事案 32

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 6 月

大学卒業後、家族経営の家電販売店に勤め、国民年金には昭和 36 年の制度発足とともに加入した。保険料は、父母や妻が漏れのないように納付してきてくれたのに、1 か月だけ未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、1 か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとする者のうち、申立人の父母は既に死亡しているが、その妻は、自らの年金については厚生年金第四種被保険者歴があり、35 歳のときには既に老齢厚生年金受給資格期間を満了するなど、年金に対する関心も納付意識も高かったものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間当時、家計に影響を与えるような事情は無かったと申し立てており、申立期間のみが未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

兵庫国民年金 事案 40

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月から同年 3 月まで

昭和 54 年 12 月末に会社を退職し、翌年の年明け早々、国民健康保険加入のため A 市役所 B 支所に行き、同時に国民年金加入手続を行った。

夫は当時、国民年金に任意加入しており、夫婦二人とも強制加入になるため、その手続を一緒に行った。それなのに、強制加入した月から 3 か月間未納になっているのは考えられない。

また、昭和 54 年の夫の国民年金加入手続は私が B 支所で行っており、主人の時と同じように手続をしたにもかかわらず、夫に未納期間が無く、私にだけ未納期間があることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年 1 月に国民年金に加入して以来、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付し、その夫も 51 年 4 月に国民年金に加入して以来、申立期間を含む国民年金保険料をすべて納付しており、夫婦共に納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、昭和 55 年 4 月から 6 月までの国民年金保険料を 56 年 7 月に過年度納付しているが、通常、過年度納付書は、過去 2 年分における未納期間分を 1 枚の納付書で発行することとなっており、申立期間についても、納付済みとなっている 55 年 4 月分から 6 月分までと同じ 1 枚の納付書が送付されることとなるが、申立期間を除いて、一部分のみ納付していることは不自然である。

さらに、A 市役所 B 支所での国民健康保険と国民年金の窓口は同じであるとともに、昭和 54 年 1 月に、申立人が国民年金加入手続を行ったその夫の記録については未納期間が無い。

加えて、社会保険庁の記録によると、昭和 55 年 1 月に手続に行ったと申立人の主張するとおり、申立人の夫の種別変更（1号から3号）が同日となっていることが確認でき、申立人の主張を裏付けるものとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

兵庫国民年金 事案 41

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月まで
昭和 54 年 3 月に昭和 53 年度分の国民年金保険料の未納に気付いたため、A 町役場へ相談及び手続に行ったところ、53 年度分は今からでも納付できると聞いた。

当時は、地元の婦人会が集金を行っており、53 年度の国民年金保険料を 54 年度の国民年金保険料と一緒に納付してもよいとのことだったので、毎月、54 年度の国民年金保険料の金額を 2 回ずつ支払い、国民年金手帳預り証を 2 部所有している。

町役場発行の国民年金預り証に集金人の領収印もあるので、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、国民年金保険料の納付状況を示す昭和 54 年度の国民年金手帳預り証を 2 部所持しており、いずれにも集金人の領収印が押されていることが確認できる。

さらに、この国民年金手帳預り証について、申立人は、A 町の窓口で照会して、集金人に過年度分を支払うことができることを聞き、当時、未納期間であった昭和 53 年度分を 54 年度の各月分の保険料と一緒に納付することとし、そのため国民年金手帳預り証を 2 部所持することとなったと主張しているが、この国民年金手帳預り証の領収印の押印状況から、再発行されたものとは考えにくく、申立人の主張しているとおおり、53 年度及び 54 年度の国民年金保険料を、一緒に納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

兵庫国民年金 事案 42

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名： 女
基礎年金番号：
生年月日： 昭和28年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間： 昭和48年1月から49年3月まで
30数年前、区役所から国民年金保険料の未納があるとの案内を受けて、当時私は無職であったことから、両親が、両親と私の20歳からの国民年金保険料を含めた家族3人分の多額の国民年金保険料を、未納期間が生じないようにさかのぼって納付した。両親の記録には未納期間が無く、年金が満額支給されているのに、私の分だけ、それも15か月分だけ未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しているとともに、申立人の両親については、申立期間を含む国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、その両親が自分達と申立人の未納分をさかのぼってすべてを納付していたと主張しており、これについて、社会保険事務所の特殊台帳により、3人の記録をみると、昭和50年7月から同年12月の間において、3人合計で、当時未納となっていた387か月分のうち372か月分（31年分32万6,400円）の保険料が特例納付及び過年度納付された記録があり、両親の未納分については、申立てのとおり、すべて納付されている。さらに、国民年金手帳記号番号が申立人とその両親の3人とも同一日に連番で払い出されていたことからすると、申立人の未納分についても両親の国民年金保険料と一緒に特例納付及び過年度納付されたものと推認され、申立人について、15か月分のみを納付しなかったとすることは、その後の納付状況からも不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで

当時市役所にて 3 か月に一度、現金で国民年金保険料を納付していた。母から、障害年金の保障や将来に備え納付するように言われていたのもれなくきっちりと納付していたにもかかわらず未納であることに納得いかない。領収書は保管していたが、該当期間の分のみ、はがれて現在所持していないが、必ず国民年金手帳に添付していた。自分は元銀行員であり未納にすることは絶対にあり得ない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職後の昭和 46 年 8 月から第 3 号被保険者となるまでは、申立期間を除き、国民年金保険料はすべて納付期限内に納付している。

また、申立人は、申立期間の領収書を国民年金手帳に添付していたが剥落してしまったと申し立てているが、申立人が保管している国民年金手帳にはその痕跡が認められるとともに、国民年金手帳に貼付されている申立期間の前年度分の領収書及び検認印により、昭和 47 年 2 月から 49 年 3 月までの期間については申立人が納付期限内に遅滞なく納付していたことが確認できる。

さらに、申立人は、昭和 46 年 7 月末日に会社退職後、翌月の同年 8 月に国民年金加入手続を行い、結婚時には国民年金任意加入被保険者への種別変更をすることにより国民年金の加入を続けるとともに、その夫の転勤のため過去 4 回の転居した際には、その都度国民年金の住所変更届けを適正に行っており、申立期間を除き、未納期間は存在せず、納付意識が高かったものと考えられ、申立期間のみ未納のまま放置しておいたとは考えに

くい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月から同年 3 月まで

私は、国民年金保険料の納付は国民の義務であると考え、夫婦二人分を一緒に、当然のこととして納付しており、昭和 48 年 1 月から同年 3 月までの 3 か月分だけが未納であるのは納得できない。特にこの期間の前後は、同居していた私の妹の分も含め納付しており、未納とは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間当時、自営の司法書士事務所の経営は順調で、納付が困難であるような事情は無く、申立人宅に同居していた妹の国民年金保険料を負担し同じように納付していたと申し立てているとともに、未納期間は 3 か月分であるが、当時の納付状況をみると、夫婦二人分の保険料を 3 か月分まとめて定期的に納付しており、1 回分だけ納付を怠ったということは不自然である。

さらに、申立人の国民年金被保険者台帳では、申立期間の翌年分の社会保険庁への納付記録の進達、納付後 2 年以上経過しているにもかかわらず、9 か月分と 3 か月分とに分け、しかも異なる時期に行われているなど、区役所から社会保険事務所への納付記録の連絡及び管理において、不適切な事務処理が行われていた可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月から同年 3 月まで

私は、国民年金保険料の納付は国民の義務であると考え、夫婦二人分と一緒に、当然のこととして納付しており、昭和 48 年 1 月から同年 3 月までの 3 か月分だけが未納であるのは納得できない。特にこの期間前後は、同居していた夫の妹の分も含め納付しており、未納とは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間当時、申立人の夫が自営する司法書士事務所の経営は順調で、納付が困難であるような事情は無く、申立人宅に同居していた夫の妹の国民年金保険料を負担し同じように納付していたと申し立てているとともに、未納期間は 3 か月分であるが、当時の納付状況をみると、夫婦二人分の保険料を 3 か月分まとめて定期的に納付しており、1 回分だけ納付を怠るのは不自然である。

さらに、申立人の国民年金被保険者台帳では、申立期間の翌年分の社会保険庁への納付記録の進達、納付後 2 年以上経過しているにもかかわらず、9 か月分と 3 か月分とに分け、しかも異なる時期に行われているなど、区役所から社会保険事務所への納付記録の連絡及び管理において、不適切な事務処理が行われていた可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から同年3月まで
当時、母親が私の代わりに国民年金保険料を納付しており、母親はきちりした性格であったため、未納の督促があれば必ず納めていたはずである。また、国民年金手帳の検認印が申立期間の前後はあるのに、申立期間の3か月分が未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入資格が生じた翌年度の昭和40年4月から、共済年金に加入する直前の43年7月までの期間及び申立期間の3か月を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の母親が、申立人に代わって、申立人の国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとしているが、申立人に係る国民年金保険料の納付状況をみると、申立期間の前年度の昭和40年度は前納しており、申立期間を除く国民年金保険料の納付はすべて現年度納付となっているため、申立人の母親は納付意識が高かったものと推認されることから、申立期間が未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

和歌山国民年金 事案 37

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 11 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 2 月及び同年 3 月
② 昭和 61 年 11 月

国民年金保険料納付記録について、照会申出書を提出したところ昭和 51 年 2 月、同年 3 月及び 61 年 11 月について納付の事実が確認できなかったとの回答をもらった。しかし、集金人に毎月保険料を支払っていたので記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、①昭和 51 年 2 月及び同年 3 月については、社会保険事務所が当時の領収済通知書をすべて保管しており、この通知書から、申立人は昭和 49 年度から 53 年度までについては、50 年度を除き 2 月及び 3 月分の保険料を、過年度納付していることが確認でき、申立期間のみ別の方法により納付したという関連資料や周辺事情も見当たらず、国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

一方、②昭和 61 年 11 月の期間は、当該申立期間前後に未納期間が無く、申立人の主張どおり、国民年金保険料の集金を市の委託する集金人により行われていたことが確認できるなど、申立内容に不自然さが無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 11 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月から37年3月まで

国民年金制度が発足したときに、母親がこれから国民年金保険料を納付する旨を話していた記憶があり、当時は母親が私の保険料を納付していたはずである。結婚後すぐの期間で5か月の未納期間があったが、婦人会の集金を通じて500円の保険料を納付し完納した。申立期間について未納であるなら督促等があると思うが、そのようなことはなかったので未納とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と比較的短期間であるとともに、3号被保険者となる昭和61年3月までの国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間前後の期間の国民年金保険料は現年度納付されている。

また、申立人が居住していた地区では、申立期間当時、国民年金保険料を婦人会により集金していたことが確認できる。

さらに、申立人は申立期間について督促を受けた記憶も無いとしていることから、申立期間のみ未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

広島国民年金 事案 28

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 8 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 8 月から 46 年 3 月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間について加入記録が無いことが分かった。しかし、申立期間の保険料は、昭和 46 か 47 年ごろに特例納付をすることができることを知り、妻が私と妻自身の特例納付保険料とを併せた 7 万円前後を市役所の窓口において一括で納付した。

妻は、特例納付した帰りに、義姉と会って納付してきたことを話しており、義姉もこのことをはっきりと記憶している。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料はすべて納付している。

また、申立人の妻が、特例納付したとする昭和 46 又は 47 年は、特例納付の実施期間中であり、納付したとする金額も申立期間の国民年金保険料を特例納付した場合の金額とおおむね一致している。

さらに、申立人の、納付場所、納付方法等についての記憶は具体的であり、申立人の妻が申立人夫婦の国民年金保険料を一括納付したとする義姉の証言書の提出があるなど、申立人の説明に不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立人の昭和38年4月から同年7月までの期間及び40年8月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和38年4月から46年3月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間について加入記録が無いことが分かった。しかし、申立期間の保険料は、昭和46か47年ごろに、特例納付をすることができることを知り、私が私自身と夫の特例納付保険料とを併せた7万円前後を市役所の窓口において一括で納付した。

私は、特例納付した帰りに、義姉と会って納付してきたことを話しており、義姉もこのことをはっきりと記憶している。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料はすべて納付している。

また、申立人が、特例納付したとする昭和46又は47年は、特例納付の実施期間中であり、納付したとする金額も申立期間の国民年金保険料を特例納付した場合の金額とおおむね一致している。

さらに、申立人の、納付場所、納付方法等についての記憶は具体的であり、申立人が申立人夫婦の国民年金保険料を一括納付したとする義姉の証言書の提出があるなど、申立人の説明に不合理な点は認められない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和38年8月から40年7月までは、任意加入とされる期間であることから、制度上、特例納付をすることができない期間であり、申立人夫婦が同時に特例納付の申出をしたのであれば、市役所は、申立人の夫の厚生年金保険の加入状況について把握できたことを踏まえると、申立人の当該期間を含めて特例納付の案内をしたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から同年7月までの期間及び40年8月から46年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

広島国民年金 事案 32

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月から 60 年 3 月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間について納付記録が無いことが分かった。自営業であったため、国民年金保険料を納付しておかなければならないという意識を強く持っており、取引のあった金融機関で納付していた。

当時、事業は順調で経済的に困窮していた訳でもないのに、申立期間に係る国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 43 年 5 月 10 日に国民年金に加入し、以後、申立期間を除き、国民年金保険料はすべて納付済みとされている。

また、申立人の納付場所、納付方法等についての記憶は具体的であり、その内容は確認できた当時の状況と合致し、申立内容に不合理な点は認められない。

さらに、申立人の納付年月日が確認できる昭和 60 年 4 月から平成 15 年 10 月までの国民年金保険料は、2 か月分を除き、すべて納付期限内に納付されており、申立人の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 6 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 6 月から 57 年 3 月まで
国民年金保険料の納付記録について照会申立書を提出したところ、昭和 56 年 6 月から 57 年 3 月までの納付事実が確認できなかったとの回答があった。

ほかの期間について、国民年金の未加入期間があることは心得ているが、申立期間は結婚前の期間であることなどから、支払った記憶は鮮明であり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の 10 か月を除き、国民年金加入期間について、国民年金保険料はすべて納付済みとされている。

また、申立人の納付場所、納付方法等についての記憶は具体的であり、申立内容に不自然さは無い。

さらに、社会保険庁の記録では、当初、未加入とされていた申立期間前の昭和 52 年 9 月から 55 年 9 月までの期間が、平成 12 年 9 月 18 日に納付済みに記録訂正されているが、その原因は明らかではなく、社会保険事務所における記録管理が適正に行われていなかったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

広島国民年金 事案 34

第1 委員会の結論

申立人の平成10年1月の国民年金保険料については、納付していたと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年1月

国民年金保険料の納付記録を確認したところ、平成10年1月の保険料が未納となっていた。保険料の納付については両親が行っていたが、両親は納付意識が高く、1か月分だけ未納とすることは考えられず、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、1か月と短期間であるとともに、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたその両親には、未納期間が無く、納付意識が高かったことが認められる。

さらに、税務署が受理した「給与所得者の保険料控除申告書」に、申立期間分を含む国民年金保険料に相当する金額が記載されており、申立期間に係る保険料が納付されていることが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 10 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 10 月から 55 年 3 月まで

国民年金保険料の納付記録について照会申立書を提出したところ、昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの 1 年間が免除申請（全額）となっていることが分かった。その後、54 年 4 月から同年 9 月までの領収書が見付かったため、平成 19 年 9 月 13 日、社会保険事務所に領収書を提示し、同期間の記録訂正が行われた。

しかし、昭和 54 年 10 月から 55 年 3 月までの期間は、申請免除期間のままとなっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和 50 年 10 月に国民年金被保険者資格を取得した後、申立期間を除き、申立人の国民年金保険料は納付済みとされているのに対し、申立人の妻の国民年金保険料は、申立期間を含めてすべて納付済みとされており、申立人の申立期間のみが未納とされていることは不自然である。

また、納付日が確認できる昭和 60 年度以降の国民年金保険料は、いずれも夫婦が同一日で、かつ、納付期限内に納付していることから、申立人及びその妻の納付意識は高かったものと認められる。

さらに、昭和 54 年 4 月から同年 9 月までの申請免除については、本人が領収書を提示し、平成 19 年 9 月 13 日に納付済みに記録が訂正されており、社会保険事務所における事務処理上の誤りが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

山口国民年金 事案 10

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月まで
20 歳から 9 か月の未納期間があるものの、それ以降は申立期間を除き、すべて納付しているのに昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月までが未納となっている。
申立期間においては、同居していた両親が、私の国民年金保険料を納付しており、両親は納付しているにもかかわらず、私の分だけ未納となっていることは、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料は、20 歳から昭和 49 年 6 月に厚生年金保険に加入するまでの 9 か月分が未納であるが、厚生年金保険の資格を喪失し、再び国民年金被保険者となった 51 年 10 月以降は、申立期間を除き、現在に至るまで納付済みであり、申立期間のみ未納とされていることは不自然である。

また、納付を行っていたとされるその両親は、国民年金制度発足時から国民年金に加入し、国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付に対する意識は高かったと判断できる。

さらに、申立人自身が納付を行い始めてから、延べ 13 年間の保険料を前納している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

香川国民年金 事案 37

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 1 月から平成元年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 1 月から平成元年 5 月まで

国民年金保険料納付記録の照会を行ったところ、昭和 63 年 1 月から平成元年 5 月までの期間についての納付事実が確認できなかったとの回答を受けたが、申立期間については納付済みのはずなので確認してほしい。

昭和 62 年 12 月末に会社を退職した後国民年金への加入手続を行わなかったところ、市役所から再三勧奨の電話があり、分割して納付することとした。その後納付書が送付されてきたことから、国民年金保険料を全額納付した。納付時期は明確に記憶していないが、毎月ごとに納付していたと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は平成 2 年 4 月ごろ、国民年金の加入手続をしたものと推認され、元年 6 月から 2 年 3 月までの国民年金保険料を、過年度納付していることが確認でき、過年度納付が可能だった申立期間について未納となっているのは不自然である。

さらに、申立期間当時、申立人の住所、夫の職業等に変更は無く、夫の会社の経営も安定していたと申し立てている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

香川国民年金 事案 38

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 8 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 8 月から 42 年 3 月まで

国民年金保険料納付記録について照会したところ、申立期間について、「納付事実が確認できなかった」との回答を受けたが納付できない。

当時私は個人経営の歯科医院に勤務しており、母親に給料を預けて、納付手続を任せていた。

納付時期、保険料の額等を含め詳細については不明であるが、申立期間の保険料についてはさかのぼって納付していると聞いている。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の父親、母親及び兄についても、申立期間を含む国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

さらに、申立人の母親は、申立人と同様に父親及び兄についても、国民年金保険料の納付を行っていたとされており、父親及び兄の国民年金保険料を納付しているにもかかわらず、申立人の保険料を納付していなかったとするのは不自然であり、国民年金手帳の発行日が昭和 42 年 7 月 31 日と記載されていることから、母親が、申立人に係る国民年金加入手続を行った後、申立期間については過年度納付が可能だったため、国民年金保険料を過年度納付したものと推測できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 10 月から 61 年 3 月までの期間及び 62 年 8 月から 63 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和 60 年 10 月から 61 年 3 月まで
② 昭和 62 年 8 月から 63 年 3 月まで

国民年金保険料納付記録について照会したところ、申立期間について未納との回答を受けたが納得できない。

申立期間を除く国民年金加入期間については、すべて国民年金保険料を納付したことになるのに、申立期間だけ未納というのはおかしい。

国民年金保険料は、申立期間当時に納付書により現金で納付していたが、2、3 か月分をまとめて納付することもあった。

国民年金保険料の納付機関として考えられるのは、申立期間当時の自宅及び職場近くにあった金融機関（A 銀行 B 支店及び C 銀行）であるが、国民年金保険料の納付金額については覚えていない。

国民年金保険料は、自分で管理及び納付していたが、申立期間当時、未納である旨の通知や未納期間に係る納付書が送付されてきた覚えは無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 44 年 12 月の 20 歳到達時に国民年金に加入し、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて現年度納付している。

また、申立期間は、①昭和 60 年 10 月から 61 年 3 月までの 6 か月及び②62 年 8 月から 63 年 3 月までの 8 か月と比較的短期間であり、当時、生活状況に大きな変化も無かったものと認められることから、申立期間の国民年金保険料が未納となっているのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間における国民年金保険料の納付機関について、A 銀行 B 支店及び C 銀行の窓口と主張しているが、当時、両銀行とも、国庫金納付の取扱いを行っていたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

香川国民年金 事案 42

第1 委員会の結論

申立人の ①平成5年1月から同年2月までの期間及び ②5年4月の国民年金保険料については納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年1月から同年2月まで
② 平成5年4月

社会保険庁から、記録上、申立期間に係る国民年金保険料が未納である旨の回答があったが、当時、A市役所で国民年金への加入手続を行うとともに、過年度の未納となっていた保険料についても納付書により速やかに納付した記憶があるため、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っており、申立期間を除き、未納期間は存在せず、申立人の国民年金保険料の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、国民年金保険料納付記録において、平成5年3月、同年5月及び同年6月の国民年金保険料を過年度納付したことが確認できることから、過年度納付することが可能であったと思われる申立期間の国民年金保険料が未納となっていることは不自然である。

加えて、申立人は、A市役所窓口で国民年金への加入手続を行った際、窓口職員の説明に従い、後日、送付された納付書により当該期間の国民年金保険料を納付したとしており、納付したとする国民年金保険料額も当時の国民年金保険料額とほぼ一致していることから、申立内容は具体的であり、不合理な点は見受けられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの期間、42年1月、43年1月、44年4月から同年11月までの期間及び51年6月から52年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで
② 昭和42年1月
③ 昭和43年1月
④ 昭和44年4月から同年11月まで
⑤ 昭和51年6月から52年12月まで

申立期間の国民年金保険料納付記録について照会申出書を提出したところ、平成19年6月20日付けで、①から⑤までのすべての期間について納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

私は、昭和55年ごろ、地区納税組合担当者から国民年金保険料の未納期間があることを聞いて、すぐに市役所に相談に行き、担当者が、別添の「特例納付相談票」のとおり、未納期間に係る国民年金保険料額を計算してくれたので、後日、市役所内の銀行で全額を一括納付している。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所で相談した当時の「特例納付相談票」を所持しており、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張している時期は、特例納付が可能であった期間内であるとともに、申立人が特例納付を行ったことは、社会保険庁の特殊台帳の記録から確認ができる上、申立人の国民年金加入期間において、特例納付以後には未納期間が無い。

また、申立人が納付したとする金額は、申立期間に係る特例納付及び過年度納付により納めることのできる国民年金保険料額とおおむね一致しているとともに、申立人は、昭和48年ごろから現在の事業を開始しており、当時景気は良く、申立人の事業は良好であったと申し立てており、国民年金保険料を一括納付することは可能であったと考えられる。

さらに、申立人の特例納付に関しては、①社会保険庁の特殊台帳の記録では、特例納付が可能な期間経過後に特例納付されたことになっていること、②特例納付は、納付可能な先に経過した月の分から順次行うものとされていたにもかかわらず、未納期間の途中から充当されていることなど、収納事務処理に不合理な点がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの期間、42年1月、43年1月、44年4月から同年11月までの期間及び50年10月から52年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで
② 昭和42年1月
③ 昭和43年1月
④ 昭和44年4月から同年11月まで
⑤ 昭和50年10月から52年12月まで

申立期間の国民年金保険料納付記録について照会申出書を提出したところ、平成19年6月20日付けで、①から⑤までのすべての期間について納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

昭和55年ごろ、地区納税組合担当者から国民年金保険料の未納期間があることを聞いて、夫がすぐに市役所に相談に行き、担当者が、別添の「特例納付相談票」のとおり、未納期間に係る国民年金保険料額を計算してくれたので、後日、夫が、市役所内の銀行で全額を一括納付している。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所で相談した当時の「特例納付相談票」を所持しており、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張している時期は、特例納付が可能であった期間内であるとともに、申立人が特例納付を行ったことは、社会保険庁の特殊台帳の記録から確認ができる上、申立人の国民年金加入期間において、特例納付以後には未納期間が無い。

また、申立人が納付したとする金額は、申立期間に係る特例納付及び過年度納付により納めることのできる国民年金保険料額とおおむね一致して

いるとともに、申立人の夫は、昭和 48 年ごろから現在の事業を開始しており、当時景気は良く、申立人の夫の事業は良好であったと申し立てており、国民年金保険料を一括納付することは可能であったと考えられる。

さらに、申立人の特例納付に関しては、①社会保険庁の特殊台帳の記録では、特例納付が可能な期間経過後に特例納付されたことになっていること、②特例納付は、納付可能な先に経過した月の分から順次行うものとされていたにもかかわらず、未納期間の途中から充当されていることなど、収納事務処理に不合理な点がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月から同年3月まで

国民年金保険料納付記録について照会したところ、申立期間について、「納付事実が確認できなかった」との回答を受けたが納付できない。
納付時期、金額は明確ではないが、申立期間を含む過年度保険料について、母親が銀行へ納付書を持って行き、さかのぼってまとめて納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、実際に申立人の保険料を納付していたその母親も、申立期間後の第1号被保険者であった期間については国民年金保険料をすべて納付していることから、納付に対する意識は高いものと思われる。

さらに、申立人の母親が申立期間に係る国民年金保険料を納付した時期は、申立人の前後に国民年金に任意加入した者の資格取得日から見ると、平成2年6月ごろに加入手続を行ったものと推測され、その時点で、昭和63年8月から同年12月までの国民年金保険料を過年度納付したことが確認できることから、申立期間にかかる国民年金保険料は過年度納付が可能であるにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から同年6月まで

国民年金保険料納付記録の照会を行ったところ、「平成5年4月から同年6月の期間についての納付事実が確認できなかった。」との回答をもらったが納得できない。

平成6年7月26日に夫と一緒に、婚姻届を提出後、市役所国民年金窓口で年金の手続き(3号届)を行った際に、平成5年4月から同年6月までの国民年金保険料の未納を指摘され、未納分を一括して納付した。

領収書は残っていないが、婚姻届及び国民年金の第3号被保険者の届を出した際に、待合室で長時間待たされたことなどを記憶している。

当時は、結婚直後であり家計簿も作成していなかったため、納付記録を確認できる書類は何も無いが、市役所において3か月分の保険料を間違いなく納付しているし、同行した夫もそのように記憶している。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁の記録から、平成6年7月に国民年金の加入手続(3号届)を行ったことが確認され、この時点においては、申立期間の過年度納付が可能である上、申立人が記憶している納付額と申立期間を過年度納付した場合の国民年金保険料の額はおおむね一致している。

また、申立人は、市役所窓口で国民年金の加入手続を行った際、申立期間の国民年金保険料を市役所窓口で納付したと主張しているが、当時、市役所窓口では国民年金保険料の収納対策の強化を図るため、過年度の納付についての納付書を常備していたことが確認され、市の窓口で過年度分の納付書の発行が可能であったことから申立内容に不合理な点は見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

徳島国民年金 事案 26

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から48年3月まで

社会保険事務所に対し、昭和36年4月から48年3月までの国民年金保険料納付記録について、照会申立書を提出したところ、申立期間について納付事実が確認できなかったと回答をもらった。しかし、夫が、50年当時家族の勧めで町役場に相談に行き、郵便局で義母の貯金からお金を引き出して夫自身の国民年金保険料と併せて私の申立期間の国民年金保険料を特例納付したと聞いており、未納とされることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、昭和50年当時、申立人の夫が、家族の勧めで国民年金保険料の納付について、町役場に相談したと主張しているが、現年度保険料を役場にて納付していたことが確認できる。

さらに、申立人の提出資料によると、申立人が、当時、社会保険事務所から特例納付に関する納付書の送付を受けていたことが確認できることから、申立期間について特例納付する意思があったことが認められる。

加えて、申立人が過去の未納保険料を一括納付したとする納付時期については、昭和49年1月から50年12月までの特例納付期間とおおむね合致しており、申立人が主張している納付金額についても、当時の保険料の金額と一致していること、夫婦の国民年金保険料を併せて郵便局へ納付していたとする納付方法が、申立人が保管している過年度保険料の

領収書により確認できることなどから、申立内容全般にわたり不自然さは無く、その主張は基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

徳島国民年金 事案 27

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から48年3月まで

社会保険事務所に対し、昭和36年4月から48年3月までの国民年金保険料納付記録について、照会申立書を提出したところ、申立期間について納付事実が確認できなかつたと回答をもらった。しかし、私は、50年当時、家族の勧めで町役場に相談に行き、郵便局で母の貯金からお金を引き出して、私自身の申立期間の国民年金保険料と妻の国民年金保険料と併せて特例納付した記憶があり、未納とされることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の約26年について、未納期間はわずか9か月と短期間である。

また、申立人は、昭和50年当時、家族の勧めで国民年金保険料の納付について、町役場に相談したと主張しているが、現年度保険料を役場にて納付していたことが確認できる。

さらに、申立人の提出資料によると、申立人が、社会保険事務所から特例納付に関する納付書の送付を受けていたことが確認できることから、申立期間について特例納付する意思があつたことが認められる。

加えて、申立人が過去の未納保険料を一括納付したとする納付時期については、昭和49年1月から50年12月までの特例納付期間とおおむね合致しており、申立人が主張している納付金額についても、当時の保険料の金額と一致していること、夫婦の国民年金保険料を併せて郵便局へ納付していたとする納付方法が、申立人が保管している過年度保険料の

領収書により確認できることなどから、申立内容全般にわたり不自然さは無く、その主張は基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から37年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月から37年6月まで

私は、20歳になった昭和36年7月に、市役所から国民年金加入の案内が来たことを契機に、間もなく自ら市役所に出向き加入手続を行った。

保険料の納付は、集金人が毎月自宅に来てくれていて、主として母親が家族の分をまとめて納付していた。

加入当初の1年間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間(約37年間)において、申立期間を除いて、国民年金保険料をすべて納付している。

また、社会保険事務所の被保険者台帳には、申立人の昭和37年7月から41年3月までの計45か月分の国民年金保険料について、45年6月1日に過年度保険料として納付されたことを示す記録があるが、申立人は、これまで過年度納付をしたことはないと主張しているほか、当該期間は時効により納付できない期間であり、収納事務処理に不合理な点がみられる。

さらに、申立人の母親は、申立期間を含む国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から41年3月まで
私は、昭和37年2月に結婚して、専業農家の夫の元に嫁いだ。
当時は、婦人会が国民年金保険料の集金を行っており、集金の都度、家にいた私か夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納めていた。
夫婦で納付していたにもかかわらず、私だけが4年間も未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人自身も国民年金保険料の集金を担当した時期もあるなど、申立人の納付意識は高かったと認められる。

また、申立人が在住していた地区の数名から、申立期間当時から婦人会が国民年金保険料の納付組織として国民年金保険料の集金を行っていたとの証言が得られ、申立人の主張するとおり、申立期間当時、婦人会による集金が行われていたことは推認できる。

さらに、夫婦一緒に納付してきたとする申立人の夫は、申立期間を含む国民年金加入期間について、未納とされている期間は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

徳島国民年金 事案30

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年7月

昭和52年7月にA市の事業所を退職し、B市へ帰って来てすぐに転入届をした。後日、母親に国民年金への加入を勧められたので、再び役場を訪れて住民課の窓口で加入手続と保険料納付を行った。

保険料額は3,000円でお釣りがあったと記憶している。納付したことははっきり記憶に残っており、未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を複数回行っているが、いずれも適正に手続を行っており、申立期間を除き、未納期間は存在せず、保険料の納付意識は高かったと考えられる。

さらに、申立人が納付したとする国民年金保険料額は、当時の保険料額とおおむね一致するなど、申立人の国民年金加入手続や納付状況についての説明に不自然さは無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月から49年3月まで

私は、昭和45年9月5日、婚姻届を提出するために出向いた役場において、国民年金の加入手続を行い、同月中に2年2か月分の国民年金保険料をさかのぼって一括納付した。

また、その後については、地区の集金人（納税員）がおおむね3か月ごとに自宅まで集金に来てくれていて納付していた。

申立期間について、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間のうち、申立人が一括納付したと主張する昭和43年7月から45年8月までの期間について、申立人は、45年9月に、婚姻届を提出した際、国民年金への加入勧奨を受けて加入手続を行ったことを明確に記憶しており、申立人が国民年金の加入手続や一括納付した際に対応してもらったと記憶している役場職員は、昭和44年4月から57年5月までの期間、役場住民課職員として勤務していたことが確認できる。

さらに、申立人が一括納付したと主張する納付月数についても、現年度納付及び過年度納付として納付可能な期間内であるとともに、申立人が地区の集金人（納税員）に納付したと主張する昭和45年9月から49年3月までの期間については、当時の国民年金保険料の納付方法が、申立てのとおりであったことが認められ、申立内容に不自然さは無い。

加えて、当初、申立期間直後の昭和49年4月から50年3月までの期間も未納とされていたが、町が保管していた「国民年金被保険者名簿」により

納付事実が判明し、記録が訂正されている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

徳島国民年金 事案34

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から49年3月までの国民年金保険料については、追納していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年4月から49年3月まで

昭和40年12月に体調を崩してA事業所を退職した後、国民年金に加入した。41年1月から障害年金を受給しており、母が申立期間について免除申請を行ったはずである。

その後の昭和49年ごろ、申請免除期間であった申立期間について、社会保険事務所の窓口だったと思うが、母が、一括して3万2,400円を追納したにもかかわらず、社会保険庁の記録では未納とされている。

申立期間について、国民年金保険料を追納したにもかかわらず、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の申立期間が申請免除期間ではなく未納とされている原因として、旧国民年金法において申立人が国民年金被保険者資格を取得する際、厚生年金保険法に基づく障害年金の受給者は、本来任意加入の対象者であるにもかかわらず、事務処理を誤って強制加入被保険者として資格取得していたことに起因しており、その後、社会保険庁側が当初の資格取得手続きが誤りであったことを把握した際に、申立人の被保険者資格を任意加入被保険者にさかのぼって変更するとともに、申請免除を取り消したことによるものと考えられる。

さらに、申立人の母親が、申立期間について免除申請を行い、社会保険事務所から承認を受けていたことは関係資料から明らかであり、申立人の母親が追納したと主張する時期に申立期間は記録上強制加入期間とされ

ていたことから、国民年金保険料を追納することは可能であったと考えられる。

加えて、申立人が所持する国民年金手帳には、申立人の母親が追納に必要な国民年金保険料の金額を算出してもらったと主張するメモが貼付^{ちょうふ}されているが、当該メモの裏面を見ると、「国民年金保険料集金カード」(様式)が印刷されており、このカードは、市町村又は社会保険事務所において作成、使用されていたものと考えられ、一般の者が誰でも入手可能なものとは考えられないことから、申立人の母親が市町村又は社会保険事務所の職員に追納保険料を計算してもらったものとの申立人の主張は、基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認められる。

愛媛国民年金 事案 31

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 4 月から 43 年 3 月までの期間及び 44 年 4 月から 51 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月から 43 年 3 月まで
② 昭和 44 年 4 月から 51 年 12 月まで

昭和 47 年 4 月に結婚し、その後間もなく妻が国民年金保険料の支払
手続のため町役場に行った際、役場の職員から私の分の保険料が未納
になっている旨の説明を受け、妻が役場の窓口で未納になっていた保
険料を一括して納付した。

その後の国民年金保険料は、妻の分と一緒にアパートの集金当番が
集金し、集金当番が区長又は地区の世話人に持参していた。税金等は
滞納したことが無く、私の国民年金保険料が未納とされているのは納
得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間である約 30 年間、申立期間を除き、国民
年金保険料をすべて納付しているほか、申立人の妻も、結婚後は申立期間
を含め国民年金保険料を完納しているとともに、夫婦共に平成 3 年度から
14 年度まで保険料を前納しているなど、申立人及びその妻は、保険料の
納付意識が高かったものと認められる。

また、申立人が居住する町では、申立期間当時、納付組織により国民年
金保険料の集金が行われていたことが確認できるほか、申立人が保険料を
一括して納付したと主張する昭和 47 年 5 月ごろは特例納付の実施時期で
あり、申立人の妻が納付したとする国民年金保険料の金額は、申立期間の
保険料の金額とおおむね一致している。さらに、申立人の妻は、「納付し
た当日に、未納になっていた保険料を全部支払ってきたことを夫に話した

のを鮮明に記憶している。」と証言しており、保険料の納付状況についての説明は詳細かつ具体的で、申立内容に不自然さは無く、基本的に信用できる。

加えて、申立人が居住する町が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人が20歳になって資格取得していた国民年金の手帳記号番号は、昭和44年4月3日付けで資格喪失とされていた上、54年3月には別の国民年金手帳記号番号が払い出されたものの、その直後に、当該手帳記号番号及び44年4月3日付けの資格喪失が取り消された記録が認められるが、これらの処理を行う合理的な理由は見当たらず、行政側の記録管理に不適切な取扱いがあったと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

高知国民年金 事案 25

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 9 月から 37 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月から 37 年 6 月まで

私が 20 歳になった時に母親が国民年金への加入手続を行い、その地区の納税組合の集金人に毎月 100 円の国民年金保険料を納付していた。また、昭和 37 年度の同保険料は一括で 1,200 円を納付した後、厚生年金保険に加入したことから 800 円から 900 円の還付を受けた記憶があるので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が母親を通じて納付したと主張する月額 100 円及び年額 1,200 円の金額は、当時の国民年金保険料の金額と一致している。

また、申立期間当時、申立人が居住していた町では、集金人制度による国民年金保険料の集金が行われていたこと、及び申立期間当時、申立人の家族で国民年金に加入していた者がほかに存在しないことがそれぞれ確認でき、申立人の保険料徴収のために集金人が自宅に訪問していたと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、当時の集金人とのやり取り、保険料の納付方法及び厚生年金保険加入による還付金の受領等について詳細かつ具体的に説明しており、申立人が主張する保険料の還付に関し、申立期間の直後に厚生年金保険に加入したことは社会保険庁の記録でも確認できることから、申立人の主張は基本的に信用できると考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 5 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月から 40 年 3 月まで

私は、昭和 38 年 5 月に長男が生まれた際、市役所で国民健康保険の加入手続を行い、その翌月以降、集金人から「国民健康保険と国民年金はセットになっている。」との説明を受けたため、夫婦で 200 円の国民年金保険料を毎月支払っていたにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をほとんど完納しているとともに、申立人が夫婦で納付していたと主張する金額は、当時の二人分の国民年金保険料の金額と一致している。

また、申立期間当時、申立人が居住していた市では、集金人制度による国民年金保険料の集金が行われていたことが確認でき、申立人が主張する集金人が実在していたことも推認できる。

さらに、申立人は、当時の国民年金への加入経緯、集金人とのやり取り及び保険料の納付方法等について詳細かつ具体的に説明しており、保険料の納付方法に関し、申立人が主張する領収証の記載内容、様式、大きさ等が市における当時の様式と一致していることなどから、申立人の主張は基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

高知国民年金 事案 28

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 5 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月から 40 年 3 月まで

私は、昭和 38 年 5 月に長男が生まれた際、市役所で国民健康保険の加入手続きを行い、その翌月以降、集金人から「国民健康保険と国民年金はセットになっている。」との説明を受けたため、夫婦で 200 円の国民年金保険料を毎月支払っていたにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をほとんど完納しているとともに、申立人が夫婦で納付していたと主張する金額は、当時の二人分の国民年金保険料の金額と一致している。

また、申立期間当時、申立人が居住していた市では、集金人制度による国民年金保険料の集金が行われていたことが確認でき、申立人が主張する集金人が実在していたことも推認できる。

さらに、申立人は、当時の国民年金への加入経緯、集金人とのやり取り及び保険料の納付方法等について詳細かつ具体的に説明しており、保険料の納付方法に関し、申立人が主張する領収証の記載内容、様式、大きさ等が市における当時の様式と一致していることなどから、申立人の主張は基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から同年9月までの期間及び49年1月から50年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から46年3月まで
② 昭和47年4月から51年3月まで

保険料の納付に関しては、昭和45年から46年にかけては、A町で隣組を通じてA町役場に納付したと思う。また、47年から51年にかけては、B市役所において納付書により納付した記憶がある。B市役所に納付したときは500円ぐらいを納付した記憶がある。

保険料の納付記録では、昭和45年4月から46年3月までの期間及び47年4月から51年3月までの期間を除き、すべて納付済みとなっている。この期間だけ未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和43年2月9日に連番で払い出されているとともに、国民年金保険料の納付についても、おおむね夫婦で同一日に納付しており、基本的に夫婦一緒に納付していたものと考えられ、申立人の夫が国民年金保険料を納付している昭和48年4月から48年9月までの期間及び49年1月から50年9月までの期間については、申立人についても国民年金保険料を納付していたものとするのが自然である。

一方、申立人の夫が国民年金保険料を納付していない昭和45年4月から46年3月までの期間、47年4月から48年3月までの期間、48年10月から同年12月までの期間及び50年10月から51年3月までの期間については、申立人のみが国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から48年9月までの期間及び49年1月から50年9月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福岡国民年金 事案 30

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から同年11月までの期間、43年8月から48年3月までの期間及び48年7月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年4月から同年11月まで
② 昭和43年8月から50年3月まで

昭和50年当時、未加入であった国民年金に加入しようと市役所で加入手続をした。その際、「今であれば未納期間全部についても国民年金保険料が納付できる」と聞いたので、社会保険事務所から納付書を発行してもらい、過去の未納分について妻が一括納付した。

納付は、妻がいつも国民年金保険料を納付している市の支所ではなく、銀行の出張窓口のある市本庁で妻が納付したと記憶している。

その後も、保険料は夫婦共にすべて完納しており、領収書が無いからといって未納とされていることに納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳番号の払出しは、昭和50年の1月から同年12月までの間と推定され、その時期は、2回目の特例納付の実施期間に該当し、特例納付が可能な時期であり、申立人の妻については、昭和50年9月に特例納付を行っていることが確認できる。

また、申立期間については、国民年金強制加入期間であるとともに、申立人及びその妻は、申立期間以外の国民年金保険料をすべて納付しており、付加保険料を納付している期間が一致していることなどから、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと考えられる。

さらに、納付場所は市本庁舎内の銀行であり、納付書は手書きであったとする申立人の主張内容に不自然さは見られず、また、一括納付したと主張する保険料額は、納付すべき保険料額とほぼ一致している。

しかしながら、申立人が特例納付及び過年度納付を行ったのが、申立人の妻が特例納付を行った昭和 50 年 9 月だとすると、申立期間のうち、48 年 4 月から 6 月までの期間については、時効により納付ができなかった期間であるとともに、2 回目の特例納付は、36 年 4 月から 48 年 3 月分の保険料について国民年金保険料を納付できることとされており、48 年 4 月以降の保険料については納付できない期間であり、当該期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 4 月から同年 11 月までの期間、43 年 8 月から 48 年 3 月までの期間及び 48 年 7 月から 50 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

佐賀国民年金 事案 24

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年2月及び同年3月

私は、昭和42年12月に結婚して以降、毎月、自分と夫の分の保険料を納付してきた。夫婦二人分を一緒に納めてきたにもかかわらず、申立期間の保険料が、夫の分のみ納付済みとなっており、私の分は未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料を完納しており、また、その夫も、申立期間を含む国民年金加入期間について、国民年金保険料を完納している。

また、納付日を確認できる昭和59年4月から平成10年7月までの期間の国民年金保険料について、申立人及びその夫は、すべて同一日に納付していることから、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと考えられる。

さらに、申立人及びその夫の昭和59年度から平成7年度までの保険料の納付日は、すべて納期限内であること、国民年金基金にも加入していることなどから、申立人及びその夫の納付意識は高かったものと認められ、申立期間について、申立人のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

佐賀国民年金 事案 25

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年6月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年6月から同年12月まで

昭和41年から42年まで住んでいたA市では、保険料の納付は主人が行い、43年3月にB村に転居後は、私がC地区の人に保険料を納付していた。また、同年にB村C地区の人から未納期間があると言われ、未納期間の保険料をすべて納付した。

昭和41年6月から同年12月までの7か月分が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立期間は未納とされているが、A市役所の被保険者名簿では、同期間が納付済みとされている。

また、特殊台帳における保険料の納付記録では、昭和42年11月時点で41年6月から42年11月までが未納期間であったにもかかわらず、42年11月30日に42年7月分が納付されたとする不自然な記録となっており、納付記録の管理が適切でなかったことがうかがわれる。

さらに、申立期間は7か月と比較的短期であり、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

熊本国民年金 事案 20

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 1 月から 48 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月から 48 年 9 月まで
昭和 45 年 10 月に分家し、その後、国民年金保険料の未納期間があることが判明した。役場からさかのぼって納付するよう通知があったため、46 年 4 月に役場に保険料を持参し納付した。その後も保険料を納付しており、妻も全期間納付していることから自分だけ納付していないはずはない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が昭和 45 年ごろの家計支出等を記録していたとされる備忘録には、45 年 11 月に申立人に係る国民年金の加入手続を行い、46 年 4 月に過去の未納分及び現年度分の保険料に相当する金額を納付したと記載されている。

また、同備忘録には、昭和 47 年 5 月及び 48 年 5 月に、申立人及びその妻二人分の保険料を前納したことを示す記載があり、いずれの金額とも、当時の前納国民年金保険料と一致していることから、同備忘録の記載内容は、信憑性^{びよう}が高いものと認められる。

さらに、申立人の妻は、申立期間を含め国民年金保険料をすべて納付しており、申立人も、申立期間を除き、国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大分国民年金 事案 12

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの期間及び50年4月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、申立人に還付していたものと認められないことから、納付記録を訂正の上、49年1月から同年3月までの期間及び50年4月から同年11月までの期間の国民年金保険料を還付することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和49年1月
申立期間 : ② 昭和49年2月から同年3月まで
申立期間 : ③ 昭和50年4月から同年11月まで

私は、昭和49年1月の国民年金保険料を重複して納付しており、また、同年2月から同年3月までの期間及び50年4月から同年11月までの期間は厚生年金保険被保険者であったが、納付した国民年金保険料は、還付してもらっていないので、これらの保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、(1)昭和49年1月分、(2)48年4月分から49年3月分まで、(3)50年4月分から51年3月分まで及び(4)51年4月分から52年3月分までの国民年金保険料を納付したことを証明した「国民年金保険料納付済証明書」を所持しており、当該納付済証明書は、領収書も兼ねて毎年度発行されていたものであったことが確認でき、①49年1月分の保険料は、重複して納付していたことがうかがわれるが、当該保険料相当額が還付された事実は見当たらない。

また、申立人が厚生年金保険の被保険者であった②昭和49年2月から同年3月までの期間と③50年4月から同年11月までの期間についても、当該保険料相当額が還付された事実は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたことが明らかであり、その保険料は、申立人に還付されたものとは認められない。

大分国民年金 事案 13

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月まで

私は、昭和 36 年 4 月から、国民年金保険料を、納付組織に毎月又は 3 か月分ずつ納付してきたが、1 年分を一括納付したこともあった。申立期間の国民年金保険料は、1 年分を一括納付している。妻と一緒にまじめに納付してきたのに、当該期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 4 月からの国民年金加入期間において、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間当時、社会保険事務所が過年度保険料の未納者に対し、翌年度中に督促及び納付書を送付していたことが確認できるところ、この事実は、同一市内に転居する前に社会保険事務所から送付されてきた納付書により金融機関で妻の未納分と一緒に納付したという申立人の主張と一致している。

さらに、申立人は、国民年金と厚生年金保険の切替え手続を適正に行っているうえ、転居した地域の納付組織づくりに奔走し、一時期その代表を務めていたことが認められ、年金に対する意識は極めて高かったものと考えられ、未納期間の保険料をそのまま放置していたとは考え難い。

加えて、申立期間中の昭和 45 年 1 月 19 日に申立人に国民年金手帳が重複して払い出されているなど、市役所の記録管理に不適切な取扱いがあったことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大分国民年金 事案 14

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月まで

私は、国民年金に 20 歳から加入し、昭和 44 年 1 月から国民年金保険料を納付組織に毎月又は 3 か月分ずつ納付してきたが、1 年分を一括納付したこともあった。申立期間の国民年金保険料は、1 年分を一括納付している。夫と一緒にまじめに納付してきたのに、当該期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳からの国民年金加入期間において、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間当時、社会保険事務所が過年度保険料の未納者に対し、翌年度中に督促及び納付書を送付していたことが確認できるところ、この事実は、同一市内に転居する前に社会保険事務所から送付されてきた納付書により金融機関で夫の未納分と一緒に納付したという申立人の主張と一致している。

さらに、申立人は、国民年金と厚生年金保険の切替え手続を適正に行っているうえ、国民年金保険料を夫とともに納付しており、納付日が確認できる昭和 46 年 4 月以降については、ほぼ期限内に納付していることが確認できる。

加えて、申立人の夫は、新興団地において納付組織の結成に協力し、その代表を務めるなど、年金に対する意識が高い家庭であったものと考えられ、未納期間の保険料をそのまま放置していたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大分国民年金 事案 15

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 41 年 4 月から 42 年 3 月まで
私は、昭和 41 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料を 43 年 3 月 25 日に郵便局で納付書により納付したが、同期間について未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 40 年 4 月からの国民年金加入期間において、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、昭和 43 年 3 月 25 日に昭和 41 年度の 1 年分の国民年金保険料を納付書により郵便局において納付したと明確に主張している。申立人が所持している国民年金手帳によれば、43 年 3 月 25 日に 42 年度の 1 年分の国民年金保険料を市役所で納付したことが確認でき、この事実を前提とすれば、申立人が、42 年度の国民年金保険料を納付した際、市役所の窓口で 41 年度分の納付書を受け取り、当該納付書により、同日、郵便局で納付したとの主張に不合理な点はない。

さらに、申立人は、昭和 40 年 6 月から国民年金に任意加入しており、申立期間当時の、申立人の夫の所得を勘案すると、昭和 41 年度及び 42 年度分の国民年金保険料を同日に納付する資力があったものと認められる。

加えて、申立期間において、申立人は任意加入期間であるにもかかわらず、市役所の国民年金被保険者名簿には納付免除との記録がなされており、市役所の記録管理に不適切な取扱いがあったことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

宮崎国民年金 事案 25

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、過誤納された国民年金保険料が充当されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで

私は、申立期間に勤めていた会社が厚生年金保険に加入していなかったため、妻が、A 区役所で私の分も含めて国民年金保険料を納めていたと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の妻が、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は、昭和 38 年 9 月に払い出されていることが確認できるのみで、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないとともに、38 年 9 月時点では、申立期間の一部については、時効により納付できない期間である。

また、申立人が申立人の国民年金保険料を納付していたと主張するその妻については、保険料の納付についての記憶が曖昧である。

しかしながら、申立人とその妻の年金記録には、昭和 40 年 5 月及び同年 6 月に過誤納があり、妻については、過誤納保険料が 36 年 4 月及び同年 5 月分に充当されていることから、申立人も同様に処置されたものとするのが合理的である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月及び同年 5 月については、過誤納された国民年金保険料が充当されていたものと認められる。

宮崎国民年金 事案 26

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 9 月

私は、昭和 51 年 3 月まで会社勤めをしていたが、その後自営業となった。申立期間当時、私と妻の国民年金保険料は地区で集金されており、申立期間の妻の分は納付済みとなっているのに、私の分は未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、1 か月と短期間であるとともに、申立人は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、国民年金に加入した昭和 51 年 4 月以降の国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人と共に納付組合を通じて納付していたとするその妻については、申立期間の保険料は納付済みとなっており、申立人の分のみが未納となっているのは不自然である。

さらに、統計資料により、昭和 52 年当時、申立人が居住していた市町村における納付組合等への加入率が 100 パーセントであったことが確認でき、地区で集金が行われていたとする申立内容に不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

宮崎国民年金 事案 27

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から52年12月までの期間及び53年4月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正し、48年8月から49年6月までの期間、49年11月から50年2月までの期間及び50年6月から同年7月までの期間の国民年金保険料を還付することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年2月から52年12月まで
② 昭和53年4月から54年3月まで

昭和44年2月から54年3月までの国民年金の保険料は、結婚後しばらくして妻に納付を勧められ、54年ごろ、市役所で特例納付した。保険料は、48万円ほどだが、妻が結婚前に貯めた預金から引き出して納付した。

ところが、先日、社会保険庁から届いた年金加入記録の書類を確認したところ、特例納付したはずの約10年分の保険料が未納とされていることが分かった。

資金を引き出した通帳や領収証は保存していないが、申立期間が社会保険庁の記録で未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和54年7月に払い出されていることが確認でき、結婚後しばらくして納付したとする申立内容と合致し、特例納付の行われていた時期にも合致しているとともに、市役所で保管されている申立人の国民年金被保険者名簿には、申立人に対して特例納付に

関する説明を行ったと推察される記載があり、当時、市役所窓口には特例納付の納付書が備え付けられており、市役所内に設置された銀行窓口で国民年金保険料を納付することが可能であったことが確認できるなど、申立人の主張に不合理な点はみられない。

加えて、申立人が納付したとする約48万円は、当時の特例保険料額、過年度保険料額及び現年度保険料額の合計とおおむね一致している上、申立人の妻の土地家屋名寄帳及び登記記録の現在事項証明書によると、申立期間前後に妻名義の不動産を複数購入している事実が確認でき、当時、妻には当該保険料を納付できるだけの資力は十分にあったと推認できる。

さらに、申立人が厚生年金保険の被保険者であった1)昭和48年8月から49年6月までの期間、2)49年11月から50年2月までの期間及び3)50年6月から同年7月までの期間について、重複して国民年金保険料を納付していたこととなるが、当該保険料相当額が還付された事実も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められるとともに、申立期間のうち、申立人が厚生年金保険の被保険者であった期間の国民年金保険料は申立人に還付されていなかったものと認められる。

宮崎国民年金 事案 31

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 2 月及び同年 3 月

申立期間当時は両親と同居して、一緒に農業を営んでおり、保険料は母親がまとめて地区の納税組合に納めていた。

しかし、記録を確認したところ、昭和 56 年 2 月から同年 3 月までの 2 か月分の保険料が未納とされていた。

母親と一緒に納めたのに、私の分のみ未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、申立人の両親については、申立期間を含む国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の父が障害年金受給者であることから、申立人が 20 歳到達後速やかに国民年金加入の届出を適切に行っているなど、年金制度への関心は高かったと考えられる。

さらに、申立期間当時は、地区の納税組合で国民年金保険料を集金しており、申立期間の 2 か月について、申立人の母親の分のみを集金していたとすることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年10月の国民年金保険料については、納付していたと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月

平成6年10月に区役所で国民年金の加入手続をしており、その際に、未納であった平成4年10月から12月までの国民年金保険料をさかのぼって納付したはずであり、同年10月の国民年金保険料のみが未納になっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年10月に区役所で国民年金の加入手続をし、当時未納であった4年11月から12月までの国民年金保険料を過年度納付しているが、その時点で、申立期間である4年10月の保険料は時効にはなっておらず、さかのぼって納付することが可能な期間である。

また、区役所では、過年度保険料の未納記録がある者に対して、窓口で手書きの納付書を発行し、金融機関で納めることができるように案内していたが、平成4年11月分及び同年12月分が過年度納付されているにもかかわらず、申立期間である4年10月分が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間は1か月と短期間であり、申立人の国民年金保険料は、国民年金への加入手続を行なった平成6年10月以降の国民年金加入期間について、すべて納付済みとなっており、未納期間は存在しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

鹿児島国民年金 事案 19

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年4月から同年9月まで
国民年金保険料は、3か月に1回、地区の婦人会を通じて納付しており、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。保険料納付を記載した家計簿もあるので、申立期間の国民年金保険料の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年10月に国民年金に任意加入しており、加入以降、57年9月の60歳になるまで、申立期間の6か月を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人が提出した昭和47年分の家計簿によると、摘要欄に「年金」との記載とともに、3月23日に1,350円、7月19日に1,350円、9月25日に1,650円、12月18日に1,650円と記載されており、申立期間に係る国民年金保険料の納付をうかがわせる内容となっているほか、3か月(1期)に1回納付していたという申立てとも合致している。

さらに、当該家計簿に記載されている保険料額は、国民年金保険料額の改正(昭和47年7月に450円から550円に改正)とも合致しており、当該家計簿の記載内容は^{しんびょうせい}信憑性が高い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社。以下同じ。）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和43年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年11月24日から同年12月1日まで
年金記録を確認したところ、昭和43年11月24日付けで資格喪失となっているが、転勤したことはあっても、同じ会社に現在まで勤めており、退職したことになっている理由が分からない。社員経歴書を証拠書類として添付するので、調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

社員経歴書及び雇用保険の記録により、申立人がA株式会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、社員経歴書において確認できる異動日は、昭和43年11月15日であるが、申立人が平成3年4月15日に異動した際には、社会保険事務所の記録は同年5月1日に資格の取得及び喪失があったと記録されていることから、同社における取扱いは、月の途中の異動の場合は、翌月1日付けで資格の取得及び喪失の届出を行っていたと推認される。したがって、同社C支店における資格喪失日は、昭和43年12月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年10月の社会保険事務所の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情

は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

厚生年金 事案 57

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主①（A連合会B支部。以下同じ。）及び事業主②（C組合（現在は、A連合会D支部）。以下同じ。）により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の事業主①における資格取得日に係る記録を昭和41年10月31日に、資格喪失日に係る記録を44年7月1日に、事業主②における資格取得日に係る記録を同日に訂正し、41年10月から43年9月までの標準報酬月額を1万円、同年10月から44年6月までの標準報酬月額を1万2,000円、同年7月から同年9月までの標準報酬月額を2万円、同年10月から45年9月までの標準報酬月額を2万2,000円、同年10月から46年1月までの標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主①は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。また、事業主②が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月から46年1月まで

社会保険事務所から申立期間について、勤務していた事業主①及び事業主②では、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を得た。

申立期間中に健康保険を利用し、事業主から在職証明書を発行してもらっているため、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務証明書及び給与支払明細書により、申立人が申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和41年10月31日にA連合会E本部から事業主①に異動、44年7月1日に事業主①から事業主②に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年10月の給与支払明細

書及び申立人と同等の役職に就いた後任者等の標準報酬月額から、昭和41年10月から43年9月までの標準報酬月額を1万円、同年10月から44年6月までの標準報酬月額を1万2,000円、同年7月から同年9月までの標準報酬月額を2万円、同年10月から45年9月までの標準報酬月額を2万2,000円、同年10月から46年1月までの標準報酬月額を2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主①が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難く、事業主①も、被保険者資格の取得及び喪失に係る届出を行っていないとしていることから、当該届出が行われていない結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和41年10月から44年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主①は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、事業主②が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主②は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主②が申立てどおりの被保険者資格の取得に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

厚生年金 事案 58

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和42年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月1日から42年3月1日まで

年金記録を確認したところ、加入記録の中に被保険者となっていない期間があった。保存していた厚生年金基金加入員証に記載のある資格喪失年月日まで勤務しており、厚生年金基金に加入していた期間は、厚生年金保険にも加入していたはずである。申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金加入員証、厚生年金基金の加入員資格取得届及び喪失届、在職履歴台帳及び雇用保険の記録により、申立人がA株式会社に継続して勤務し（昭和42年3月1日に同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和41年8月の社会保険事務所の記録及び厚生年金基金の加入員資格喪失届の写しから、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

厚生年金 事案 59

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（59万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を59万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 10 月 1 日から 13 年 8 月 1 日まで
平成 11 年 10 月から 13 年 7 月までの標準報酬月額が 26 万円となっているが、当時の給与支払明細書では標準報酬月額が 59 万円に相当する保険料が控除されているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与支払明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（59万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により26万円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行ったことを認めており、また、厚生年金基金で保存していた申立期間に係る報酬月額の届書においても、報酬月額が26万円となっていることから、事業主が26万円を報酬月額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生年金 事案 60

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支社における資格取得日に係る記録を平成8年9月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を59万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年9月26日から同年10月1日まで

A社での厚生年金保険の加入期間について照会したところ、同社B本社において平成8年9月26日に資格を喪失し、同社C支社において同年10月1日に資格を取得したこととなっているが、1か月の欠落があることに納得できない。

A社に入社して以来、1日の空白期間も無く継続して勤務しており、健康保険組合の資格についても継続したものとなっているため、申立期間について被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

職歴証明書及びA健康保険組合の健康保険資格証明書により、申立人がA社に継続して勤務し(平成8年9月26日に同社B本社から同社C支社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成8年10月の社会保険事務所の記録から、59万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、社会保険料を毎月給与から控除していること、本社から支社に納付用資金を移し、これと社会保険事務所からの納入告知書の金額が一致することを確認した上で納付していること等から、保険料を納付したと主張する

が、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない
と判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主
が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し
て行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いこ
とから、行ったとは認められない。

厚生年金 事案 61

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格喪失日に係る記録を昭和47年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月31日から同年4月1日まで
社会保険事務所の記録では、A社B支社における資格喪失日が、昭和47年3月31日、次のC支社の資格取得日が同年4月1日になっており1日の空白期間が存在する。

入社から退職まで継続して勤務しており、厚生年金保険料も毎月給与から源泉徴収されていたので、資格喪失日を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

職歴証明書、人事カード及び雇用保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和47年4月1日に同社B支社から同社C支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年2月の社会保険事務所の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、D健康保険組合に対しては健康保険料の未納が無いことから義務を履行していたと主張するが、健康保険組合と厚生年金保険の手続の一体性は無く、健康保険組合に対しては、厚生年金保険の場合のように異動時に資格喪失届を行っていないことから、当該事実をもって、厚生年金保険料の納付を確認することはできない。一方、事業主が資格喪失日を昭和

47年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る47年3月分の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主はこれを履行していないと認められる。

厚生年金 事案 62

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和36年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年6月30日から同年7月1日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会を行ったところ、A社の資格喪失年月日が昭和36年6月30日となっている旨の回答を得た。しかし、同日の資格喪失は、関連会社への出向のためであり、加入期間は継続しているはずである。社員カードがあるので、申立期間についても被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社員カード及び雇用保険の記録により、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和36年7月1日にA社からB社（現在は、C社）D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和36年5月の社会保険事務所の記録から1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を昭和36年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生年金 事案 63

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。以下同じ。）C支店における資格取得日に係る記録を昭和34年10月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年10月15日から同年11月1日まで

社会保険事務所から、昭和34年10月15日から同年11月1日までの期間について、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。34年4月に入社以来、一度も休職等することなく連続して勤務しており、これを証明する退職金計算明細書があるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

退職金計算明細書、人事台帳及び雇用保険の記録により、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和34年10月15日に同社本社からC支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和34年11月の社会保険事務所の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、人事記録により申立人が申立期間について勤務していたことが明らかであることから、昭和34年10月15日に資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと考えられるとして、同年10月の保険料を納付したと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社。以下同じ。）における資格喪失日に係る記録を昭和50年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月31日から50年1月1日まで

社会保険事務所の記録では、A株式会社における厚生年金保険の資格喪失日が昭和49年12月31日となっているが、同年12月31日まで勤務しており、また、同年12月の保険料控除の事実が確認できる在職期間中の給与明細書があるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書及び雇用保険の記録により、申立人は、A株式会社に昭和49年12月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書及び昭和49年11月の社会保険事務所の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、厚生年金基金及び厚生年金保険の記録における資格喪失日が昭和49年12月31日であり、厚生年金基金及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格喪失日を記録したとは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和51年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年9月30日から同年10月1日まで

昭和51年5月1日から同年9月30日の厚生年金保険の加入期間について、記憶では9月末までA社に在籍していたことから、同年9月30日に資格喪失しているのはおかしい。保険料控除の事実が確認できる在職期間中の給料支払明細書及び事業所が発行した健康保険厚生年金保険支払明細書があるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給料支払明細書、健康保険厚生年金保険支払明細書及び雇用保険の記録により、申立人は、A社に昭和51年9月30日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書、健康保険厚生年金保険支払明細書及び昭和51年8月の社会保険事務所の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和51年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生年金 事案 66

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、同社C事業所。以下同じ。）における資格取得日に係る記録を昭和55年4月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月11日から56年3月26日まで
昭和55年4月から56年3月までの厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に確認したところ、申立期間について厚生年金保険に加入した事実が無い旨の回答をもらった。

保険料控除の事実が確認できる在職期間中の給与支給明細書があるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の給与支給明細書及び同社における人事記録により、申立人は、申立期間にD社に出向しているものの、引き続きA社から給与が支払われていたことから、同社が事業主として申立人を使用していたことが確認でき、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書及び昭和56年3月の社会保険事務所の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人から保険料を控除しながら、1年もの間、社会保険事務所から送付される申立人の保険料が含まれない納入告知書に記載の保険料と申立人を含む被保険者全員の給与計算の結果により判明する保険料との金額が一致していないことに気づかなかつたとは考えにくいことから、保険料を納付したとしている。

しかしながら、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無く、また、人事記録により、申立人がD社に出向する際、所属部署の異動が行われていることが確認できるが、当該所属部署の異動に伴う厚生年金保険の資格取得の届出を始め、その後に予定される報酬月額の届出や資格喪失の届出など、いずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る事業主からの届出を記録していないとは考え難い。このため、社会保険事務所は、事業主が昭和55年4月11日をA社E事業所における資格喪失日として届け出てから、56年3月26日を同社B工場における資格取得日として届け出るまでは、申立人に係る厚生年金保険の適用手続を行わず、その結果、申立人に係る55年4月から56年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行っているものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

宮城厚生年金 事案 8

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、申立人が主張する平成5年11月1日に厚生年金保険被保険者資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については17万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月31日から同年11月1日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社は平成5年7月31日に全喪しており、同日から同年11月1日までの厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答があった。

しかし、実際はその後も同じ事業所で仕事をし、平成5年10月まで給与から厚生年金保険料が控除されていた。控除の事実を確認できる当時の給与明細書もあるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によれば、申立人の当該事業所における離職日は平成6年3月17日となっており、申立人が、同事業所に申立期間において継続して勤務していたことが確認できるとともに、申立人が保管している給与明細書から、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、社会保険庁の記録においては、申立人及び同僚19人の資格喪失日が当該事業所の全喪年月日である平成5年7月31日とされているが、20人全員の標準報酬月額について、全喪後の同年8月の随時改訂の記録若しくは同年10月の定時決定の記録がいったんされた後、同年11月12

日に取消処理がされていること、及び同年8月21日に資格取得の処理がされている同僚が1人みられるが同年11月12日に取消処理がされていることから、同年11月ごろに当該事業所の全喪処理及び申立人に係る資格の喪失処理がさかのぼって行われたものと判断される。このような処理を行う合理的な理由は見当たらず、社会保険事務所において事実を反する処理が行われたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、資格喪失に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の資格喪失日は、保険料の控除の事実から推定される平成5年11月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成4年10月の社会保険庁の記録により、17万円とすることが妥当である。

宮城厚生年金 事案 9

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、申立人が主張する平成5年11月1日に厚生年金保険被保険者資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については14万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成5年7月31日から同年11月1日まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社は平成5年7月31日に全喪しており、同日から同年11月1日までの厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答があった。

しかし、実際はその後も、同じ事業所で仕事をし、平成5年10月まで給与から厚生年金保険料が控除されていた。控除の事実を確認できる当時の給与明細書もあるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によれば、申立人の当該事業所における離職日は平成6年3月17日となっており、申立人が、同事業所に申立期間において継続して勤務していたことが確認できるとともに、申立人が保管している給与明細書から、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、社会保険庁の記録においては、申立人及び同僚19人の資格喪失日が当該事業所の全喪年月日である平成5年7月31日とされているが、20人全員の標準報酬月額について、全喪後の同年8月の随時改訂の記録若しくは同年10月の定時決定の記録がいったんされた後、同年11月12

日に取消処理がされていること、及び同年8月21日に資格取得の処理がされている同僚が1人みられるが同年11月12日に取消処理がされていることから、同年11月ごろに当該事業所の全喪処理及び申立人に係る資格の喪失処理がさかのぼって行われたものと判断される。このような処理を行う合理的な理由は見当たらず、社会保険事務所において事実と反する処理が行われたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、資格喪失に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の資格喪失日は、保険料の控除の事実から推定される平成5年11月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成4年10月の社会保険庁の記録により、14万2,000円とすることが妥当である。

宮城厚生年金 事案 11

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、申立人が主張する昭和51年1月21日に厚生年金保険被保険者の資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、昭和49年10月から50年7月までの期間は7万2,000円、同年8月から同年12月までの期間は9万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年9月22日から51年1月21日まで
昭和49年9月9日から51年1月20日までA社に勤務していたが、被保険者記録について照会したところ、49年9月22日に資格を喪失しているとの回答があった。

しかし、実際はその後も、同じ事業所で仕事をしており、昭和51年4月から専門学校に入校するために退職したので、51年1月20日まで勤務し、厚生年金保険にも加入していた。事業所の昭和50年9月の社員旅行の集合写真もある。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によれば、申立人の資格取得日は昭和49年9月9日、離職日は51年1月20日となっている。

また、申立人は、昭和50年9月の社員旅行に参加したことを示す集合写真を持っているほか、当時の同僚が、申立人が申立期間において継続して勤務していたことを証言している。

さらに、社会保険事務所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人の資格取得年月日は昭和49年9月9日、資格取得届の

受付日が同年9月26日と記録されている。一方、資格喪失年月日は、資格取得届の受付日以前である昭和49年9月22日と記録されており、また、50年8月の標準報酬月額改定が記録され、さらに、資格喪失届の受付年月日が51年（月日判読不能）となっている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所における健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿にある資格喪失年月日の記載に誤りがあると推認され、申立人が主張する昭和51年1月21日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の被保険者名簿における記録から、昭和49年10月から50年7月までの期間は7万2,000円、同年8月から同年12月までの期間は9万2,000円とすることが妥当である。

埼玉厚生年金 事案 10

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、申立人が主張する昭和49年3月1日に厚生年金保険被保険者の資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、11万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年1月21日から同年3月1日まで
A社B工場における厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、昭和49年1月21日に資格喪失となっているが、実際には、同年3月1日付けでC工場に異動し、同日に資格喪失している。同時に加入していた厚生年金基金より加入月数が2か月少なくなっており、納得がいかない。記録を訂正して欲しい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の加入記録及び雇用保険の加入記録により、申立人は申立期間について当該事業所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことが認められる。

また、基金の担当責任者に照会したところ、当時、厚生年金保険の資格取得及び資格喪失に係る届出は、複写式の様式を使用しており、厚生年金基金に提出したものと同一内容の書類を社会保険事務所及び健康保険組合に届出していたと回答があった。

さらに、基金が保管する厚生年金保険年金額計算書には、社会保険庁が管理している厚生年金保険被保険者記録より加入月数が2か月多い482月と記載されている。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和49年3月

1日に被保険者資格を申立人が喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、昭和49年1月及び同年2月の標準報酬月額については、社会保険庁の記録により48年12月及び49年3月の標準報酬月額が11万8,000円と確認できることから、11万8,000円とすることが妥当である。

茨城厚生年金 事案9

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA法人B事業所（現在は、C法人。以下同じ。）における資格取得日に係る記録を昭和43年7月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月16日から同年8月1日まで

昭和43年7月16日にA法人（現在は、C法人）B事業所に転勤したが、年金記録を確認したところ、同年7月16日にA法人D事業所において資格喪失、同年8月1日にA法人B事業所において資格取得となっている。採用以来継続して勤めているので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事記録及び健康保険組合（E健康保険組合）の被保険者台帳により、申立人がA法人に継続して勤務し（昭和43年7月16日にA法人D事業所からA法人B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年8月の社会保険事務所の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料を納付したか否かについては不明としているが、厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書における資格取得日が昭和43年8月1日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所

が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、申立人が主張する昭和47年9月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出及び49年3月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年9月から48年6月までの期間については6万4,000円、48年7月から49年2月までの期間については11万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月1日から49年3月1日まで

昭和47年9月1日から49年3月1日までA社に勤務し、厚生年金基金に加入していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。申立期間に係る給料明細書と厚生年金基金加入員証があるので、申立期間において被保険者であったことを認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたと主張するA社の業務を継承しているB社は、申立人が当時、A社に在籍していたことを認めており、申立人が保管している給与明細書から、申立期間に係る厚生年金及び厚生年金基金の保険料が控除されていたことが推認できる。

また、厚生年金基金の回答書及び厚生年金基金加入員証により、申立人が同基金の加入員として昭和47年9月1日に資格を取得し、49年3月1日に資格を喪失したことが確認できる。

さらに、健康保険組合の回答書により、申立人が健康保険組合員として昭和47年9月1日に資格を取得し、49年3月1日に資格を喪失したことが確認できる上、申立人が、申立期間について雇用保険被保険者であったことが確認できる。

加えて、厚生年金保険、厚生年金基金及び健康保険組合に係る当時の事務処理は、原則として、複写式の届出様式により、同一内容のものが提出されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和47年9月1日に被保険者資格を取得した旨の届出及び49年3月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を、事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金基金の回答書から、昭和47年9月から48年6月までの標準報酬月額は6万4,000円、48年7月から49年2月までは11万8,000円とすることが妥当である。

山梨厚生年金 事案1

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、申立人が主張する昭和50年8月21日に厚生年金保険被保険者の資格を申立人が取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については14万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年8月21日から同年9月21日まで

私は、昭和50年8月21日付けでA株式会社B工場からC工場へ転勤となった。「年金加入記録のお知らせ」によると、50年8月21日から9月20日までが厚生年金保険未加入期間となっていたため、社会保険庁に調査を依頼したところ、新たな厚生年金保険加入記録は判明しなかった旨の回答が届いた。

申立期間は在職していたので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった労働者名簿、退職金明細書、退職証明書及び雇用保険の記録から、申立人がA株式会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、A株式会社のB工場からC工場への事業所間異動年月日については、厚生年金基金の加入員台帳に「昭和50年8月21日」と記載されている。

さらに、当時の資格喪失届は、複写式の届出様式により、同一のものが社会保険事務所と厚生年金基金に提出されており、基金ではそれに基づき厚生年金基金加入員台帳に記録している。

加えて、昭和50年8月21日付けでC工場へ異動した26名について、ほか

に転勤による厚生年金保険被保険者記録の欠落事例は確認できず、C工場は適正に資格取得届を行ったと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和50年8月21日に被保険者資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、昭和50年8月の標準報酬月額については、厚生年金基金の加入員台帳の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和50年5月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月21日から同年5月19日まで

私は、A社において途中で退職することなく継続して働いていた。それにもかかわらず、同社のB事業所のオープン準備中の期間にあたる申立期間の年金記録が抜けていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社での勤務の状況については、同社の業務を引き継いでいるC社の関係者の証言により、申立期間においても、A社に勤務していたことが確認できる。申立人がオープン準備に携わっていたB事業所は、A社が開設させたものであり、オープン後の独立の事業所化に伴い、申立人はB事業所に移籍したと申し立てているが、開設準備の実態からみて、それまでの間はA社の社員として活動していたとみるのが相当である。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人が申立期間において厚生年金保険料をA社により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間の直前の社会保険事務所の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社がすでに廃業しており当時の代表者も死亡しているため確認できないこと、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

京都厚生年金 事案7

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年6月から42年8月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、申立人が昭和41年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、42年9月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、昭和41年6月から42年8月までの期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得日及び喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については3万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月から43年10月まで

私は、昭和41年5月頃A工業(株)に入社、厚生年金保険に加入した。同社には、昭和43年10月ごろまで勤務していたと記憶しているが、厚生年金被保険者記録を確認したところ、この間の加入記録が無かった。

以前、社会保険事務所の担当者から、「生年月日が一致する記録があるが、名前が違う。当時、期間照会申出書に記載した以外の名前を使用していなかったか」と問われ、当時使用していた通称名を答えたところ、「記録なし」という回答を得たことがある。

しかし、当時勤務していた従業員の中に同姓は自分ひとりであったことから、自分の記録であることに間違いなく、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から得られた証言内容を、社会保険事務所が有する記録及び元同僚の証言と突き合わせた結果、おおむね一致したことから申立人がA工業(株)に勤務していたことが推認できる。

また、社会保険事務所の記録により、申立期間当時、当該事業所には同

姓の被保険者としてB氏の名前のみが確認でき、申立人とB氏の生年月日とが一致すること、B氏の厚生年金被保険者記録が収録されている厚生年金保険の手帳記号番号は、基礎年金番号に統合されておらず、現在、当該年金記録は、該当者のいない年金記録となっていることなどから、B氏の名前で記録されている昭和41年6月から42年9月までの年金記録は申立人に係るものであると推認でき、同期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

しかし、申立期間については、申立人に確認したところ、入退社の時期を特定する記録資料を有しておらず、また、記憶も無いということから、主張をそのまま認めることはできず、上記社会保険事務所の記録から、昭和41年6月から42年8月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることが相当である。

これらを総合的に判断すると、申立人が、昭和41年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、42年9月1日に資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、昭和41年6月から42年8月までの標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する事業所別被保険者名簿から、3万6,000円とすることが妥当である。

徳島厚生年金 事案6

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和44年3月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月22日から44年7月21日まで

昭和44年3月22日から同年7月21日までの間について、A事業所における私の厚生年金保険の加入期間が無い旨の回答をもらった。

しかし、入社した昭和42年4月から退職した46年1月までの間、勤務地に変更は無く、ずっと当該事業所に勤務していたので、申立期間についても厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が申立てに係る事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間後の当該事業所における被保険者資格の再取得時の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

宮崎厚生年金 事案 2

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額(32万円)に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は当該額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を32万円に訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成元年 10 月 1 日から 2 年 8 月 1 日まで
社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録では、申立期間の標準報酬月額が 30 万円となっているが、A 厚生年金基金加入員記録では 32 万円となっており相違している。申立期間の標準報酬月額を 32 万円に訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

A 厚生年金基金が保有する加入員台帳の記録では、申立人の標準報酬月額が、平成元年 10 月 1 日に 32 万円に改定された記録が確認できる。

また、B 健康保険組合の記録によると、平成元年 10 月 1 日に、申立人の標準報酬月額が算定基礎届により 32 万円に改定された旨の記載が確認できる。

さらに、申立人の勤務先である C 社に保管されていた社会保険被保険者台帳に、平成元年 10 月 1 日に申立人の標準報酬月額が 32 万円に改定された記録が確認できる上、同社は同記録を基に厚生年金保険の保険料額を算定していたと証言している。

加えて、C 社及び A 厚生年金基金は、現在は複写式の届出様式を使用しており、申立期間当時も複写式の届出を用いていたと思う旨の説明をしている。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け

出た標準報酬月額が32万円であったと認められることから、申立人に係る平成元年10月の標準報酬月額の定時決定を32万円に訂正することが必要である。

宮崎厚生年金 事案3

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和48年8月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年3月16日から同年8月16日まで

厚生年金保険の加入記録について社会保険事務所で確認したところ、A社で昭和48年3月16日に資格喪失し、同年8月16日にA社B支社で再取得をしているが、その間は、退職ではなく、転勤であったので、空白があるのはおかしい。

現存の会社であり、当時の労働者名簿の写しを提出するので、申立期間について被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

労働者名簿の写し及び雇用保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和48年8月16日にA社からA社B支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における社会保険事務所の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が保存していた、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険資格喪失確認通知書における資格喪失日が、昭和48年3月16日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届けたことは確認できるが、その後、資格喪失日の訂正を行った事実は確認できない。その結果、社会

保険事務所は、申立人に係る昭和 48 年 3 月から同年 7 月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

国民年金 事案 157

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から同年 6 月まで

昭和 48 年 6 月か 7 月ごろに、夫が市役所へ行き、私の国民年金の加入手続を行った。その後は、夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。48 年 7 月から任意加入となっているが、自分としては、免除期間を除き継続して納付してきたと思っているため、未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 48 年 6 月か 7 月ごろに夫が加入手続を行い、同年 4 月分から納付したと主張するが、社会保険庁の記録及び申立人が所持する年金手帳において、申立人は、48 年 7 月に任意加入したものとされており、申立期間については未加入期間であったことから、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人が所持する年金手帳の国民年金印紙検認記録欄及び国民年金印紙検認台紙欄には、申立期間である昭和 48 年 4 月から 6 月までについて、「不要」との押印がなされている。

さらに、申立人からの聴取においても、申立期間についての納付を裏付ける事情は見受けられない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 12 月から 44 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 12 月から 44 年 7 月まで
昭和 44 年 9 月に国民年金に加入し、2、3 年後に市の集金人から「20 歳にさかのぼって支払った方がよいですよ。いくらでもないからね。」と言われ、20 歳以降の保険料を 2 回に分けて集金人に支払った。支払った金額の記憶は無いが、集金人から「これで安心だね。」と言われたことを憶えている。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持している昭和 44 年 9 月 29 日発行の年金手帳からは、申立人の夫の厚生年金保険資格喪失日の 44 年 8 月 22 日に、申立人が初めて国民年金の資格を取得していることが確認でき、特例納付できる被保険者期間は存在しない。また、申立人はその納付方法について、特例納付保険料や過年度保険料は取り扱っていなかった市の集金人に集金日を指定し支払ったと主張するなど不自然な点があるほか、金額は一切記憶していないなど納付状況の記憶が曖昧である。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（日記、家計簿等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

函館国民年金 事案 19

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年1月から48年12月まで
34年前のことで記憶は定かではないが、市役所か、町内会の集金人が集金に来ており、毎月自宅で保険料を支払っていた。市役所の窓口で納めた記憶は無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が厚生年金保険加入事業所を退職後、申立人とその妻の国民年金加入の手続は申立人自らが行き、申立人が興した事業所が厚生年金保険適用事業所となるまでの期間の国民年金保険料については、夫婦共に申立期間を除き未納なく納付している。しかし、申立人夫婦の国民年金の加入手続は昭和51年1月に行われており、この時点で申立期間の一部は時効により納付できず、また、申立人夫婦は国民年金に加入後の昭和51年4月に、49年1月から50年3月までの15か月分の保険料を過年度納付している。さらに、保険料は、申立人が毎月集金人に現金で支払っていたと申し立てているが、当該地区は市の委託による集金があったが、申立人夫婦の保険料納付済みとされている期間の納付状況からみると、集金は毎月ではなく、3か月分又は6か月分をまとめて納付していたことが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

函館国民年金 事案 20

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から48年12月まで
34年前のことで記憶は定かではないが、市役所か町内会の集金人が集金に来ており、毎月自宅で支払っていた。市役所の窓口で納めた記憶は無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が厚生年金保険加入事業所を退職した後、申立人の夫が夫婦の国民年金の加入の手続を行い、申立人の夫が興した事業所が厚生年金保険適用事業所となるまでの期間の国民年金保険料については、申立期間を除き未納なく納付している。しかし、申立人の国民年金の加入手続は昭和51年1月に行われており、この時点で申立期間の一部は時効により納付できず、また、申立人夫婦は国民年金に加入手続後の昭和51年4月に、納付可能な過年度保険料を一括納付している。さらに、国民年金保険料は、申立人が毎月集金人に現金で支払っていたと述べているが、当該地区は市の委託による集金があったが、申立人夫婦の保険料納付済みとされている期間の納付状況、及び申立人が一部ではあるが所持している、金融機関の領収印が押印された現年度保険料の領収書からみると、3か月分又は6か月分をまとめて納付していたことが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

釧路国民年金 事案 11

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 2 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 2 月から 60 年 3 月まで

昭和 59 年か 60 年に、国民年金保険料の納付書が数年分まとめて自宅に届いたことがある。納付場所や納付金額は思い出せないが、その時に送られてきた納付書により保険料を納付しているので、申立期間が未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人に確認したところ、納付場所や納付金額ばかりか、何年度分の納付書が、いつごろ、どこから送られてきたのかも思い出せないとしており、保険料の納付状況が不明である。また、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、昭和 60 年 4 月から 11 月までの分の保険料を、61 年に 4 回に分けて納付しているが、これを申立期間に係る保険料を納付したものと勘違いしている可能性について否定できないとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮城国民年金 事案 35

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年2月から43年3月まで
昭和43年4月に夫の母から、役場で40年2月から43年3月までの私の国民年金保険料を納めてきたと聞いたので、納付記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の義母が申立期間に申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料（家計簿、確定申告等）が無く、また申立人自身は国民年金保険料の納付に直接関与していないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明であり、当時加入手続及び納付をしていたと申立人が主張する申立人の義母も既に亡くなっていることから、加入手続の時期や納付状況等については確認できない。

また、申立人は、昭和45年4月ごろに国民年金に加入して43年4月1日にさかのぼって資格を取得しているが、申立期間にまでさかのぼって加入した形跡は見られないことから、申立期間の保険料は納付することができないと考えられ、事実、申立期間において保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の①昭和47年9月、②51年3月から52年3月までの期間、③56年6月及び④63年3月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年9月
② 昭和51年3月から52年3月まで
③ 昭和56年6月
④ 昭和63年3月から同年10月まで

領収書は紛失して何も残っていないが、申立期間①から③までの保険料をA町役場で、④の保険料をB町役場で妻が納付した。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当委員会が事実確認を行う過程において、申立期間①、②及び③の納付方法を役場での納付から納税組合での納付と主張を変更するなど、記憶が明確でない点が見受けられる。

また、申立期間のうち、②昭和51年3月から52年3月までの期間については、社会保険事務所保管の国民年金手帳記号番号払出簿の保管区分に記載された異動記録によると、53年2月に国民年金被保険者資格の再取得の処理が行われており、申立期間②の保険料は過年度分となる。しかし、A町では過年度保険料を納税組合に納付することはできず、申立人の妻に聴取した結果でもさかのぼって納付したことは無いとしており、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 申立期間のうち④昭和63年3月から同年10月までの期間については、平成7年8月14日に追加された資格記録であることが確認できるが、その時点では、申立期間④の保険料は時効により納めることができない期間で

あり、別の国民年金手帳記号番号が払出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間以外にも未加入期間が複数回存在する。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮城国民年金 事案 40

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年2月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年2月から同年12月まで
社会保険庁に照会したところ、申立期間について国民年金に加入しておらず、納付もされていない旨の回答をもらった。
昭和57年1月に会社を退職した際、父が、私の国民年金保険料を納付してくれると言ったことをはっきり覚えている。また、当時、父が母と私の分を納税組合に払っていたことを覚えているので、未納ということはない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保持している年金手帳には、父親の国民年金手帳記号番号が記載されており、社会保険事務所の事務処理に誤りが認められるが、そのことのみをもって申立人の国民年金保険料が納付されていたことを認めることはできない。

また、申立人の父が申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の納付状況等が不明である。

さらに、申立期間当時に居住していたA市を管轄する社会保険事務所保管の国民年金手帳記号番号払出簿では、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたことは確認できず、ほかに国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立期間以後についても国民年金の加入手続をしていたことを確認することができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮城国民年金 事案 41

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 6 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 6 月から 39 年 3 月まで

申立期間当時、夫と私の二人分の国民年金保険料を行政区長が毎月集金に来てくれていた。その場で行政区長が預り紙に金額を記入して置いていったことを記憶しており、未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金の加入手続は行政区長に任せていたとしており、国民年金の加入手続の状況が不明である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、夫婦二人分の国民年金保険料を行政区長に渡したとしているが、申立期間の一部については申して人の夫の国民年金保険料も未納となっている。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 38 年 3 月に払い出されており、国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、37 年度分の保険料をすべて現年度納付するためには、一括して納付をする必要があるが、申立人に事情を聴取をしても、一括して納付をした記憶は無いとしている。

このほか、申立期間以外にも未納期間が複数存在する。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮城国民年金 事案 42

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から40年9月までの期間、41年2月から46年9月までの期間、47年1月、49年3月から50年6月までの期間、50年10月、51年1月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年10月から40年9月まで
② 昭和41年2月から46年9月まで
③ 昭和47年1月
④ 昭和49年3月から50年6月まで
⑤ 昭和50年10月
⑥ 昭和51年1月から53年3月まで

申立期間について、国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

将来老後の生活の為に、店の顧客に勧められ、当時、月額680円ぐらゐを納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立内容で当時の国民年金保険料額と申立人が納付したとする保険料額とに相違がある。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和55年5月29日であり、その時点で申立期間は時効により納付できない期間である。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間は11年以上と長期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手国民年金 事案 14

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで

申立期間は、毎月夫の分と併せて二人分の保険料を納付していた記憶がある。夫の分の保険料だけ支払うとは考えられず、私の分の保険料も払っているはずである。未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 41 年 12 月に払い出されたものであり、その夫の国民年金手帳記号番号が払い出された前後の記録を確認しても、申立人の氏名は無く、ほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡、事情ともに見当たらない。その上、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された後の 42 年 3 月に、41 年度分の保険料を一括して納付しているが、同年度の夫の保険料については 3 回に分けて納付しており、申立内容に不合理な面がみられる。

また、申立人は、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）を有していない。

さらに、申立人は納付組織の特定の集金人が長期にわたり集金していたと主張しているが、申立期間に係る国民年金保険料の納付方法について、納付組織の役員が輪番制により集金していたなど、申立人の主張と矛盾する複数の証言を得ている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手国民年金 事案 15

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 5 月から 39 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月から 39 年 9 月まで
申立期間については、実家の親が払っていたはずであり、未納になっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その親が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、申立人自身が直接関与していないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間中は、他県へ転出しており、A 市で手続を行うことができなかった。さらに、申立人は、申立期間以降に実家の A 市へ転入した昭和 41 年 3 月に国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間のほとんどは時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手国民年金 事案 16

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月までの期間及び 55 年 4 月から 60 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月まで
② 昭和 55 年 4 月から 60 年 9 月まで

申立期間については申請免除期間であったが、平成 2 年に A 町役場から追納の納付書が届いたので、毎月納付していた。その後、平成 4 年に銀行預金から約 27 万円を引き出し、郵便局で残りすべてを一括納付している。納付時は、A 町に住民票を残したまま B 市に居住していたが、夫が夫自身の保険料の追納を終了した 1 年から 2 年後に私の保険料も納付したはずであり、納付記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が追納を終了した 1 年から 2 年後に自らも追納していると申し立てているが、社会保険庁の記録によると申立人の夫が追納を終了したのは平成 7 年 3 月である。また、夫の追納保険料は一括納付したと主張しているが、平成 4 年 10 月から分割納付されていることが確認できる上、時効により追納できない申請免除期間を残している。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を追納していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）を有していない。

加えて、申立人は、平成 2 年に追納を開始したと主張しているが、申立期間には時効により追納できない期間が含まれており、また、社会保険庁の記録によると申立人の追納は 9 年 1 月に終了しているなど、申立内容に不合理な面がみられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 7 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 7 月から平成 3 年 3 月まで

国民年金保険料納付記録について照会した結果、学生であった期間のうち、任意加入期間については、加入の確認ができなかったとの回答をもらった。

しかし、国民年金制度が変わり学生も強制適用となったことから A 区役所で加入手続きを行い、母から仕送りを受けて、任意加入期間も含めて国民年金保険料をまとめて納付した記憶があるので、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、学生も強制加入となったことから、A 区役所で国民年金への加入手続きを行い、学生であった期間の国民年金保険料はすべてまとめて納付したはずと主張している。

学生が強制加入となる制度改正は、平成 3 年 4 月 1 日から実施され、申立人が主張するとおり、申立人は、A 区役所において、平成 3 年 11 月に加入手続きを行い、同年 4 月 1 日に遡^{そまきゅう}及して国民年金に加入したことが確認できる。

しかし、申立期間である、20 歳から平成 3 年 3 月までの期間は、任意加入期間であるため、加入手続きをした平成 3 年 11 月の時点では、遡^{そまきゅう}及して加入することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、領収書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山形国民年金 事案 33

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から50年12月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、国民年金の加入手続を行った後に、まとめて国民年金保険料を納付し、未納期間が無くなり安心した記憶があるので納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書(控)等）が無く、また、申立人は、保険料の納付時期、納付場所等、保険料納付の詳細については記憶しておらず、保険料の納付状況等が不明である。

また、社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿の払出記録が昭和53年3月1日であること、及び社会保険庁の記録では、50年10月から51年3月までの国民年金保険料が過年度分として納付されているものの、納付日が53年2月のため納付期限の時効により50年10月から同年12月までの保険料が還付されていることが確認できることから、申立人は、53年1月頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認される。その時点においては、申立期間のほとんどは国民年金保険料の納付期限から2年を経過して時効により納付することはできないほか、申立人は申立期間中に住所を移動しておらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年10月から3年3月までの期間及び5年3月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成2年10月から3年3月まで
② 平成5年3月から同年12月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、申立期間は厚生年金保険被保険者資格を喪失した後に、納付書が届き、3～4万円や6～8万円くらいを社会保険事務所か金融機関において納付しており、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人から事情を聴取しても、申立期間に係る国民年金保険料を納付した具体的な時期及び場所が必ずしも明確では無い。

さらに、申立人は、申立期間以外にも未納期間が多数見受けられ、国民年金保険料の納付に対する意識が高かったとは言い難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から 60 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月から 60 年 5 月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

申立期間当時、父と共に個人事業をされており、父が二人分（父と私）の国民年金保険料を納付してくれていたはずであり、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その父が国民年金保険料を納付していたはずと主張しているが、①申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料が無いこと、②申立人自身は、保険料の納付に直接関与していないこと、及び③申立人の父も既に死亡しており、証言を得ることができないことから、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 62 年 4 月 10 日以降に払い出されており、申立人が所持している国民年金手帳には、国民年金の被保険者となった日が 63 年 11 月 9 日である旨の記載があることが確認でき、これによると、申立期間は時効により納付できない期間となるとともに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付してくれていたとする申立人の父は、申立期間を含め、国民年金に加入していない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 11 月及び 39 年 5 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 11 月
② 昭和 39 年 5 月から同年 9 月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、申立期間は父か私が国民年金保険料を納付したはずであり、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料が無く、申立人から事情を聴取しても、納付時期や納付金額等は明確では無く、国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 42 年 1 月時点では、申立期間は時効により納付できない期間であることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間前後において住所を移動しておらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山形国民年金 事案 37

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 5 月から 56 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 5 月から 56 年 6 月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

時期ははっきり覚えていないが、市役所から「それまでの未納分の国民年金保険料を納付扱いにできる」旨のはがきが届いたことから、市役所に出向いたところ、窓口の担当者がそれまでの未納分の国民年金保険料額とその年度の保険料額を計算してくれた覚えがある。

昭和 54 年 6 月から同年 8 月ごろ以降と思われるが、計算してくれた保険料額を以後均等割で、2 年から 3 年にわたって、毎月、市役所の現本庁舎の窓口で納付し、その際、納付書に市役所窓口担当者が押印の上、当該納付書の右半分を切り取って、左半分が手元に残った記憶があり、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、それまでの未納分の国民年金保険料等を均等割で納付したはずと主張しているが、こうした主張を裏付ける関連資料が見当たらない。

また、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付し始めたとする時期（昭和 54 年 6 月から同年 8 月ごろ）は、特例納付が可能な時期ではあるが、以下のとおり、不合理な点が認められる。

- ① 申立人は、過年度保険料と現年度保険料を合算した金額を均等割で納付したと主張しているが、こうした取扱いは、制度上できないこととされている。
- ② 申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を均等割で納付した際、「納

付書に市役所窓口担当者が押印の上、当該納付書の右半分を切り取って、左半分が手元に残った記憶がある」としているが、申立期間当時、このような納付書は存在しておらず、また、市役所の窓口においてこのような取扱いをしていたことも確認できない。

- ③ 申立人は、昭和 54 年 6 月から同年 8 月ごろ以降、2 年から 3 年にわたって、毎月、市役所の現庁舎の窓口で納付していたと主張しているが、申立てどおりであるとすれば、特例納付の期限である 55 年 6 月以降も特例納付に係る保険料を納付していたことになるほか、特例納付及び過年度保険料の収納は、市役所の窓口で行うことができないこととされており、制度上考え難い。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を、昭和 54 年 6 月から同年 8 月ごろ以降、市役所の現本庁舎の窓口で納付したとしているが、その当時は、市役所の現本庁舎は存在しておらず、申立人に何らかの記憶違いがあることも否定できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福島国民年金 事案 19

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 7 月から 53 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 7 月から 53 年 11 月まで

申立期間のころはA社を退職し、B町の実家にいた。その当時は、20 歳を過ぎていたので、当然、両親が国民年金の加入手続を行い、保険料を納めていてくれたと思っていた。

しかし、両親は既に亡くなり、そのことは確認することはできない。誰にも聞くことはできないし、自分自身はまったく覚えていない。

ただ、間違いなく実家にいたので、国民年金の加入及び納付記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、昭和 52 年 8 月 1 日からC町へ転出した 53 年 11 月 26 日まで、婚姻前の本籍地であるB町に住所を有していたことは戸籍の附票から確認できる。しかし、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿や確定申告書等の関連資料が無く、さらに、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、B町が保管していた申立人の当時の資料（住民票原票）には、国民年金の加入記録は無く、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福島国民年金 事案 20

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 2 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 2 月から 51 年 3 月まで
当時、サラリーマンの妻は国民年金に加入しても加入しなくてもよいということは知っていたが、将来何があるかわからないと思って、前夫との結婚当初から国民年金保険料を納付していた記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

申立人と前夫の婚姻期間は、戸籍謄本から昭和 49 年 10 月から 55 年 12 月までと確認でき、この間、社会保険庁の記録によれば、申立人は 51 年 4 月から 55 年 10 月までの国民年金保険料を納付している。

しかし、申立人が、最初に国民年金の資格を取得した際、昭和 45 年 4 月 8 日に発行された国民年金手帳に登載されている記号番号に係る「国民年金手帳番号払出簿」には、48 年 2 月 27 日付けの国民年金被保険者資格の再取得の処理を 52 年 11 月 16 日に行った記録があり、その時点では、強制加入として取り扱った場合であっても、申立期間のほとんどは時効により保険料をさかのぼって納めることはできない。

また、申立人は、国民年金の加入手続の時期や保険料の納付方法等についての記憶が定かではなく、また、国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿等の関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 9 月から 49 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月から 49 年 9 月まで

社会保険事務所において納付記録を確認したところ、昭和 45 年 9 月から 49 年 9 月までの期間が未納とされていた。51 年 7 月に結婚した際に 20 歳になった時点までさかのぼって保険料を現金で納付した記憶があるので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 7 月に結婚した際に、申立期間の保険料を納付したと主張しているが、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から昭和 51 年 7 月 14 日に手続が行われたと考えられ、51 年 7 月以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、昭和 49 年 10 月から 51 年 3 月までの 18 か月分の国民年金保険料を 51 年 12 月 16 日に現金で納付（過年度納付）しており、この時点において、申立期間の保険料は時効により納付することができず、特例納付が可能な期間でもない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 10 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 10 月から 48 年 3 月まで

社会保険事務所において納付記録を確認したところ、昭和 39 年 10 月から 48 年 3 月までの期間が未納とされていた。47 年ごろに市役所職員から、さかのぼって保険料を納付できることを聞き、妻の分と併せて約 6 万円を納付した記憶がある。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年ごろに国民年金への加入手続を行って申立期間の保険料を納付したと主張しているが、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人が加入手続を行った時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から昭和 50 年 4 月に行われたものと考えられ、47 年ごろに加入手続を行って申立期間の保険料を納付してきたとする申立人の主張は、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、矛盾が認められる。

さらに、仮に申立人が昭和 50 年 4 月に申立期間の国民年金保険料を特例納付により一括納付した場合、申立人及びその妻の国民年金保険料は 20 万円以上となることから、納付金額が約 6 万円であったとする申立内容とは一致しない。

加えて、国民年金への加入手続時期について、社会保険庁あての記録照会申出書では昭和 47 年ごろ、当委員会への事実確認に係る回答文書では 48、49 年ごろ、口頭意見陳述では 46、47 年ごろとするなど申立人の主張に齟齬がみられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 35

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年5月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和30年生

住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年5月から平成元年3月まで

社会保険事務所において納付記録を確認したところ、昭和56年5月から平成元年3月までの期間が未納とされていた。56年4月にA市に転居後、同年5月に同市で美容院を開業し、国民健康保険の加入手続をした際に、国民年金の加入に係る説明を受けた。申立期間の国民年金保険料は、開業した美容院の近くにあったB銀行C支店D代理店で納付していた記憶があるので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年4月にA市に転居後、同年5月に国民年金に加入して以来、保険料を納付してきたと主張しているが、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人が保険料を納付していたとするB銀行C支店D代理店は昭和59年3月に業務を開始したことが確認できることから、銀行業務の開始前である59年2月以前の申立期間については、当該銀行で国民年金保険料を納付することは不可能であり、申立人の主張には矛盾が認められる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、平成2年1月以降に払い出されたものと認められ、申立期間の過半は時効により納付できず、かつ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 9 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 9 月から平成 3 年 3 月まで
社会保険事務所において納付記録を確認したところ、昭和 63 年 9 月から平成 3 年 3 月までの期間が未納とされていた。申立期間については、大学生であったため国民年金への加入は任意であったが、母親が保険料を納付しており、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その母親が国民年金の加入手続をした上、保険料を納付したと主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人は、20 歳の誕生日である昭和 63 年 9 月 25 日を過ぎて間もないころに国民年金に加入したと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿から判断すると、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは平成 5 年 12 月 17 日に行われており、申立人の主張には矛盾が認められる。

さらに、申立期間において、申立人は大学生であったため、国民年金への加入は任意となることから、加入手続をしたとするならば、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、その形跡はうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 37

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年2月及び同年3月
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和51年2月から同年3月までの期間が未納とされていた。51年2月に結婚したので、夫婦一緒に国民年金及び国民健康保険に加入していたはずである。このため、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から昭和51年4月に手続が行われたものと考えられ、この時点では、申立期間の国民年金保険料は過年度保険料となり、申立人が加入手続を行ったと主張するA市B市民センターでは、保険料を納付することはできない。

また、申立人が加入手続を行った時期は、昭和51年4月に手続が行われたものと考えられるのに対し、その妻が加入手続を行った時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から同年5月に手続が行われたものと考えられ、夫婦一緒に加入手続を行って同年2月から保険料を納付してきたとする申立人の主張には、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、矛盾が認められる。

さらに、申立期間当時の国民年金保険料月額が1,100円であったことから、申立期間の保険料をその妻の分と併せて約1万2,000円納付したとする申立内容とは一致しない。

加えて、昭和51年2月に国民年金の加入手続を行って申立期間の保険料を納付したと主張しているが、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 2 月及び同年 3 月
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和 51 年 2 月から同年 3 月までの期間が未納とされていた。51 年 2 月に結婚したので、夫婦一緒に国民年金及び国民健康保険に加入していたはずである。このため、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から昭和 51 年 5 月に手続が行われたものと考えられ、この時点では、申立期間の国民年金保険料は過年度保険料となり、申立人が加入手続を行ったと主張する A 市 B 市民センターでは、保険料を納付することはできない。

また、申立人が加入手続を行った時期は、昭和 51 年 5 月に手続が行われたものと考えられるのに対し、その夫が加入手続を行った時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から同年 4 月に手続が行われたものと考えられ、夫婦一緒に加入手続を行って同年 2 月から保険料を納付してきたとする申立人の主張には、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、矛盾が認められる。

さらに、申立期間当時の国民年金保険料月額が 1,100 円であったことから、申立期間の保険料をその夫の分と併せて約 1 万 2,000 円納付したとする申立内容とは一致しない。

加えて、昭和 51 年 2 月に国民年金の加入手続を行って申立期間の保険料を納付したと主張しているが、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 39

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 10 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月から 40 年 3 月まで
国民年金保険料については、昭和 38 年 10 月から 40 年間納めていると記憶している。申立期間当時は結婚前で、家の手伝いをしていた。両親とも国民年金被保険者で、家族の国民年金保険料は母がまとめて市役所に納めていた。

このため、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、昭和 40 年 8 月に加入手続を行ったものであると考えられ、かつ、申立人の兄及び義姉の国民年金手帳記号番号と連番で付されていることから、申立人、申立人の兄及び義姉と一緒に国民年金に加入したことが確認できるが、共に申立期間の納付記録が未納となっていることから、申立人の母親が、これら 3 人の加入手続を行った後、現年度分となる昭和 40 年 4 月以降の保険料を納付したことが推認できる。

また、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料について家族の分をまとめて母が納付していたと主張しているが、申立期間に保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）が無く、しかも、申立人が国民年金の手続に関与していないため、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 40

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から平成 2 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から平成 2 年 2 月まで
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和 58 年 4 月から 60 年 3 月までの期間が全額免除となっており、60 年 4 月から平成 2 年 2 月までの期間が未納とされていた。昭和 58 年に A 市役所職員が国民年金保険料の戸別訪問に来て、夫婦二人で口座振替を開始した記憶があり、全額免除の申請をした覚えもない。申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が口座振替をしていたと主張する B 信用組合（現在は、C 信用組合）の預金取引履歴では、平成 2 年 3 月に、同年 3 月分の国民年金保険料 8,000 円が引き落とされたことは確認できるものの、それ以前の期間については、当該取引履歴により確認可能な昭和 62 年 11 月までさかのぼって記録を確認しても国民年金保険料が引き落とされた事実は確認できなかった。

また、A 市役所では、国民年金保険料の納付勧奨に係る戸別訪問は昭和 62 年から実施していたことから、それより以前の 58 年に同市職員の戸別訪問を受けて口座振替を開始したとする申立人の主張には、矛盾が認められる。

さらに、申立人は昭和 58 年から国民年金保険料を口座振替により納付しており、全額免除の申請もしたことはないと主張しているが、申立期間に国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 41

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から平成2年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年4月から平成2年2月まで
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和58年4月から60年3月までの期間が全額免除となっており、60年4月から平成2年2月までの期間が未納とされていた。昭和58年にA市役所職員が国民年金保険料の戸別訪問に来て、夫婦二人で口座振替を開始した記憶があり、全額免除の申請をした覚えもない。申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が口座振替をしていたと主張するB信用組合（現在は、C信用組合）の預金取引履歴では、平成2年3月に、同年3月分の国民年金保険料8,000円が引き落とされたことは確認できるものの、それ以前の期間については、当該取引履歴により確認可能な昭和62年11月までさかのぼって記録を確認しても国民年金保険料が引き落とされた事実は確認できなかった。

また、A市役所では、国民年金保険料の納付勧奨に係る戸別訪問は昭和62年から実施していたことから、それより以前の58年に同市職員の戸別訪問を受けて口座振替を開始したとする申立人の主張には、矛盾が認められる。

さらに、申立人は昭和58年から国民年金保険料を口座振替により納付しており、全額免除の申請もしたことはないと主張しているが、申立期間に国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 42

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 6 月から 49 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 6 月から 49 年 6 月まで

昭和 49 年か 50 年ごろに国民年金保険料として 20 万円前後の金額を当時の町役場で納付したと記憶している。領収書等納付の証拠となる書類は所持していないが、49 年 7 月以降、滞りなく保険料を納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年か 50 年ごろに申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人が国民年金に加入した時期は、前の任意加入者の国民年金手帳記号番号から昭和 51 年 7 月以降に手続が行われたものと考えられ、49 年か 50 年ごろに 20 万円前後の保険料を納付したはずであるとする申立人の主張には、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、矛盾が認められる。

さらに、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、昭和 51 年 7 月以降と推認されることから、その時期以降に申立人が未納分の国民年金保険料を一括して納付できる機会は、53 年 7 月から 55 年 6 月までの期間に実施された特例納付しかないものと考えられ、その場合の国民年金保険料は 34 万円（85 か月分）となることから、納付金額が 20 万円前後であったとする申立内容とは一致しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 43

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から52年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から52年6月まで

昭和50年4月にA市役所で転入手続をした際、国民年金の加入手続を行い、同市から送付されてきた納付書により、3か月ごとに保険料を納付した。加入手続の際、厚生年金手帳は引越荷物の中にあつたため、後日持参することについて、市の担当者の了解を得た。

昭和52年7月18日に厚生年金手帳が見付かったので、市役所に出向き、担当者に納付している期間について、入帳することを確認した。

このため、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年4月に国民年金に加入し、申立期間の保険料を3か月ごとに納付したと主張しているが、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、申立人の国民年金手帳に記載されている昭和52年7月18日に手続を行ったものと考えられ、50年4月から保険料を納付したとする申立人の主張には、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから矛盾が認められる。

さらに、申立人は、国民年金に任意資格で加入していることから、被保険者期間をさかのぼることはできない。

なお、昭和49年10月以降は、年金手帳が各制度共通となり、それ以前に発行された年金手帳の所有者は、厚生年金保険から国民年金に切り替える場合、厚生年金手帳に国民年金手帳記号番号が付番されることになった。申立人がA市に転入した際、厚生年金手帳を所持している旨を申し出ていること

から、同市国民年金担当課では、別の国民年金手帳を発行せずに、申立人が厚生年金手帳を持参した際に任意資格で国民年金に加入すれば足りる旨を説明し、同手帳を持参した日から国民年金に任意加入したとする取扱いを行ったとみられ、50年4月から納付書により国民年金保険料を納付したとする申立ては不自然と考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 44

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年7月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1. 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月から昭和41年3月まで

国民年金保険料については、結婚前からずっと支払っていた覚えがあり、20歳前後のころ、市役所の職員が自宅に来訪して国民年金制度の発足について説明されたため、納めなければならぬものと認識していた。

申立期間当時、時々親に納付を任せたとあるが、自分で、現金と納付書を持って、A市役所へ納めに行っていた。昭和42年4月に市役所に行った際、「年金手帳があれば領収書は不要です」と言われ、国民年金手帳を手渡されたので、領収書は廃棄した。

このため、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）が無く、しかも、申立人の記憶が不確かであるため、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から昭和42年4月27日から同年5月5日までの間に手続が行われたものと考えられ、この時点で、申立期間の過半は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、旧A市における国民年金保険料の納付書の発行開始時期は、昭和48年から49年ごろであることが確認できたことから、納付書により申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の主張には、矛盾が認められる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 45

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 12 月から 60 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 12 月から 60 年 8 月まで

昭和 55 年 12 月の婚姻以降、国民年金保険料を納付しており、申立期間の保険料は、納付書を使用し、毎月納付した記憶がある。

また、年金手帳には、昭和 56 年 2 月 20 日に資格喪失と記載されているが、手続をした記憶は無い。

このため、申立期間が未納及び未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人の記憶が不確かであるため、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間当時の A 市における国民年金保険料の納付方法は、3 か月単位の納付であることが確認できたことから、毎月納付していたとする申立人の主張には、矛盾が認められる。

さらに、申立人は、昭和 56 年 2 月 20 日付けの任意加入資格の喪失について、手続を行った記憶は無いと主張しているが、継続して国民年金に加入していたことをうかがわせる事情は見当たらず、かつ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 8 月から 51 年 8 月までの期間及び 53 年 6 月から 56 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 8 月から 51 年 8 月まで
② 昭和 53 年 6 月から 56 年 3 月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和 48 年 8 月から 51 年 8 月までの期間及び 53 年 6 月から 56 年 3 月までの期間が未納とされていた。資料は残っていないが、国民年金保険料を役所に持参して納付していたと記憶しているので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 48 年 8 月 11 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことに伴い、A 市役所で国民年金の加入手続を行い、53 年 6 月 3 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した際には B 市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を毎月 1 か月分ずつ市役所国民年金担当課窓口で納付したと主張しているが、申立人が申立期間当時居住していたのは C 村であったことから、申立てにある各市役所で国民年金の加入手続を行うことはできず、社会保険事務所保管の国民年金被保険者台帳にも申立人の加入記録は無い。

また、申立人は、昭和 55 年 8 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料を納付したと主張しているが、56 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料 9 か月分は 56 年 11 月 30 日に一括して納付していることから、国民年金の加入手続を行った時期は 56 年度になってからであると思われ、その時点では 55 年 8 月から 56 年 3 月まで期間の国民年金保険料は過年度保険料となるため、市役所国民年金窓口で納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していた

ことをうかがわせる事情も見当たらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から平成3年3月まで
申立期間当時、妻が国民年金の加入手続と保険料の納付をしてきていたと思うので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、申立人自身は国民年金の手続に直接関与していないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が申立期間当時、国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたと主張する元妻に聴取したところ、申立人の主張に沿った証言は得られなかった。

さらに、申立人には申立期間以外にも長期の未加入期間が存在することから、申立人の国民年金保険料の納付意識が高かったものとは見受けられない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 56

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から58年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から58年10月まで
申立期間当時、父が国民年金の加入手続と保険料の納付をしてきていたと思うので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、亡父が申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、申立人自身は国民年金の手続に直接関与していないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が20歳に到達した前後の国民年金手帳記号番号払出簿を確認しても、申立人の氏名は無く、氏名を複数の読み方で検索しても該当する被保険者は見付からず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

群馬国民年金 事案 14

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年3月から48年3月まで

国民年金加入時の昭和45年3月から48年3月までの期間が未納とされていることに納得がいかない。

私が20歳になった当時は、大学生は任意加入であったが、後から父親に「国民年金を一括して銀行に支払ったので安心するように」と言われたことを、今でもはっきり記憶している。父が支払ってくれた領収書は見付からないが、人望の厚い誠実だった父が、娘に嘘を言うはずはない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、同居していた父親が申立人の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、申立人自身は国民年金の手続に関与していないため、国民年金の加入状況及び納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和48年8月時点では、既に申立期間の一部は時効により納付できず、申立期間の保険料を納付するには特例納付によることとなるが、当時、特例納付制度を利用して、保険料を一括して納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から41年11月まで
母親の死去後、過去の書類を探したが、何も残っておらず、証言者もいないが、申立期間の国民年金保険料については、毎月、地元の隣組の集金人が集金に来て、母親が母親自身と私の分の保険料を納めていたので、申立期間が未納であることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、同居していた母親が国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をしていたと主張しているが、申立人の母親が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、申立人自身は、国民年金の手続に関与していないため、国民年金の加入状況及び納付状況が不明である。

また、申立人は昭和41年12月から国民年金に任意加入しているが、制度上、遡^{さきゅう}及して任意加入を申し出ることにはできない上、強制加入資格のある申立期間の一部も、時効により納付できない期間である。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえず、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から52年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から52年6月まで

社会保険事務所に照会したところ、昭和47年7月から52年6月までの5年間について国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答であったが、54年に国民年金への加入手続を行い、申立期間の5年分の保険料をA市役所に分割納付したので、未納となっていることには納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年10月に国民年金の加入手続をして同月に国民年金手帳記号番号が払出しを受け、52年7月までさかのぼって保険料の過年度納付をしたことが確認できる。

しかし、上記国民年金手帳記号番号の払出時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、昭和47年から52年までの間に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないので、申立期間の保険料を納付するには、特例納付制度を利用するほかに、申立人が特例納付をした形跡は無い。

また、申立人は、保険料を納付した回数、時期及び納付金額等を記憶しておらず、特例納付をしたと主張する訳ではなく、保険料の納付状況は不明である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から同年9月まで

国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、平成6年4月から同年9月までの期間について納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。平成6年4月、勤務していた会社を退社後速やかに市役所において厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。失業中であったが、義務として納付すべきものと考え、苦勞して納付してきたにもかかわらず、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は離婚後、住所変更と国民年金への切替手続を一緒に市役所で行ったと主張しているが、住所変更の手続を行った平成6年2月は、在職中で厚生年金保険に加入していたことから、国民年金への切替手続をこの時期に行うことはできない。

また、申立人は、平成6年4月、厚生年金保険から国民年金の切替えの際、同年3月に退職した事業所から渡された厚生年金手帳で手続したと主張しているが、この時点ではまだ各制度共通の基礎年金番号に移行していなかったことから、国民年金への切替手続には、国民年金手帳記号番号が必要であり、申立人の主張に不合理な点が見受けられる。

さらに、申立人は、申立期間、健康保険任意継続被保険者として健康保険料を納付していたことは確認できるものの、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 54

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から同年3月まで

国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、昭和44年1月から同年3月までの期間について納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。納めた時期や金額は覚えていないが、地域の集金人が集金に来ており、その人に納付したと記憶しているので納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人を国民年金へ加入させた雇用主は、申立期間の国民年金保険料について、納付書によらず、A市の集金人に納付したと主張しているが、申立人の特殊台帳には申立期間について過年度保険料の納付書が送付された記録が確認できる上、A市の集金人は現年度分の保険料は集金するものの過年度納付については取り扱っておらず、申立人の主張は不自然である。

また、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（領収書、家計簿等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

新潟国民年金 事案 52

第1 委員会の結論

申立人の平成8年3月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月から同年5月まで

平成13年3月に、厚生年金から国民年金の第3号被保険者への切替手続に市役所へ行った際、年金手帳に申立期間の資格記録を記入してもらった。

結婚前の国民年金加入手続は母親が行っており、母親からすべて納付済みであると聞いていたので、納付漏れは無いはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その母親が国民年金保険料の納付を行っていたと主張しているが、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、申立人自身は国民年金の手続に直接関与しておらず、母親も既に他界しているため、申立期間当時の国民年金の加入及び納付状況が不明である。

また、申立人の年金手帳の資格記録は申立期間当時に記入されたものではなく、平成13年の国民年金第3号被保険者の届出時に記入されたことが確認でき、この時点では国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人の健康保険について他制度での加入が確認できず、国民健康保険の加入が必要となるが、A市からは国民健康保険の加入履歴も無いとの回答を得ており、国民健康保険に加入せず、国民年金のみに加入するのは不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで
制度発足当時、様々な風評もあり、3 年間程保険料納付をしなかったが、市役所からの強い勧奨もあり、昭和 40 年ごろにまとめて 3 年分の保険料を市の職員に納付した記憶がある。国民年金手帳の昭和 36 年度から 38 年度までの国民年金印紙検認記録の頁に、印紙検認台紙を切り離した際の割印が押印されているので、確かに納付したはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付したと主張する昭和 40 年は特例納付実施時期ではなく、3 年分の国民年金保険料を納付することはできない。また、申立人は申立期間の保険料を市の職員が検認印を持参し集金したと主張しているが、A 市からは、申立期間当時、市の職員による集金は無かったとの回答があり、申立内容には不合理な点がある。

さらに、申立人所持の国民年金手帳には、昭和 36 年度から 38 年度までの国民年金印紙検認記録欄に保険料納付済みを証する検認印が押印されておらず、印紙検認台紙を切り離した際の割印のみが確認でき、この割印をもって、保険料を領収されたと認められるものではない。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、直接保険料を納付したのは申立人の妻（既に他界）であるため納付状況が曖昧であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえず、事実、保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

新潟国民年金 事案 54

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から44年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から44年6月まで

国民年金保険料収納記録について照会したところ、昭和43年1月から44年6月までの期間が未加入となっていることが分かった。私は、42年12月末にA市の職員を退職し、43年5月に結婚した。結婚前は、A市で親と同居しており、結婚後は他県に転居した。

申立期間の加入手続や保険料を納付した記憶は自分には無い上、両親、夫共に亡くなっており、加入手続や保険料の納付を誰がしていたかは分からないが、自分の年金記録を見て、この期間以外に未加入期間は無いことから、申立期間も国民年金に加入して保険料を納付していたのではないかと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、自ら国民年金の加入手続や保険料の納付を行った記憶は無く、誰が加入手続や保険料を納付していたか分からないと主張しており、現に、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当時同居していた両親、夫共に既に他界しているため、申立期間当時の国民年金の加入及び納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年8月ごろにその夫と連番で払い出されており、資格取得日は、夫婦共に夫の厚生年金資格喪失日である44年7月26日となっていることから、申立期間に係る加入手続及び保険料の納付は行われていないと考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

長野国民年金 事案 32

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から45年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月から45年1月まで
会社を退職した後、自分で市役所の支所に国民年金の加入手続に行ったと思う。保険料納付については覚えておらず、領収書等も所持していないが、父親が納付していたと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するオレンジ色調の年金手帳は、昭和49年以降に発行されている形式のもので、国民年金の「初めて被保険者になった日」欄には、昭和61年4月1日と記載されており、それ以前に、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人も「それ以前に年金手帳を交付された覚えは無い。」と述べていることから、申立期間について、国民年金に加入していたとは考え難い。

また、申立人は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、「申立期間の国民年金保険料は父親が納付していたと思う。」と主張しているが、父親も高齢のため具体的な内容は覚えていないとしており、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 42

第1 委員会の結論

申立人の①昭和58年8月から同年9月までの期間、②59年2月から同年5月までの期間、③59年8月から61年3月までの期間及び④61年12月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年8月から同年9月まで
② 昭和59年2月から同年5月まで
③ 昭和59年8月から61年3月まで
④ 昭和61年12月から62年3月まで

私の年金記録では、申立期間のように飛び飛びで国民年金保険料が未納とされているが、このような納付の仕方をした覚えは無い。

また、申立期間当時は、事業の業績が一番良かった時期で、保険料の納付に困る状態ではなく、自分の性分としても、保険料を未納のまま放置していたはずはない。申立期間が未納とされていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人が国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が、申立人自身の保険料と一緒に保険料を納付していたとするその夫も、申立人と同じ期間が未納とされている。

また、申立人が居住する市が保存する被保険者名簿でも、申立人は、申立期間が未納とされているほか、申立期間が属する年度の納付済みとされている期間についても、当該年度内に未納があった場合の記載方法により記録されている。

さらに、申立人から提出された申立期間に近い期間（昭和 62 年及び平成 2 年）の領収書は、申立人が納付期限内での納付を励行していなかったことを表しており、中には、納付書を紛失した場合に交付されていた手書きの領収書も見られることなどから、当時、必ずしも申立人の保険料の納付に対する意識が高かったとみることはできず、申立期間が未納とされていることを否定することは困難である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 43

第1 委員会の結論

申立人の①昭和58年8月から同年9月までの期間、②59年2月から同年5月までの期間、③59年8月から61年3月までの期間及び④61年12月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和58年8月から同年9月まで
② 昭和59年2月から同年5月まで
③ 昭和59年8月から61年3月まで
④ 昭和61年12月から62年3月まで

私の年金記録では、申立期間のように飛び飛びで国民年金保険料が未納とされているが、婚姻後、国民年金保険料の納付を任せていた妻は、このような納付の仕方をした覚えは無く、また、申立期間当時は、事業の業績が一番良かった時期で、保険料の納付に困る状態ではなく、妻自身の性分としても、保険料を未納のまま放置していたはずはないとしている。申立期間が未納とされていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人の国民年金保険料が納付されていたことを裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が、自らの保険料の納付を任せていたとするその妻も、申立人と同じ期間が未納とされている。

また、申立人が居住する市が保存する被保険者名簿でも、申立人は、申立期間が未納とされているほか、申立期間が属する年度の納付済みとされている期間についても、当該年度内に未納があった場合の記載方法により記

録されている。

さらに、申立人の妻から提出された申立期間に近い期間（昭和 62 年、平成 2 年）の領収書は、申立人が納付期限内での納付を励行していなかったことを表しており、中には、納付書を紛失した場合に交付されていた手書きの領収書も見られることなどから、当時、必ずしも申立人の保険料の納付に対する意識が高かったとみることはできず、申立期間が未納とされていることを否定することは困難である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない

静岡国民年金 事案 44

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年12月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年12月から63年3月まで
結婚した際、妻と共に国民健康保険及び国民年金の手続を行い、昭和56年12月から、夫婦一緒に信用金庫で保険料を納めてきた。保険料に関しては、妻が責任を持って納付しており、妻には未納が無いため、自分も未納であるはずがない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻は、申立てのとおり、婚姻した昭和56年11月に国民健康保険の加入手続を行なっているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和63年4月ごろに払い出されており、その時点では申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立人は1冊しか年金手帳を持っていないことなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、信用金庫における納付状況も確認できないことなどから、申立期間当時の納付状況をうかがうことができない。

さらに、納付年月日の確認できる期間のうち、平成2年10月以降については、夫婦で同一日に保険料を納付していることが確認できるが、申立期間に近い元年4月から2年9月までは、納付日が異なっており、申立内容と合致しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 45

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から37年6月まで

申立期間当時、母親が国民年金保険料の納付をしていた。生活は大変だったが、母親は税金などの納付は優先的に行っていた。納付金額及び納付場所は分からないが、現年度中に保険料を納付していたと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身は申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人に聴取しても、申立人の母親と保険料納付に関して話した記憶が無く、当該期間に係る国民年金手帳を現在所持していないことなどから、申立期間に係る納付状況等が不明である。

また、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、母親は既に死亡していることから、詳細は不明であり、また、申立人以外の同居の家族については、申立期間当時、国民年金被保険者でなかったため、保険料納付を推認できる周辺事情も見当たらない。

さらに、市の国民年金被保険者台帳では、申立人の国民年金保険料の検認状況について、開始年月日が「昭和37年7月」と記録されており、社会保険庁の納付記録と一致しているが、記録管理に関して、行政側に過誤があったような可能性はうかがわれない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 46

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から52年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から52年4月まで

私は、昭和48年4月から国民年金保険料を納めてきた記憶があり、当時、家には、グリーン^はの領収書が貼ってある薄茶色の国民年金手帳があったが、引越しの際に紛失してしまった。

申立期間に保険料を納付した事実が無いとされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の年金記録によれば、申立期間は、国民年金に未加入であったとされている。この期間は、申立人の夫が厚生年金保険に加入していたため、申立人にとっては任意加入対象期間であったことや、申立人が現在所持している年金手帳の国民年金の資格取得時期に係る記述では、申立人は昭和52年11月26日に強制加入したこととなっており、これは、夫がそれまで勤めていた事業所を退職して厚生年金保険を脱退した時期とも合致していることから、申立人が昭和52年11月から国民年金に加入したこととされている現状の年金記録に不自然さは無い。

また、申立人が申立期間中、国民年金保険料を納付していたことがうかがわれる客観的な資料等はなく、申立人に聴取しても、当時の記憶が明瞭であるとは言い難く、納付したとする保険料額も実際の保険料額と異なっている。

さらに、申立人の年金記録から推定される申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は、昭和52年6月以降であり、別の国民年金手帳記号番号が払

い出された形跡が確認できないこと、及び申立期間当時、申立人は、義母と同居していたことなどから、当時、存在したとする国民年金手帳が確かに申立人のものであったとみることは困難である。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 17

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

昭和 40 年頃に市役所から適用勧奨を受け、夫婦で加入手続を行った際、資格取得の 36 年 4 月まで遡って国民年金保険料を一括納付した確かな記憶がある。しかし、社会保険庁の記録では、昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの 48 か月が未納になっており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの期間の国民年金保険料について、40 年頃に一括納付したと主張している。

一方、記号番号払出簿から申立人夫婦の年金手帳は、昭和 50 年 1 月に払い出されたものと考えられ、当時は、特例納付（附則第 18 条）が可能な期間であったため、夫婦が 40 年 4 月から 49 年 3 月までの 108 か月分の過年度保険料（うち、特例納付 81 か月）を一括納付していることが、社会保険庁のマイクロ台帳及び A 市の保管する被保険者名簿双方の記録において確認できる。

また、申立人が納付を主張している昭和 40 年の時点では特例納付はできないが、仮に、40 年 1 月に加入手続をして過年度納付を行ったとしても、申立期間のうち、36 年 4 月から 37 年 9 月までは時効により納付不可能な期間となる（40 年 2 月以降に過年度納付を行った場合は、さらに、納付不可能な期間が増すこととなる。）。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から61年3月まで

昭和57年1月から外国人も国民年金に加入できることを知り、57年1月にA市で加入手続を行い、その場で保険料を納付した。

手続後は、主に妻が市役所や集金人に納め、その後金融機関へ納めるようになった。当時は飲食店を経営し、収入も安定していたので、滞りなく保険料を納付していた。未納とされていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和57年1月に国民年金手帳を取得し、それ以降保険料を納付してきたと申し立てている。昭和57年1月の法改正により、申立人も、本人の厚生年金保険加入期間(48月)を含めて、60歳までに通算して300月の加入期間になることが可能であれば、国民年金に加入することとなった。したがって、この時点で加入したとの申立てには一応の理由がある。

しかし、申立人は当時42歳であり、厚生年金保険加入期間を加えても、60歳までに300月の受給要件を満たすことのできない年齢に達していた。

さらに、このような制度の要件については、当時A市において、35歳以上の者へパンフレットを配布するとともに、要件を満たせない者の加入手続の受付を断る取扱いをしていた。

その後、昭和61年4月の法改正により、外国人の永住許可者は、56年12月以前の国民年金に加入できなかった期間が合算対象期間となり、申立人も受給要件を満たせることとなった。

申立人所持の国民年金手帳は、昭和61年11月頃に払出されていることが記録上確認でき、この時点で保険料納付が開始されたと考えるのが相当である。

なお、昭和57年1月からの納付のためには、別の手帳の存在が必要となるが、そのような年金手帳の存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1. 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1. 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年1月から61年3月まで
昭和57年1月から外国人も国民年金に加入できることを知り、57年1月にA市で夫が加入手続を行い、その場で保険料を納付した。
手続後は、主に私が市役所や集金人に納め、その後金融機関へ納めるようになった。当時は飲食店を営み、収入も安定していたので、滞りなく保険料を納付していた。未納とされていることは納得がいかない。

第3. 委員会の判断の理由

申立人は昭和57年1月に国民年金手帳を取得し、それ以降保険料を納付してきたと申し立てている。昭和57年1月の法改正により、申立人も、本人が60歳までに300月の加入期間になることが可能であれば、国民年金に加入することとなった。したがって、この時点で加入したとの申立てには一応の理由がある。

しかし、申立人は当時41歳であり、国民年金に加入しても60歳までに300月の受給要件を満たすことのできない年齢に達していた。

さらに、このような制度の要件については、当時A市において、35歳以上の者へパンフレットを配布するとともに、要件を満たせない者の加入手続の受付を断る取扱いをしていた。

その後、昭和61年4月の法改正により、外国人の永住許可者は、56年12月以前の国民年金に加入できなかった期間が合算対象期間となり、申立人も受給要件を満たせることとなった。

申立人所持の国民年金手帳は、昭和61年11月頃に払出されていることが記録上確認でき、この時点で保険料納付が開始されたと考えるのが相当である。

なお、昭和57年1月からの納付のためには、別の手帳の存在が必要とな

るが、そのような年金手帳の存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 14

第1 委員会の結論

申立人の平成元年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月

会社を退職した翌日の平成元年1月26日に、次の会社に就職する同年2月1日までの間、短期間であるが子供が小さく万一のことが心配であったので、国民健康保険に加入するため、A市役所B支所に行った。その時に、国民年金にも加入する必要があると説明を受けたので、国民年金の加入手続を行い、言われた保険料を納付した。

社会保険庁の記録では、同期間が未加入となっているが、次に勤めた会社を退職した翌日の平成3年5月21日にA市役所B支所に再び国民年金の加入手続に行った際に、担当者が同期間を被保険者期間として国民年金手帳に記載してくれている。

申立期間に国民年金に加入し、保険料を納付したものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所B支所において国民健康保険の加入手続に併せて国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したと申し立てているが、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、領収書等）が無く、また、申立期間における国民健康保険の被保険者資格も確認できない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された平成3年7月23日時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、年金手帳の国民年金記録欄に平成元年1月26日からの被保険者期間の記載があることを申立ての根拠にしているが、当該期間は厚生年金保険等の公的年金に加入しておらず、3年7月23日以降に国民年金の被保険者資格があることを記載したものと考えられ、保険料納付を裏付けるものではない。

加えて、加入手続を誰が行ったかについての申立人の記憶は曖昧で、「恐らく妻がしたと思う」と申し立てているが、申立人の妻の国民年金被保険者種別変更届（第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の届出）

がなされた記録は無く、申立期間の妻の保険料は未納となっており、また、納付時期、納付場所等についての記憶も曖昧^{あいまい}であり、申立内容には不自然な点が認められる。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年12月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年12月から51年3月まで
学生であった昭和44年3月までは、国民年金保険料は父が納付していたと思う。また、44年4月から51年10月に結婚するまでは非常勤講師をしていたが、厚生年金保険への適用がされなかったため、市役所で6か月分ずつ納付していた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る納付金額等について記憶が曖昧であるとともに、申立期間の一部については、保険料の納付に関与しておらず、また、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和54年5月時点では、申立期間は時効により納付できない時期であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、昭和44年4月から51年9月までは、市役所窓口で国民年金保険料を納付し、領収書を受け取っていたと申し立てているが、当該市役所においては、51年3月までは、国民年金手帳に国民年金印紙を貼付し検認する方法で保険料の収納は行われており、領収書は発行されていなかったことが確認できるなど、申立内容には不自然な点が散見される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 37

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から46年1月までの国民年金保険料について、納付したものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和11年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から46年1月まで

国民年金加入時に、知人から、保険料をさかのぼって納付した方が良いと聞いたので、夫と私自身の二人分の保険料を区役所で納付したと思っていたのに、社会保険事務所の記録では昭和40年4月から46年1月までの分が未納とされている。

夫と同じ期間の保険料を納付したと確信しているが、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る国民年金保険料の金額、その工面の方法等について申立人の記憶は曖昧であり、具体的な保険料の納付状況等が不明である。

また、社会保険庁の記録では、昭和50年10月に、申立人及びその夫が特例納付及び過年度納付を行っていることが確認できるものの、54年5月に申立人のみが46年2月及び同年3月の2か月分を納付したことになっており、夫婦一緒に納付したとする申立人の主張と相違している。

さらに、申立人夫婦は、当時、夫の収入のみにより生計を維持していたとしており、申立人の夫が申立人よりも5年年長であることを考慮すると、昭和50年10月の最初の特例納付の際は、夫の分を優先してより長い期間の保険料を納付し、その後、年金の受給資格を満たすため、60歳までの納付済期間が25年となるよう、申立人は2か月分を特例納付したとも考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 38

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から48年3月までの保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から48年3月まで

私は、昭和43年10月に結婚と同時にA市に転入し、国民年金の加入手続を行い、毎月、集金人に夫の分とともに保険料を納付してきた。

それにもかかわらず、年金記録では、昭和44年4月から45年9月が未納とされており、また、45年10月から48年3月まで全額申請免除とされているが、免除の申請をした覚えは無く、未納及び免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無く、また、申立人が氏名等を記憶している集金人については、A市では該当者はいないとしており、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は昭和43年10月のA市への転入と同時に国民年金の手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、転入前のB市を管轄するC社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の転出に伴い、46年2月27日に国民年金被保険者台帳がC社会保険事務所からA市を管轄するD社会保険事務所に移管されていることが確認でき、申立人の主張には不自然な点がある。

さらに、申立期間のうち、昭和45年10月から48年3月までの期間の申請免除については、申立人は申請の記憶が無いとしているが、申立人は、申立期間直後の48年4月から53年3月までの期間について、58年4月以降に国民年金保険料を追納していることが確認でき、当該期間については当時、申請免除を行い、時効により追納ができず、免除期間のまま残ったものと考

えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年5月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成3年5月から同年9月まで
当時、就職が決まったので、平成3年10月ごろにそれまで未納だった国民年金保険料について、A町にあるB市役所C出張所の窓口で加入手続きを行い、同時に現金で支払った。

国民年金保険料は5か月間で5万円くらいだったと記憶している。窓口の職員に妻の保険料も支払うように言われたが、所持金がなかったため妻の分は支払わなかった。妻の分が未納であることには納得しているが、私の分は絶対に納付している。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間を含め、国民年金への加入手続きや保険料の納付を行っていたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、B市役所のC出張所の窓口において、国民年金の加入手続きを行うのと同時に現金で国民年金保険料を支払ったとしているが、申立期間当時、B市は、C出張所において国民年金手帳記号番号の払出しを行っていなかったため、加入手続きと同時に保険料を収納することはなかったとしている。

さらに、申立人が加入手続きの際に持参したとしている年金手帳には、厚生年金保険の手帳記号番号は記載されているが、国民年金手帳記号番号及び国民年金の記録履歴の欄に何も記載が無い上、社会保険事務所のオンライン上でも申立人の国民年金手帳記号番号払出は確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 43

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名： 女

基礎年金番号：

生 年 月 日： 昭和17年生

住 所：

2 申立内容の要旨

申 立 期 間： 昭和42年4月から50年3月まで

昭和44年3月頃、A市B区役所から文書が送付され、夫と共に国民年金への加入手続を行い、さかのぼって納付できる2年分の保険料については、郵便局で毎月1か月分ずつ納付し、現年度分については銀行において口座振替により納付してきた。

しかし、平成19年3月に、国民年金保険料納付記録照会をしたところ、昭和42年4月から50年3月までの期間が未納であるとの回答を受け、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無いとともに、申立人は、夫と共に、昭和44年3月頃に国民年金に加入したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号払出しは50年3月であり、夫の国民年金手帳記号番号の払出年月（49年8月）と一致せず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間中の国民年金保険料の納付についても、夫婦ともに、昭和44年3月ごろの国民年金加入時に過年度納付で2年分さかのぼって納付し、その後は現年度納付してきたと主張しているが、A市の記録によると、申立期間のうち、納付済みとなっている申立人の夫の47年度分の国民年金保険料は55年1月から同年3月までの間に特例納付されていることが確認でき、申立人の主張と異なっている。

さらに、納付方法についても、申立人は、昭和44年の現年度分から口座振替により納付していたと主張しているが、A市では、口座振替制度を48年から開始し、同市の収滞納一覧表によれば、申立人の口座振替は昭和52年度から開始されていることから、申立人の主張と異なっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 44

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から3年3月まで

私が大学に通っていた20歳(平成元年)の時に、母親が区役所で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、平成元年4月から3年3月まで未納とされていることに納得できない。

なお、その際の国民年金保険料の納付書等は就職した先で提出した記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の国民年金保険料を申立期間において、納付していたことを示す関連資料(家計簿等)が無い上、申立人が納付書等を提出したと主張するA社において、申立人に係る当該資料の提出の有無を確認することができない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された平成5年5月時点では、すでに申立期間は時効により納付することができない期間であり、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、母親が申立期間当時、一緒に国民年金保険料を納付していたとする姉については、納付記録によると、平成3年3月に国民年金手帳記号番号の払出しを受け、平成元年度及び2年度の保険料については、同年4月に過年度納付をしていることが確認でき、申立人の主張と異なっている。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、平成5年5月であり、申立期間については、申立人は学生で任意加入期間となるため、^{そきゅう}遡及しての加入及び納付できない期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 45

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から56年3月まで
国民年金保険料納付記録について照会したところ、昭和52年4月から56年3月までの納付事実が確認できなかったとの回答を受けた。
A社を退職した後、国民年金保険料は妻が納付していたはずなのに、申立期間のみ未納となっていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人が所有している国民年金手帳記号番号の払出年月日は、昭和56年7月29日であり、B市が保有する国民年金被保険者名簿によれば、名簿の作成日が同年6月30日で、申立人の妻が加入時に口座振替の手続をしたとする、口座振替の開始が同年8月となっていることが確認できることから、その払出日に不自然な点は無い。

さらに、払出日から申立期間の一部が時効により納付できない期間となっており、納付を行っていたとする申立人の妻によれば、過年度納付をした記憶はなく、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和36年4月から40年9月まで

昭和36年4月分から、区役所から来た女性に夫婦それぞれ半年分の保険料として、900円ずつ納付していた。

国民年金手帳が、昭和41年9月ごろに区役所から郵送され、資格取得日は36年4月1日となっていたが、国民年金手帳が送られてきたのが随分遅かったので不安になり、領収書を持って区役所へ確認に行くと、「確認するので、領収書はいったん預かります」と言われ、国民年金手帳だけ持ち帰った。

後日、区役所で、資格取得日は昭和40年10月1日の誤りであり、「先に受取った領収書は担当者がもういないのでわからなくなったが、年金は出ますので大丈夫です」と言われた。その後すぐに、40年10月から41年3月までの納付書が送られてきたので、41年12月26日に納付した。

申立期間のうち昭和38年8月から40年9月までの期間は、A社に勤めており、厚生年金保険に加入していたが、会社が不安定なので国民年金保険料を納付した方がいいと思い、妻の実家からお金を借りて納付していた。集金人は、私が厚生年金保険に加入していることは知らなかったと思う。また、国民年金と厚生年金保険が重複しているとして、この間の国民年金保険料の還付を受けた記憶も無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立期間において、申立人の国民年金保険料を納付したとしている申立人の妻によると、納付の際、領収書の発行を受けたとしているが、領収書が発行されるようになったのは、申立期間後の昭和45年4月からで、申立期間における国民年金保険料の納付方法は国民年金手帳の検認記録欄に検

認印を押す方法であり、申立人の主張と異なっているとともに、夫の分と一緒に納付していたとする申立人の妻も申立期間において国民年金未加入となっている。

さらに、申立人の妻は、申立期間に申立人の国民年金手帳を保有していなかったとしているとともに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、社会保険庁の記録によると、申立人は、申立期間以降に過年度納付を行っており、それまでのすべての期間について現年度納付していたとする申立内容と矛盾している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 47

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年9月まで

昭和36年4月分から、区役所から来た女性に夫婦それぞれ半年分の保険料として、900円ずつ納付していた。

国民年金手帳が、昭和41年9月ごろに区役所から郵送され、資格取得日は36年4月1日となっていたが、国民年金手帳が送られてきたのが随分遅かったので不安になり、領収書を持って区役所へ確認に行くと、「確認するので、領収書はいったん預かります」と言われ、国民年金手帳だけ持ち帰った。

後日、区役所で、資格取得日は昭和40年10月1日の誤りであり、「先に受取った領収書は担当者がもういないのでわからなくなったが、年金は出ますので大丈夫です」と言われた。

その後すぐに、昭和40年10月から41年3月までの期間の夫の納付書だけが送られてきたので、41年12月26日に夫の国民年金保険料を納付した。しかし、私の分が気になり何度も問い合わせをしたが、区役所からは毎回「確認します。年金は出ますから」と言われ、約5年後に納付書が送られてきて、46年12月11日に私の分の保険料を納付した。

申立期間について国民年金保険料を納めていたはずなのに納付していないことになっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人は、申立期間について、納付の際、領収書の発行を受けたと主張しているが、領収書が発行されるようになったのは、申立期間後の昭和45年4月からで、申立期間における国民年金保険料の納付方法は手帳の検認記録欄に検認印を押す方法であり、申立人の主張と相違しているとともに、

一緒に納付していたとしている申立人の夫についても申立期間は未加入となっている。

さらに、申立人は、申立期間においては国民年金手帳を保有していなかったとしているとともに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、社会保険庁の記録によると、申立人は、申立期間以降に特例納付を行っており、それまでのすべての期間について現年度納付していたとする申立内容と矛盾している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 48

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から46年3月

昭和44年3月ごろ、A市B区役所から文書が送付され、妻と共に、国民年金の加入手続を行い、さかのぼって納付できる2年分については、郵便局で毎月1か月分ずつ納付し、現年度分については銀行において口座振替により納付してきた。

しかし、平成19年3月に、国民年金保険料納付記録照会をしたところ、昭和42年4月から46年3月までの期間が未納であるとの回答を受け、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無いとともに、申立人は、その妻と共に、昭和44年3月ごろに国民年金に加入したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは49年8月であり、その妻の手帳記号番号の払出年月（50年3月）と一致せず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間中の国民年金保険料の納付についても、夫婦共に、昭和44年3月ごろの国民年金加入時に過年度納付で2年分の国民年金保険料をさかのぼって納付し、その後は現年度納付してきたと主張しているが、A市の記録によると、申立期間のうち、納付済みとなっている申立人の47年度分の国民年金保険料は55年1月から同年3月までの間に特例納付されていることが確認でき、申立人の主張と異なっている。

さらに、納付方法についても、申立人は、昭和44年の現年度分から口座振替により納付していたと主張しているが、A市では、口座振替制度を48年から開始し、同市の収滞納一覧表によれば、申立人の口座振替は昭和52

年度から開始されていることから、申立人の主張と異なっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 28

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 37 年 4 月から 38 年 3 月まで期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和 37 年 1 月から同年 3 月まで (未納期間)
② 昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月まで (申請免除期間)

私たち夫婦の住所地では、昭和 36 年 4 月の国民年金制度発足当初から、大字の各組で国民年金保険料の集金人を決め、毎月その集金人が各家を集金に回っていた。

当時、我が家は生活が苦しく、36 年 4 月から 12 月までの保険料は集金時に夫婦二人分とも支払えたが、37 年 1 月から 3 月までの保険料は集金時に夫婦二人とも支払えず、当初は滞納したのを覚えている。しかし、やはり滞納したままでいることは嫌だったので、同年 4 月ごろ、夫婦の当該 3 か月分の保険料を、役場の施設である地元の会館か、集金人に支払ったと記憶している。

また、37 年 4 月から 38 年 3 月までの期間については、保険料の免除申請をした覚えはなく、この期間についても、集金人に国民年金保険料を支払っていたと記憶している。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人については、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) が無い上、申立人の妻は、申立て当初、当時存在しなかった建物で納付を行ったと主張するなど、保険料の納付に関する記憶は曖昧と言わざるを得ず、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

2 申立期間のうち、①昭和 37 年 1 月から同年 3 月までの期間については、社会保険事務所に保存されている申立人の住む町に係る手帳記号番号払出簿によると、37 年 8 月 22 日付けで同町町民 59 人分の国民年金手帳記号番号の払出処理がまとめて行われており、この中に申立人夫婦も含まれていることが確認できるのみで、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の妻は、昭和 36 年 4 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料は、毎月、集金人に支払っていたとの主張をしているが、役場に保存されていた申立人夫婦の被保険者台帳によると、夫婦共、一括して過年度納付を行ったものと推測され、申立人の主張と相違している。

3 申立期間のうち、②昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの期間については、申立人の妻は、当該期間について免除申請を行った記憶は無いとしているが、当時の役場の国民年金担当職員から、国民年金保険料の収納率を上げるため、昭和 37 年度当初に町内で地元説明会を多く開催し、町民に国民年金の加入と併せて申請免除を勧めたとの証言が得られている。また、当時、免除申請は、主たる所得者と家計を同じくする家族全員が、主たる所得者と家族連名の申請書 1 枚で申し込むことができたため、既に死亡した申立人が申請した可能性が高い。

さらに、昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの期間について申請免除を受けるためには、37 年 4 月から同年 7 月末までに申請をしなければならないが、この申請期間は申立人夫婦が国民年金の加入手続をしたと見られる時期と重複している。

4 これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 29

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 1 月から同年 3 月までの期間、昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月まで期間及び昭和 39 年 3 月から 44 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和 37 年 1 月から同年 3 月まで (未納期間)
② 昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月まで (申請免除期間)
③ 昭和 39 年 3 月から 44 年 2 月まで (資格喪失期間)

私たち夫婦の住所地では、昭和 36 年 4 月の国民年金制度発足当初から、大字の各組で国民年金保険料の集金人を決め、毎月その集金人が各家を集金に回っていた。

当時、我が家は生活が苦しく、36 年 4 月から 12 月までの保険料は集金時に夫婦二人分共支払えたが、37 年 1 月から 3 月までの保険料は集金時に夫婦二人とも支払えず、当初は滞納したのを覚えている。しかし、やはり滞納したままでは嫌だったので、同年 4 月ごろ、夫婦の当該 3 か月分の保険料を、役場の施設である地元の会館か、集金人に支払ったと記憶している。

また、私は、37 年 4 月から 38 年 3 月までの期間については、保険料の免除申請をした覚えはないほか、夫が厚生年金保険に加入していた 39 年 3 月から 44 年 2 月までの期間についても、役場に資格喪失届を提出した覚えはなく、これらの期間についても、集金人に国民年金保険料を支払っていたと記憶している。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人については、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) が無い上、申立人は、申立て当初、当時存在しなかった建物で納付を行ったと主張するなど、保険料の納付に関する記憶は曖昧^{あいまい}と言わざるを得ず、申立期間の国民年金保険料を納付していたこと

をうかがわせる事情も見当たらない。

- 2 申立期間のうち、①昭和 37 年 1 月から同年 3 月までの期間については、社会保険事務所に保存されている申立人の住む町に係る手帳記号番号払出簿によると、37 年 8 月 22 日付けで同町町民 59 人分の国民年金手帳記号番号の払出処理がまとめて行われており、この中に申立人夫婦も含まれていることが確認できるのみで、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和 36 年 4 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料は、毎月、集金人に支払っていたとの主張をしているが、役場に保存されていた申立人夫婦の被保険者台帳によると、夫婦とも、一括して過年度納付を行ったものと推測され、申立人の主張と相違している。

- 3 申立期間のうち、②昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの期間については、申立人は、当該期間について免除申請を行った記憶は無いとしているが、当時の役場の国民年金担当職員から、国民年金保険料の収納率を上げるため、昭和 37 年度当初に町内で地元説明会を多く開催し、町民に国民年金の加入と併せて申請免除を勧めたとの証言が得られている。また、当時、免除申請は、主たる所得者と家計を同じくする家族全員が、主たる所得者と家族連名の申請書 1 枚で申し込むことができたため、既に死亡した夫が申請した可能性が高い。

さらに、昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの期間について申請免除を受けるためには、37 年 4 月から同年 7 月末までに申請をしなければならないが、この申請期間は申立人夫婦が国民年金の加入手続をしたと見られる時期と重複している。

- 4 申立期間のうち、③昭和 39 年 3 月から 44 年 2 月までの期間については、申立人は、役場に国民年金の資格喪失届を提出した覚えは無いと主張しているが、社会保険事務所に保存されている手帳記号番号払出簿には、申立人の払出欄に「39.3.2 資格喪失」及び「再取得 44.3.31」との記載が残っており、当該期間は、申立人の夫の厚生年金保険加入期間と一致しており、社会保険庁の記録に不自然さは見られない。

- 5 これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 43 年 3 月までの期間、44 年 4 月から 45 年 3 月までの期間及び 46 年 4 月から 52 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ①昭和 39 年 4 月から 43 年 3 月まで (申請免除期間)
②昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月まで (未納期間)
③昭和 46 年 4 月から 52 年 3 月まで
(未納期間及び申請免除期間)

昭和 42 年ごろ、役場から、職員が月 1 回、夜に集金に来ていたので、国民年金保険料を渡していた。未納期間があることや、申請免除という言葉自体聞いたことも無いのに免除期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 42 年ごろから、毎月 1 回、夜間に家に来る役場職員である集金人に国民年金保険料を支払っていたと主張しているが、当時町役場職員が毎月夜間に国民年金保険料を徴収していた事実は確認できない上、免除承認期間の昭和 43 年度と 45 年度分を 53 年の 4 月と同年 11 月に追納している記録が残っており、免除申請を行ったことは無いとする申立人の主張と相違している。

また、申立人は、当該期間について免除申請を行った記憶は無いとしているが、当時の役場の国民年金担当職員から、国民年金保険料の収納率を上げるため、昭和 37 年度当初に町内で地元説明会を多く開催し、町民に国民年金の加入と併せて申請免除を勧めたとの証言が得られている。さらに、当時、免除申請は、主たる所得者と家計を同じくする家族全員が、主たる所得者と家族連名の申請書 1 枚で申し込むことができたため、世帯主等が申請した可能性が高い。

加えて、申立人及びその夫の結婚後の国民年金の記録履歴は、免除承認期

間、未納期間及び追納期間が酷似しており、国民年金保険料を納めていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、申立人の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 32

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 6 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 6 月から 43 年 3 月まで

国民年金の納付記録を確認したところ、昭和 42 年 6 月から 43 年 3 月までの期間及び 48 年 4 月から 49 年 3 月までの期間が未納との回答をもらった。

昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月までについては、検認印の押してある国民年金手帳を示したことから納付済期間として記録の訂正が行なわれたが、42 年 6 月から 43 年 3 月までについては保険料納付の事実が確認できなかったと言われた。

この期間以外はすべて免除申請承認済期間又は保険料納付済期間であり、この期間だけが未納ということには納得できない。当時、保険料は両親が納付してくれていたはずであり、保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、両親が国民年金保険料を納付してくれていたはずとしているが、両親の納付記録を見ると、昭和 39 年度から 45 年度まで申請免除が認められており、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日から、申立期間の国民年金保険料の納付について過年度納付は可能であるものの、両親の納付記録からみて申立人に係る国民年金保険料のみを過年度納付したとは考え難い。

また、申立人の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（領収書、家計簿等）が無く、申立人自身は保険料の納付に関与していないため、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から同年3月までの期間、45年10月、47年8月から48年12月までの期間、51年10月から52年7月までの期間及び52年12月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和43年2月から同年3月まで
②昭和45年10月
③昭和47年8月から48年12月まで
④昭和51年10月から52年7月まで
⑤昭和52年12月から54年3月まで

私は、申立期間当時、市役所から国民年金保険料の納付書（払込通知書）が送られ、その都度、市役所又は銀行で納付したことを記憶しており、また、私の性格から考えると、納付書が送られて納付しないということは考えられないので、社会保険庁の記録が誤りであり、納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、国民年金保険料の納付書が市役所から送付されたと主張しているが、当該市役所では、国民年金保険料の徴収方法として納付書方式を導入したのは昭和55年度からであり、申立人の主張と相違している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和56年7月の時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情が見当たらず、申立期間当時、国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、領収書等）も無い。

さらに、申立人は、申立期間のうち、③昭和47年8月から48年12月までの期間については、社会保険庁の納付記録には無いが、事業所に勤務し厚生年

金保険料を徴収されていたとして、この期間の申立てを撤回している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から同年9月まで

昭和41年10月に国民年金に加入した際、集金を担当していた婦人会の人から、年度当初にさかのぼって納付できるとの説明を受けたため、同月から42年3月にかけて、41年4月から同年9月までの各月分の国民年金保険料として、200円ずつを6回に渡り、該当月分に加えてさかのぼって支払った。納付記録が無いことには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したと主張しているが、当時、申立人の夫はA共済組合員であったことから、申立人の国民年金への加入は、任意であり、制度上、加入手続を行った時からさかのぼって国民年金の被保険者とはなることができないため、国民年金保険料をさかのぼって納付することはできない。

また、申立期間当時の国民年金保険料と申立人の主張する保険料の金額は、当時の保険料金額と相違している。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（領収書、家計簿等）が無く、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。加えて、町役場に保管されている国民年金被保険者名簿では、申立人は昭和41年10月31日に任意加入したとされ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出年月日も同年11月11日であることから、社会保険庁の記録に不合理な点は見られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から7年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から7年3月まで

私は、平成5年度及び6年度の国民年金保険料について、全額免除手続を行ったはずであるが、社会保険庁の年金記録では、同期間が未納とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年8月に、2年7月にさかのぼって国民年金被保険者資格を喪失している記録が確認できるが、ほかの公的年金に加入していた記録も無く、申立期間については、国民年金の被保険者資格を有していなかったこととなり、社会保険事務所等において免除申請の手続が行われたとしても、受理されなかったものと考えられる。

また、申立人は、保険料納付通知書を持参して役場に免除申請に出向いたと、主張しているが、被保険者資格を有していなかった当時の申立人に、同通知書が送付されたとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和10年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から44年1月まで

私は両親と同居して家業の理髪店を手伝い、母が、家計が苦しい中、私のために昭和36年4月から国民年金保険料を納付したことを記憶している。

また、国民年金保険料の納付方法が、集金人を通じての納付から役場支所への直接納付に変わったことも記憶している。これらのことから、母が国民年金保険料を納付しているはずであるので、社会保険庁の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の国民年金保険料について、同居していた母親が納付していたとしているが、①母親は既に死亡していること、②申立人は国民年金保険料の納付に^{あいまい}関与せず、母親が納付していたとする記憶も曖昧なところがあること、③国民年金保険料の納付を行っていたことを示す関係資料(家計簿、領収書等)が無いこと、及び④申立人の妹等からの事情聴取結果においても国民年金保険料が納付されていたことを確認できなかったことから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和45年12月の時点では、申立期間の一部は時効により納付できないこととなっており、これを納付するには特例納付によることとなるが、申立人には国民年金保険料を特例納付したとする記憶が無く、また、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 30

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和45年1月から51年3月まで

昭和45年1月から51年3月までの国民年金保険料納付記録について、照会申出書を提出したところ、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。44年12月に元夫と結婚し、二人で製氷所を営んでいたが、当時、国民年金に加入し、保険料は元夫の母が納付していた。

国民年金保険料は婦人会の人が集金に来ていたが、その後、元夫の個人事業口座から振替納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は、申立期間当時、国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の元夫の母が婦人会の集金人に納付していたという記憶も詳細では無いため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、市役所が保管している被保険者名簿を見ると、資格取得届が昭和50年1月に受理されていることから、この時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 31

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から53年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から53年12月まで

私は、申立期間当時、平成2年に死亡した義母と義姉の三人で、14年に店を閉めるまで食料や日用品の雑貨店を営んでいた。この間、義母が、義母自身及び、義姉及び私の国民年金保険料を納めてくれていたが、私の納付記録が無いことには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の義母が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は、国民年金保険料の納付に直接関与していなかったため、国民年金の加入状況、納付状況等は不明であり、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間において、申立人の義母は国民年金保険料を完納しているが、申立人の義姉の保険料は、昭和50年7月から納付済みとされており、申立期間の始期である47年10月と納付開始時期が異なっていることから、申立人の義母が申立内容のとおり三人の保険料をまとめて納付していたとは考え難い。

さらに、申立期間は、国民年金に未加入の期間とされていることから保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の義母が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 36

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 39 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 39 年 11 月まで

私が 20 歳で国民年金に加入した昭和 36 年 6 月から、50 歳ぐらいの婦人会の人が集金に来ており、母が保険料を毎月支払っていたはずである。

母は婦人会の役員をしていたこともあり、経済的にも全く問題が無かったので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していることを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人自身は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、その母親も既に死亡しているため、国民年金保険料の納付状況等が不明であり、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、昭和 40 年 1 月に 20 歳に到達した申立人の弟（当時、申立人の両親と同一住所）の納付記録を見ると、厚生年金保険に加入する 44 年 3 月まで国民年金には未加入となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鳥取国民年金 事案 15

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年4月から59年3月まで
社会保険事務所で年金加入記録を確認したところ、申立期間が未納との回答を得た。当時住んでいたA市から届いた納付書を市役所に持参して毎月支払っていたはずであり、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁の記録によれば、平成8年4月1日にB市で国民年金第1号被保険者となるまで、国民年金への加入履歴は認められず、申立人に聴取しても加入手続の記憶は不明であり、納付金額や納付書等、保険料納付に係る記憶も曖昧である。

また、申立人は、申立期間について、A市に住んでいたが、同市保管の国民年金被保険者名簿にも申立人の加入記録は認められない。

さらに、申立期間について、現在保有している国民年金手帳記号番号とは別の記号番号が払い出されていることをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から38年3月まで

社会保険事務所で年金加入記録を確認したところ、申立期間が未納との回答を得た。当時は夫（後年離婚）と自営業を営み、夫婦一緒に国民年金保険料を納付してきたはずであり、夫の保険料が納付済みになっているのに、私の分が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫と一緒に国民年金保険料を納付したとしているが、申立期間における申立人の夫の国民年金保険料は、離婚後に第2回特例納付で納付したこととなっている。また、申立人によれば、離婚後に国民年金保険料と一緒に支払った記憶は無く、特例納付等を利用して一括納付を行った記憶も無いとしている。

さらに、申立人とその夫の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和38年4月ごろと推認されるが、申立人によれば、36年にさかのぼって過年度保険料として納付した記憶は無いとしており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、A市が保管する国民年金被保険者名簿における申立人とその夫の納付記録は、社会保険庁の記録と一致しており、申立人に聴取しても、国民年金加入手続の経緯や保険料納付の方法等は不明であることから、申立期間について国民年金に加入し、保険料を納付していたとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鳥取国民年金 事案 17

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 50 年 3 月まで
社会保険事務所で年金加入記録を確認したところ、申立期間が未納との回答を得た。両親の分と併せて納付組織で納付したはずであり、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 50 年 6 月の時点では、既に申立期間の一部は時効により納付できないこととなっている。

また、申立人は、国民年金保険料について納付組織で支払ったとしているが、A 市に確認したところ、同市内の納付組織は過年度保険料を取り扱っていないとしており、さらに、申立人は保険料を一括して納付した記憶は無いとしている。

加えて、申立人に聴取した結果、申立人が交付を受けた国民年金手帳は、オレンジ色の国民年金手帳（昭和 49 年に改正の様式）のみであり、加入手続を行ったと主張する昭和 47 年当時の様式の国民年金手帳の記憶は無く、市役所における昭和 50 年度の納付書発行状況及び前述の国民年金手帳記号番号の払出時期と併せて考えると、申立人が国民年金加入手続を行ったのは 50 年 6 月ごろとみるのが合理的であり、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

島根国民年金 事案 8

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 3 月から同年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月から同年 7 月まで

申立期間の当時は組費として集金があり、保険料額は記憶していないが、その集金の中で国民年金保険料を納付していた。当時の納付に係る領収書は保管していないが、申立期間の保険料は確実に納付していた記憶がある。申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（通帳や家計簿の入出金記録、確定申告書等）は無く、申立人も保険料納付の記憶が定かではないことから、申立期間における申立人の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は国民年金保険料を組費として集金があり納付していたと説明しているが、市区町村が保管している申立人の国民年金被保険者台帳の納付組織の欄にはその旨の記載が無い。

さらに、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立期間のうち、昭和 36 年 3 月は国民年金制度の準備期間であり、国民年金への加入手続は行えるが、保険料を納付することはできない期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

島根国民年金 事案 9

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年4月から49年3月まで
申立期間当時、A市区町村からB市区町村に帰ってきた際、B市区町村から言われて国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことから、未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人に確認しても、誰が国民年金の加入手続きを行い、保険料納付を行っていたか曖昧であることから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人が加入手続きを行ったのは、国民年金手帳記号番号の払出記録から昭和50年1月ごろと推察されるが、これによれば、申立期間の大半は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間経過後、過去の未納期間について一括して納付したことは無いと回答している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山口国民年金 事案 9

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 6 月から 40 年 3 月までの期間及び 40 年 6 月から 41 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 6 月から 40 年 3 月まで
② 昭和 40 年 6 月から 41 年 3 月まで

私は、20 歳になったと同時に国民年金に加入し、両親が保険料を妹の分と一緒に毎月自治会の役員に納付していた。婚姻後は、夫の分と併せて自治会に班費と一緒に納付しており、未納であることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 39 年 4 月に婚姻する前の申立期間の国民年金保険料は両親が納付していたはずであると申し立てているが、申立人の両親が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書の写しなど）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないため、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、その妹と同時に保険料を納めていたと主張しているが、妹の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和 39 年 7 月であり、それ以降の分は納付していたと考えられるが、申立人は同年 4 月に婚姻し A 町（現在は、B 市）から C 市に転居しているため、妹と同時に両親が納付することは困難である。

さらに、婚姻後の申立期間の国民年金保険料についても納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書の写しなど）が無く、申立人に聴取しても、当時の国民年金保険料の納付状況は明確でない。

加えて、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和 41 年 2 月であり、婚姻後は毎月納付したとする申立人の主張は認め

難く、別の国民年金手帳記号番号の払出しについて調査したが、該当は無かった。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山口国民年金 事案 11

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 7 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 7 月から 61 年 3 月まで

私が 20 歳になったのと同時に、母親が A 市 B 区役所で国民年金の加入手続をし、その後、保険料は県在住の両親が銀行で払い込んでおり、未加入であることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が昭和 58 年 7 月に A 市 B 区役所で申立人の国民年金加入手続を行い、両親が国民年金保険料を納付していたと申し立てているが、申立人の母親の記憶は曖昧^{あいまい}であり、申立人の両親が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書の写し等）も無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出年月は昭和 61 年 4 月であるが、その時点で申立期間の一部は時効により納付できず、それ以前に別の国民年金手帳記号番号で国民年金に加入し、保険料を納付していた事情は見当たらない。

さらに、申立人は運転免許証を取得するために、昭和 59 年 1 月から 60 年 11 月まで住民票を C 市に移しているが、当該期間について C 市での国民年金加入記録及び収納記録は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

山口国民年金 事案 12

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年1月から51年9月まで
昭和47年1月から51年9月までの国民年金保険料収納記録について照会申出書を提出したところ、納付事実の確認ができなかったとの回答をもらった。

昭和51年前後に夫と国民年金の加入手続を行い、私と夫あてに特例納付の案内書と数枚の納付書が送られてきた。当時、金銭的余裕が無かったので義母から借金し、3回程度の分割で国民年金保険料を納付した。夫が私の分も併せて同じ金融機関において納付したが、納付金額の総額は、夫の方が大きかったことを記憶している。特例納付後は未納なく国民年金保険料を納付しているので、未納とされていることには納得できない。

申立期間について国民年金保険料の納付事実があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳が昭和54年1月23日に交付されていることから、この時期に加入手続が行われたと考えられる。

また、申立人は、昭和54年1月から同年5月までの期間に、同年1月の時点で過年度保険料として納付可能であった51年10月以降の国民年金保険料を4回に分けて納付している。

この時期は、第3回目の特例納付期間であったが、この期間に特例納付した場合の国民年金保険料の金額と、申立人が納付したとする金額を比較すると、大きく相違するため、申立人は、昭和54年1月に国民年金の加入手続を行い、過年度保険料について分割納付を行ったと考えるのが自然

である。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山口国民年金 事案 13

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年4月から51年9月まで
昭和44年4月から51年9月までの国民年金保険料収納記録について照会申出書を提出したところ、納付事実の確認ができなかったとの回答をもらった。

昭和51年前後に妻と国民年金の加入手続を行い、私と妻あてに特例納付できる案内書と数枚の納付書が送られてきた。当時、金銭的余裕が無かったので母から借金し、3回から5回程度の分割で国民年金保険料を納付した。私が妻の分も併せて同じ金融機関において納付したが、納付金額の総額は、私の方が大きかったことを記憶している。特例納付後は未納なく国民年金保険料を納付しているのに、未納とされていることには納得できない。

申立期間について国民年金保険料の納付事実があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳が昭和54年1月23日に交付されていることから、この時期に加入手続が行われたと考えられる。

また、申立人は、昭和54年1月から同年5月までの期間に、同年1月の時点で過年度保険料として納付可能であった51年10月以降の国民年金保険料を4回に分けて納付している。

この時期は、第3回目の特例納付期間であったが、この期間に特例納付した場合の国民年金保険料の金額と、申立人が納付したとする金額を比較すると、大きく相違するため、申立人は、昭和54年1月に国民年金の加入手続を行い、過年度保険料について分割納付を行ったと考えるのが自然

である。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 3 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月から 45 年 3 月まで

国民年金保険料納付記録について照会したところ「昭和 44 年 3 月から 45 年 3 月までの期間について納付事実が確認できなかった。」との回答を受けたが、納得がいかない。

申立期間については、国民年金手帳の昭和 43 年度及び 44 年度の国民年金印紙検認記録に、検認印が割り印され切り取られているのが納付している証拠である。

その当時は、学生（定時制）で、国民保険料の納付は、すべて母にまかせていた。自治会の集金組織の集金人が自宅に集金に来てくれていたので、納付していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）が無く、また、国民年金への加入手続等については母親が手続を行っていたため、申立人の記憶は不明確であり、国民年金保険料の納付状況、納付金額等も不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払い出された時点においては、昭和 44 年 3 月分は過年度納付となるため、集金組織による集金はできないこととなり、申立人の主張と相違している。

さらに、申立人は、国民年金手帳の印紙検認記録欄と印紙検認台紙の間に割印してあるのが納付した証拠であると主張しているが、当該市に確認したところ、未納者の場合も未納確認のため割印を押印しそのページを切り取って社会保険事務所に送付しているもので、検認欄に印がない場合は、割印のみをもって納付したことにはならないとのことであり、当該市において、申立人以外にもそのような取扱いをしている事例が確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

香川国民年金 事案 34

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月までの期間及び平成元年 1 月から同年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月まで
② 平成元年 1 月から同年 11 月まで

国民年金保険料納付記録の照会を行ったところ、「昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月までの期間及び平成元年 1 月から同年 11 月までの期間についての国民年金保険料の納付事実が確認できなかった。」との回答を受けたが納得できない。

昭和 63 年から平成元年にかけて市役所職員からの国民年金保険料納付の勧奨に応じないでいたところ、知り合いの民生委員も国民年金保険料納付の勧奨に来たことから納付することとした。

国民年金保険料の納付に際して、市の職員に金額を確認したところ 20 万円ぐらいと説明があり、「これで全部ですか。」と念を押したところ「そうです。」との説明であった。

送付されてきた納付書では、一括して支払うことが困難な金額であったため、2 回に分けて納付した。

1 回目は、1 年分で 8 万円程を銀行の窓口で納付し、2 回目はしばらく間隔を開けて昭和 63 年 12 月ごろに 12 万円ぐらいを銀行の外交員に渡した。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（預金通帳、家計簿、確定申告書等）が無い。

また、①の昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月までの期間の国民年金保険料は、8 万円程を銀行の窓口で納付したと主張しているが、63 年 2 月に 61 年 4 月から 62 年 3 月分を過年度納付した金額 8 万 5,200 円とほぼ一致することから、申立人が 61 年度分を 62 年度分と取り違えて記憶している可能性がうかがわれる。

さらに、②の平成元年1月から同年11月までの期間については、昭和63年12月ごろに12万円ぐらいを銀行の外交員に渡したと主張しているが、申立人の主張する63年12月の時点で平成元年4月から同年11月までの国民年金保険料は納付することはできず、保険料金額についても、この間の国民年金保険料は、8万7,100円であり、申立内容と相違する。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

香川国民年金 事案 35

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から53年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月から53年5月まで

国民年金保険料納付記録の照会を行ったところ、「昭和44年2月から53年5月までの期間について未加入となっている。」との回答をもらったが納得がいかない。

昭和53年当時、近所の人のおすすめで、役場で任意加入した。

その時に、担当者から「特例納付で申立期間を納めることが出来ません。」と言われ、後日、送られてきた納付書によりさかのぼって、当時のボーナスで約20万円を一括納付した記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付したことを示す、関連資料（預金通帳、確定申告書等）が無く、また、国民年金保険料を納付した時期、納付場所等について申立人の記憶は曖昧であり、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間は、任意加入期間であり、さかのぼって国民年金保険料を納付することはできないとともに、ほかに国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の主張する納付金額は、仮に申立期間の保険料を特例納付した場合の金額と大きく相違している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

香川国民年金 事案 36

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月まで

国民年金保険料納付記録について照会したところ、申立期間に係る保険料の納付事実が確認できなかった旨の回答があった。昭和 38 年 4 月以降の期間の国民年金保険料についてはすべて納付済みであり、未納とされていることには納得できない。

自治会の集金人が、毎月自宅まで集金に来て、国民年金保険料を納付していた。納付金額は、毎月 100 円であったように記憶している。父親が加入手続及び納付手続をしてくれていたため、詳細については記憶していない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の払い出された時点においては、申立期間にかかる国民年金保険料は過年度保険料となるため、集金組織による集金はできないこととなるとともに、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を過年度納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

香川国民年金 事案 39

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 8 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 8 月から 49 年 3 月まで

国民年金保険料納付記録について照会したところ、申立期間について、「納付事実が確認できなかった」との回答を受けたが、納得できない。

私は、結婚する際、母親から国民年金手帳を渡され、私が 20 歳になった時に、国民年金の加入手続を行い、その後の保険料を母親が納付してきたことを知らされた。

母親から、申立期間当時に居住していた市の国民年金担当者が自宅に来て、国民年金の加入手続を行うよう依頼されて加入し、その後、自宅に集金に来た同担当者に、国民年金保険料を納付していたという話も聞かされている。

国民年金に第 3 号被保険者制度が創設された当時、社会保険事務所に出向き、過去に保険料の納付漏れがないか確認してもらったところ、口頭で「すべて納付されている」との回答も受けている。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった時、母親が国民年金加入手続を行ったと主張しているが、国民年金手帳記号番号の払出時期は、その 4 年後となっており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、自宅に来た市の職員から国民年金加入手続を依頼されて加入手続を行ったと主張しているが、当該市では、申立期間当時、国民年金被保険者の対象者宅を訪問し、国民年金加入手続を依頼する業務は行っていなかったとしており、申立内容と相違している。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の払い出された時点で、申立期間

はすべて過年度納付の対象期間となり、申立期間当時に実施されていた集金人（市嘱託職員の徴収員）による国民年金保険料の集金はできないこととなり、申立人の、自宅に集金に来た市の職員に国民年金保険料を納付していたとの主張と相違している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

香川国民年金 事案 41

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月

国民年金保険料納付記録について照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかった旨の回答を受けた。

年金制度への関心は高く、これまで任意加入して、保険料を納めてきた。未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（預金通帳、家計簿等）が無く、また、申立人の記憶は曖昧^{あいまい}であり、申立期間に係る国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、昭和 51 年 5 月から厚生年金保険の被保険者となっていることから、申立期間に係る当時の A 市における国民年金保険料の納付方法は、4 月から 6 月までの 3 か月分を納付書により納付し、5 月及び 6 月の 2 か月分の還付を受けるか、A 市へ 1 か月ごとに納付の申請を行うこととなるが、申立人からは具体的な納付方法の申立ては無く、また、それをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人には、申立期間以外にも、未納期間及び未加入期間が散見される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案31

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月から61年3月まで
昭和61年3月に市の職員と思われる女性が住宅兼店舗に来て、国民年金保険料の納付を勧奨された。その女性に「昭和42年にさかのぼって年金の期間が納付済みと整理されるから10万円を納付して下さい。」と言われたので、国民年金保険料を納付した。領収書については、受け取ったかどうか覚えていないが、国民年金保険料を納付したことは間違いないので、未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年3月に42年5月までさかのぼって一括納付したと主張しているが、当時は特例納付の実施時期ではなく、一括納付したと主張する金額についても、申立期間の国民年金保険料を納付した場合の金額と異なっている。

また、A市保管の国民年金被保険者名簿には、申立人が昭和62年1月21日に国民年金の加入手続を行った記録が残っている上、60歳以降に任意加入をすることについて、自身の印鑑が押印された記録が確認できることから、それ以前に国民年金の加入手続及び保険料納付を行っていたとは考え難い。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間のほとんどが時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案32

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月から54年3月まで

昭和47年5月、20歳到達により国民年金に加入した。国民年金への加入手続や保険料の納付はすべて母がしてくれていた。母が平成11年に亡くなっているため、国民年金保険料の納付を確認できるものは残っていない。

しかし、母が納付していたと思うので国民年金保険料納付済期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人自身は国民年金への加入手続、国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和55年6月時点では、すでに申立期間の一部が時効により納付できない期間となっており、これを納付するには特例納付によることとなるが、申立人が特例納付により保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、現在所持する国民年金手帳以外に国民年金手帳を見たことがないと述べており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛媛国民年金 事案 32

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年6月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年6月から42年3月まで
申立期間当時は、地区で国民年金保険料を集金しており、母が私の保険料を納付していた。
父、母及び弟は、全期間の国民年金保険料を納付しているのに、私の保険料だけが未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は国民年金の加入手続や納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和42年7月時点では、申立期間の国民年金保険料は、過年度保険料となることから、地区の集金人が取り扱うことはできなかったことが確認でき、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間以外にも未納又は未加入期間が存在し、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

高知国民年金 事案 26

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 46 年 3 月まで

私は、申立期間について、妻が夫婦二人分の保険料を一緒に集金人に納付していたにもかかわらず、私のみが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、保険料の納付等をうかがわせる周辺事情も見当たらず、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 47 年 7 月に払い出されたもので、その時点では、申立期間のうち、44 年 4 月から 45 年 3 月までの期間は時効により納付できない期間であり、これを納付するには特例納付によることとなるが、申立人は特例納付の記憶が無いと申し立てており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないほか、45 年 4 月から 46 年 3 月までの期間については過年度納付となることから、集金人では収納できないなど、申立内容には不合理な点がある。

さらに、申立人の妻は、申立期間の国民年金保険料について、特例納付により納付していることが確認でき、申立人の妻が申立期間に夫婦二人分の保険料を一緒に集金人に納付していたとする主張とは相異している。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

高知国民年金 事案 29

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 51 年 3 月まで

私は昭和 49 年 3 月末か 4 月初めごろ、夫と子供と共に引っ越し、市役所において、私が転入手続、子供の転校手続及び国民健康保険への加入手続を行い、併せて夫婦の国民年金の加入手続を行った。その後、私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間について、私だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）が無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険庁の国民年金受付処理簿によれば、昭和 52 年 5 月 13 日に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち、49 年 4 月から 50 年 3 月までの期間は時効により納付できない期間であり、また、50 年 4 月から 51 年 3 月までの期間は、これを納付するには過年度納付によることとなるが、申立人は国民年金保険料をさかのぼって納付した記憶が無いと申し立てており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の夫は、申立期間の国民年金保険料が納付済期間となっているが、社会保険庁の国民年金受付処理簿によれば、昭和 49 年 6 月 25 日に国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認されるとともに、市役所の記録によれば、申立人及びその夫の国民健康保険の加入年月日が昭和 51 年 4 月 1 日とされていることから、申立人が国民健康保険への加入手続を行い、併せて夫婦の国民年金の加入手続を行ったとする申立人の主張と矛盾している。

加えて、申立人及びその夫のそれぞれの国民年金受付処理簿を見ても、連

番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の記載が脱落した^{こんせき}痕跡は認められない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

高知国民年金 事案 30

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの期間及び46年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで
② 昭和46年1月から同年3月まで

私は申立期間①の国民年金保険料について、毎月、同居していた友人と一緒に、50円から100円の金額を集金人に納付し、申立期間②の同保険料について、昭和48年5月以降、夫が金融機関で納付していたにもかかわらず、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、預金通帳等)が無い。

また、申立期間①に関し、申立人及びその友人が提出した国民年金手帳によれば、いずれについても国民年金印紙検認記録に検認印が押印されていないことが確認できるほか、同手帳の発行日が昭和39年7月であることも確認でき、その時点では、申立期間①のうち、36年4月から37年3月までの期間は時効により納付できない期間であり、37年4月から39年3月までの期間は、これを納付するには過年度保険料によることとなるが、申立人は国民年金保険料をさかのぼって納付した記憶が無いと申し立てており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間②に関し、申立人は、昭和48年5月以降、申立人の夫が金融機関で納付していたと申し立てているが、その時点では、当該期間は時効により納付できない期間であるほか、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

高知国民年金 事案 31

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで

私は申立期間の国民年金保険料について、毎月、同居していた友人と一緒に、50 円から 100 円の金額を集金人に納付していたにもかかわらず、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、預金通帳等)が無い。

また、申立人及びその友人が提出した国民年金手帳によれば、いずれについても国民年金印紙検認記録に検認印が押印されていないことが確認できるほか、同手帳の発行日が昭和 39 年 7 月であることも確認でき、その時点では、申立期間のうち、36 年 4 月から 37 年 3 月までの期間は時効により納付できない期間であり、37 年 4 月から 39 年 3 月までの期間は、これを納付するには過年度保険料によることとなるが、申立人は国民年金保険料を遡って納付した記憶が無いと申し立てており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 31

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から52年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から52年6月まで

以前、納付期間を確認したとき、昭和49年10月から52年6月までの国民年金保険料が未納となっていることを知った。報道等を見て再度調査を依頼しようと思った。

20歳からA町に在住し、国民年金保険料はすべて払っていると思っていた。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人から、国民年金の加入手続、保険料の納付等についての具体的な説明は無く、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人に係る国民年金手帳記号番号の払出しは、昭和52年8月であり、この時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であるとともに、申立人からは、他の国民年金手帳を所持していたことについて明確な説明は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 32

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年1月から47年3月まで
昭和40年に小売店を始め、集金人に店舗まで集金に来てもらっていた。国民年金保険料を納付する度に国民年金手帳に印鑑を押してもらっていたが、手帳は無くしてしまった。なお、まとめて払ったことは無く、現在の国民年金手帳と別の国民年金手帳を持っていたかどうかは分からない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年に小売店を始め、集金に来てもらっていたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは47年3月であり、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、集金人（集金囑託員）による戸別徴収の実施は、A区においては昭和43年2月から始められており、申立内容と相違している。

さらに、申立人の妻の保険料も、申立期間については未納となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年1月から47年3月まで

昭和40年に小売店を始め、集金人に店舗まで集金に来てもらっていた。国民年金保険料を納付する度に国民年金手帳に印鑑を押してもらっていたが、手帳は無くしてしまった。なお、まとめて払ったことは無く、現在の国民年金手帳と別の国民年金手帳を持っていたかどうかは分からない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年に小売店を始め、集金に来てもらっていたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは47年3月であり、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、集金人（集金嘱託員）による戸別徴収の実施は、A区においては昭和43年2月から始められており、申立内容と相違している。

さらに、申立人の夫の保険料も、申立期間については未納となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から49年3月までの国民年金保険料については、納付しているものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年8月から49年3月まで

昭和48年8月に病気入院により会社を退職した。受診のために国民健康保険に加入する必要があるが、妻が国民健康保険への加入手続と併せて、国民年金への加入手続を行い、国民年金保険料を納めてくれたと思う。

社会保険庁の記録では、昭和48年8月から49年3月までの期間が未加入となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、当時加入手続及び保険料の納付をしたと申立人が主張する申立人の妻にその状況を聴取しても、国民年金の加入手続の時期や納付金額等についての記憶は明確でなく、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、その妻が国民健康保険への加入手続と併せて、国民年金の加入手続を行ったとしているが、退職後の昭和48年9月11日に会社員であった妻の健康保険の被扶養者となっていることが確認でき、申立内容と相違している。

さらに、市役所の被保険者名簿においても、社会保険庁の記録と同様に昭和49年4月1日資格取得とされており、申立期間の被保険者記録は確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

熊本国民年金 事案 21

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から50年12月まで
昭和47年か48年ごろ、市役所から国民年金保険料の未納分を支払うようにとはがきを送られて来たので、市役所別館の2階踊り場にて、以前の分をまとめて支払った。

はがきには、5年分ぐらいの金額が記載してあった。金額も月数も覚えていないがまとめて払ったのは間違いないので未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

また、申立人は、昭和47年か48年ごろ、申立期間の45年1月から50年12月までの国民年金保険料をまとめて市役所別館で支払ったとしているが、納付した金額等を覚えておらず、具体的な保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人は、昭和47年か48年当時納付はできなかったと考えられる、次年度以降の期間の国民年金保険料を納付したと主張するとともに、48年ごろには市役所別館としては使用されていなかった建物での納付を主張するなど申立内容には不合理な点がある。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 16

第1 委員会の結論

申立人の平成6年1月から10年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月から10年12月まで

60歳になって、あと5年保険料を納付したら年金が増えると市役所の人に言われて納付するようになった。

その後、毎年、市役所で6か月分や1年分の保険料を前納していたにもかかわらず、申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、60歳になった時に加入の届出をし、5年間保険料を納付したと主張しているが、納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、納付した時期、金額等について、申立人の記憶は曖昧であり、申立人が5年間に納付したとする金額は、申立期間の国民年金保険料を納付した場合の額と大きく相違している。

さらに、申立人は、60歳時点（平成6年1月）では、厚生年金保険被保険者であり、国民年金に任意加入ができないうえ、65歳までに厚生年金保険の加入及び脱退を3回繰り返しているが、国民年金の種別変更の手続をしておらず、申立期間について、申立人の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は、60歳までに加入可能年数を満たしており、任意加入する必要は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮崎国民年金 事案 28

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年2月から48年3月まで

私は、昭和42年2月に20歳になって以降、国民年金保険料は、母が納めていたはずであり、申立期間が未納とされていることには、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、その母親は、病気であるため、申立期間の国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年2月以後に払い出されていることが確認できるのみで、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出された事をうかがわせる事情は見当たらないとともに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された同年2月時点では、申立期間の一部については、時効により納付できない期間である。

さらに、当時、申立人と同居していた妹は、国民年金手帳記号番号が連番で払い出されているとともに、申立期間と重複する45年4月から48年3月までが未納となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮崎国民年金 事案 29

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から39年3月まで

私は、昭和36年当時、A県B市C町の商店街で、小さな店を開いており、そのころ、同じ商店街の女性に勧められて国民年金に加入し、同年9月か10月ごろに夫婦二人の半年分の保険料として、1,200円をその女性に支払った。その後も同じ女性が定期的に帳面と印鑑を持って集金に来ていたので、その都度支払い、39年3月までの保険料を納めたが、社会保険事務所からその期間の保険料の納付記録が無いと回答があった。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、昭和39年7月に連番で払い出されていることが確認できるのみで、その時点で、申立期間の一部については、時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないとともに、申立人も、それ以前に国民年金手帳をもらったことは無いとしている。

さらに、申立人の夫の国民年金保険料も、申立期間については未納となっており、申立期間以外にも、申立人には未納期間及び未加入期間が散見される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮崎国民年金 事案 30

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの期間、45 年 1 月から 3 月までの期間及び 46 年 1 月の国民年金保険料については、いずれも納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで
② 昭和 45 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 46 年 1 月

①の期間については、私は、昭和 36 年当時、A 県 B 市 C 町の商店街で、小さな店を開いており、そのころ、同じ商店街の女性に勧められて国民年金に加入し、同年 9 月か 10 月ごろに夫婦二人の半年分の保険料として、1,200 円をその女性に支払った。その後も同じ女性が定期的に帳面と印鑑を持って集金に来ていたので、その都度支払い、昭和 39 年 3 月までの保険料を納めたが、社会保険事務所からその期間の保険料の納付記録が無いと回答があった。

②及び③の期間についても、どのような方法で納付したかは覚えていないが、納付したものと思っている。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間については、申立人が、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。
- 2 申立期間のうち、①昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの期間について、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は、昭和 39 年 7 月に連番で払い出されていることが確認できるのみで、その時点で、申立期間の一部については、時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないとともに、

申立人も、それ以前に国民年金手帳をもらったことは無いとしている。

また、申立人の妻の国民年金保険料も、申立期間については未納となっているとともに、申立期間以外にも、申立人には未納期間及び未加入期間が散見される。

- 3 申立期間のうち、②昭和45年1月から同年3月までの期間については、申立人が保有している国民年金手帳の検認記録によれば、45年4月から同年12月までの国民年金保険料を46年1月21日に印紙納付しているが、同日時点では、45年1月から3月までの国民年金保険料は印紙納付できず、検認記録欄も空欄になっている。

また、過年度分保険料として現金納付された形跡も無く、申立人も、過年度納付の記憶は無いとしている。

さらに、この申立期間は申立人の妻の国民年金保険料も未納であるが、妻は、当時、D市に引っ越したころで生活に困っており、納付した記憶も無いとして、今回、記録確認の申立てを行っていない。

- 4 申立期間のうち、③昭和46年1月分の期間については、国民年金手帳の検認記録によれば、45年4月から同年12月までの保険料が46年1月21日に印紙納付され、同日付けで資格喪失申出が行われたため、国民年金手帳の印紙検認記録及び印紙検認台紙の1月の欄に、それぞれ「喪失申出」の記載及び「不要」印が押され、検認印は押印されておらず、納付がされていなかったと推察される。

- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮崎国民年金 事案 32

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 5 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月から 40 年 3 月まで

当初、A 県の会社に就職していたが、昭和 36 年 5 月ごろに会社を辞め帰郷した。

私としては、戻って来た時に親が国民年金の加入手続を行い、私が国民年金の保険料を納付していたと記憶している。

納付方法は、納付組織があり、地区長が集金に来ており、地区長に納付していた。また、父親は地区長を経験しており、年金についての知識があった。

証拠になるものは無いが、申立期間が未加入及び未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は、国民年金の加入手続に関与しておらず、両親も既に死亡していることから、国民年金の加入状況が不明である。

また、国民年金手帳記号番号は、昭和 40 年 10 月ごろに払い出されていることが確認できるのみで、住所の変更も無く、払出日の時点で申立期間の一部が時効により納付できない期間となっており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情が見当たらない。

さらに、B 市の被保険者名簿によると、昭和 36 年 4 月資格取得、同年 4 月 11 日資格喪失、40 年 4 月再取得と処理されていることが確認でき、申立

期間が未加入期間として処理されていることから、申立期間当時は、国民年金の被保険者では無かったことが推察される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月から平成元年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月から平成元年 12 月まで

求人募集に、「社会保険有」となっていたので、A社に勤務するようになったが、社会保険が未適用だったので代表者及び職業安定所の職員と共に話し合いを行った結果、社員が5名そろった時点で社会保険に加入するとの約束をもらい、それまでの間は、国民健康保険料及び国民年金保険料を給与から天引きし、事業所から納付することで話が着いたと記憶している。

申立期間は、事業所が納付していたはずであり、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（給与明細書等）が無い。

また、市が保存していた国民年金被保険者台帳によると、平成4年6月11日資格記録の確認を行い、同年6月18日に社会保険事務所において申立期間を含む国民年金の資格取得日及び資格喪失日の追加処理がなされていることから、申立期間当時は、国民年金の被保険者ではなかったことが推察できる。

さらに、申立期間当時のA社の代表者から「給与から国民年金保険料を天引きして事業所で納付したことはない。」との証言が得られており、職業安定所も事業所に対して、国民健康保険料及び国民年金保険料を従業員の給与から天引きするような指導を行うことはないとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から37年9月まで

申立期間について、国民年金保険料が未納になっているが、両親が几帳面な性格だったため、母親が市役所で国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付をしていた記憶があるので、納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年11月に申立人の妹と連番で払い出されていることが確認できるのみで、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は時効により納付できない期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から40年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年4月から40年2月まで

申立期間当時、一緒に暮らしていた祖父の貧しい生活を見ていた私は老後の生活に不安を感じ、20歳から国民年金に積極的に加入した。国民年金保険料の納付は、山村に数日に一度来る郵便局員か市役所職員かに渡していた。国民年金保険料の納入証明としてA4サイズより少し小さいサイズの証書に受領印を押してもらった記憶があるが、証書は処分してしまい、何も残っていない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間中の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人が20歳になる直前の昭和37年2月から40年2月までの国民年金手帳記号番号払出簿を調査した結果においても、別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出され、保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、市役所の電算記録において、昭和37年4月に申立人が20歳に到達したことによる国民年金被保険者資格の取得は、平成13年2月6日届出による「適用もれ取得」となっており、申立期間当時、国民年金手帳記号番号が払い出されていなかったことを裏付けている。

さらに、申立人は、国民年金保険料を郵便局員か市役所職員に渡していたと主張しているが、当時の市役所職員からの聴取結果によると、申立期間当時、郵便局職員への保険料徴収委託は行われておらず、公民館等を利用した市役所職員による集合徴収は行われていたものの、臨戸徴収は行われていなかったのではないかとの証言が得られており、申立内容と矛盾している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島国民年金 事案 21

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月から49年3月まで

昭和48年ころ、市役所職員の夫人の勧めで任意加入し、同人に、毎月封筒に国民年金保険料を入れて持参し、領収印をもらっていた記憶があり、申立期間が未納となっていることに納付できない。保険料は1,000円以下だったと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付に直接関与していなかったとともに、当時、市役所職員の夫人が加入手続及び保険料の納付をしたと主張しているものの、申立人自身が当該市役所職員の夫人から聴取しても、その当時の記憶は明確ではないとの証言しか得られなかったとしている。

また、申立期間当時、申立人が所属する自治会では、婦人会による国民年金保険料の集金が行われていたことが確認できるが、名簿に申立人の名前は無く、当時の婦人会長からは、申立人の国民年金保険料を収納したことは無いとの証言が得られるなど、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、昭和47年4月から49年3月までの国民年金手帳記号番号払出簿を調査した結果、申立人への払出しは確認できず、別の国民年金手帳記号番号で納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生年金 事案 67

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 1 月 1 日から平成元年 8 月 21 日まで
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を得た。当該期間は、A社に継続して勤務しており、同社から給与を振り込まれた通帳があるので、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における雇用保険の加入記録及び申立人から提出された貯金通帳の給与振込の記録から、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していたことは認められる。

しかし、申立期間については、社会保険事務所の記録から、申立人が当該事業所において、昭和 63 年 1 月 1 日に厚生年金保険の資格を喪失し、政府管掌健康保険の被保険者証が同年 1 月 18 日に社会保険事務所に返納されていたこと、及びその後同事業所にて、平成元年 8 月 21 日に再度厚生年金保険の資格を取得していたことが確認できる。また、申立期間は、夫が加入する政府管掌健康保険の被扶養者になっていたことが確認できる。

さらに、B市役所の申立人に係る国民年金の記録から、申立人は、申立期間において、国民年金第3号被保険者となっており、平成元年 8 月 21 日に当該被保険者の資格を喪失していたことが確認できるところ、当該手続の際に提出された申立人のA社に係る健康保険被保険者証の写しから、申立人が同日付けで、当該事業所において、厚生年金保険の被保険者資格を取得していたことが確認できる。

上記各記録は、いずれも、申立期間には申立人が厚生年金保険の被保険者ではなかったことを矛盾なく示すもので、これに疑いを抱かせる資料又は申

立期間における厚生年金保険料の控除があったことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

加えて、申立人から提出された貯金通帳には、事業主から振り込まれた各月の給与振込額が記載されているが、この記録を精査し申立期間とその前年同月の振込金額を比較検討してみると、申立期間の振込金額がおおむね相当額増加しており、このことは、申立期間には厚生年金保険料が事業主より給与から控除されずに振り込まれていたことをうかがわせるものであって、上記各記録とは矛盾しない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生年金 事案 68

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者となることができない事業主であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 6 月から 54 年 4 月 2 日まで

妻が社会保険事務所からもらってきた被保険者記録照会回答票には、株式会社Aにおいて昭和 44 年 1 月 5 日に資格取得した記録が記載されており、また、事業所情報が記載された回答票でも株式会社B（株式会社Aの変更前の社名）が 42 年 6 月 1 日に新規適用した記録となっている。さらに、申立期間内に作成された医療機関の外来診療録に「C」と保険証の記号が明瞭に記入されている。よって、42 年 6 月に社会保険に加入していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険法では、事業主は被保険者となることができないところ、申立人は、申立てに係る事業所の代表者であったが、申立期間について、当該事業所を法人としていたこと、また、カルテ作成年月日が昭和 46 年 3 月 13 日と記載された医療機関の外来診療録に、健康保険証の記号及び被保険者番号が記載されていることから、厚生年金保険の被保険者であったと申し立てている。

しかしながら、当該事業所に係る商業登記簿及び社会保険事務所の事業所情報が記載された回答票の根拠となる紙台帳には、法人設立は昭和 54 年 4 月 2 日と記載されていることから、当該事業所が申立期間において法人であったとは認められず、その結果、申立人は、事業主であったことが認められる。

また、カルテ作成年月日が昭和 46 年 3 月 13 日と記載された医療機関の

外来診療録については、当該医療機関から、当該診療録の再作成の場合や保険者欄等の記載欄完済による書換え等が行われた場合においても、カルテ作成年月日は変更せずに記載している旨の証言を得ており、そして、当該医療機関の別の診療録によると、申立てに係る健康保険証については、医療機関における確認日が54年4月28日、資格取得日が同年4月2日との記載があることから、当該健康保険証の記号及び被保険者番号が申立期間中に払い出されておらず、申立期間中は政府管掌の健康保険の被保険者であったとは認められない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 10

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年8月から36年10月4日まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金加入について照会を申し出たところ、当該事業所での資格取得日は昭和36年10月5日であるとの回答をもらった。

保険料控除の事実が確認できる在職期間中の給与明細書等は紛失してしまったが、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立期間の一部である、昭和36年4月から同年9月まで国民年金に加入し、保険料を納付している。

さらに、社会保険事務所で保管している健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿で、当該事業所が適用事業所となった昭和32年10月1日から申立人が資格取得した36年10月5日までの間を確認しても、申立人の氏名は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 12

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から 32 年 5 月 30 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、昭和 31 年 4 月から 32 年 5 月まで勤務した A 社での加入記録が無いとの回答をもらった。給与明細書等は保管していないが、保険料は給与から引かれていた。強制加入だったと記憶しており、申立てどおり厚生年金保険に加入していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の保険料控除に係る記憶も曖昧である。

また、社会保険事務所保管の A 社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立人の氏名は見当たらない。

さらに、健康保険の番号にも欠番は無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得手続が行われたことをうかがわせる記載は確認できない。

このほか、当該事業所は既に全喪しており、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 13

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年10月30日から28年3月30日まで
A市にあったB社に勤務していた申立期間の厚生年金保険加入について照会を申し出たところ、当該事業所における加入記録が無いとの回答をもらった。

B社が健康保険に加入したのが昭和28年2月1日であり、その時は在職中であったので、厚生年金保険の加入期間として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、昭和28年2月1日に当該事業所が新たに厚生年金保険の適用事業所となったことが確認できることから、申立期間のうち、25年10月30日から28年1月31日までの間は、B社の従業員として厚生年金保険の被保険者となることはできない。

さらに、昭和28年2月1日から、申立人が勤務していたとする28年4月までの間を確認したところ、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得手続が行われたことをうかがわせる記録は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案3

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私は、A社に昭和 36 年 4 月 1 日に入社して 37 年 9 月 26 日まで勤務したが、社会保険庁の記録では 36 年 10 月 1 日から厚生年金保険に加入したこととされている。

しかし、昭和 36 年 4 月 1 日から 9 月末までの期間を試用期間とされた覚えはなく、また、翌 37 年 7 月には、1 年間の実務経験を受験要件とする国家試験を受験していることから、申立期間が未加入であったとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る社会保険庁の厚生年金保険の加入記録によれば、資格取得日については昭和 36 年 10 月 1 日となっているが、申立人が受験した国家試験に係る受験資格については、国家試験規則により一年以上の実務経験を必要とする旨が規定されていることから、申立人が、A社で1年以上実務に従事していたことは推認される。

しかし、申立人は、申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたかどうかを記憶しておらず、給与明細など、保険料控除の事実を確認できる資料も無い。

また、社会保険庁の記録から、申立期間当時、A社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できるが、同社は昭和 40 年 9 月 1 日に全廃しており、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人の同僚から当時の状況を聴取したが、A社における年金保険料控除の状況について、具体的な証言は得られなかった。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岩手厚生年金 事案4

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月から34年6月まで

私は、A社に昭和32年4月に入社して35年12月に退職したが、社会保険庁の記録では34年7月1日から厚生年金保険に加入したとされている。

しかし、入社したときから退職したときまで集配係等の仕事をしていたので、申立期間が未加入であったとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたかどうかを記憶しておらず、給与明細書等、保険料控除の事実を確認できる資料も無い。

また、社会保険庁の記録からA社は既に全喪していることに加え、当時の関係者も所在不明等により、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容及び収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

山形厚生年金 事案8

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 9 月から 20 年 12 月まで

申立期間における厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所に照会したところ、申立期間は加入していなかったとの回答をもらった。

しかし、私は、昭和 18 年 9 月から A 社に勤務しており、同社における厚生年金保険の加入年月日が、社名を B 社に変更した 21 年 1 月 14 日とされていることに納得がいかない。

また、申立期間当時、A 社に勤務していた妻については、同社における厚生年金保険の加入年月日が昭和 19 年 10 月 1 日とされており、同時期に同一の会社に勤務していたにもかかわらず、私と妻の加入記録に差が生じているのは不合理である。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻及びその同僚の証言により、申立期間に勤務していたとする事業所で勤務実態があったことについては推認できる。

しかし、給与明細等、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる資料が無く、当該事業所は、社会保険庁の記録から、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できるものの、昭和 37 年 12 月に全喪しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間について厚生年金保険に加入していたと主張しているが、①申立期間当時の給与額及び控除された保険料額については、必ずしも明確ではないこと、②申立期間当時、A 社において、総務に従事していた者は、申立人が厚生年金保険に加入していたかどうか定かではない旨、証言していること、及び③申立人とその妻は同じ事業所で働いていたが、仕

事の内容は同一ではないとの申立てがされていることから、申立人が申立期間中に厚生年金保険に加入していた事実を確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福島厚生年金 事案 4

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 11 月 28 日から同年 12 月 1 日まで
② 平成 2 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の被保険者加入期間照会を行ったところ、被保険者の資格喪失日が、A社は昭和 59 年 11 月 28 日、B社は平成 2 年 3 月 31 日とのことであった。

しかし、記憶では、退職願いに月末と記入したことから、両社ともに月末に退職しているはずなので、資格喪失日を訂正して欲しい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管していた申立人あての退職による清算書によれば、退職日は昭和 59 年 11 月 27 日と記載されているほか、B社が保管していた厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書等及びC企業年金基金が保管していた厚生年金基金加入員資格喪失届によれば、申立人の退職日は平成 2 年 3 月 30 日と記載されている。

また、雇用保険の加入記録によれば、申立人の離職日は、A社は昭和 59 年 11 月 27 日、B社は平成 2 年 3 月 30 日であることがそれぞれ確認できる。

さらに、申立人は、退職月分の厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は持っておらず、また、退職月に2か月分の厚生年金保険料を控除されていたかどうかについての記憶は定かではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案5

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 39 年 11 月 1 日から 40 年 3 月 31 日まで
就職活動時に厚生年金保険の適用事業所であるか確認した上、昭和 39 年 11 月 1 日にA社（B自治体）に入社した。入社後は会社の寮に住み込みながら、トラックの助手として積荷の上げ下ろしの仕事をしていた。

給与明細書などは残っておらず、一緒に働いた同僚も記憶していないが、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人はB自治体にあるA社に勤務していた期間すべてを厚生年金被保険者期間と主張しているが、申立期間に係る保険料控除を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料が無い。

また、申立人が勤務したと申し立てているA社は、B自治体に名称の類似する事業所を含め2事業所（①C社、B自治体内（昭和 29 年 9 月 1 日新適）、②D社、後のE社、B自治体内（昭和 35 年 4 月 1 日新適））が存在するものの、社会保険事務所が保管する当該2事業所の厚生年金保険被保険者名簿には整理番号に欠番は無く、申立人の記録は確認できなかった。

さらに、申立人は昭和 39 年 11 月からA社に在籍していたと主張しているが、雇用保険の加入記録からは在籍を確認できない。

加えて、①C社は平成 15 年 2 月 13 日付けで全喪しており申立期間当時の状況は確認できず、また、②D社、後のE社については昭和 37 年 6 月 15 日付けで名称変更が社会保険事務所に届出されており、申立期間以前に名称がE社になっているため申立人が勤務していたと主張する事業所とは考えにくい。

その上、F健康保険組合に申立人の健康保険加入状況を照会した結果、確認できなかった旨の回答を受けている。

このほか、申立期間当時の同僚の証言等も得ることができず、申立内容が正しいことを裏付ける関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関係資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 6

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月から20年1月まで
A高等女学校（現在は、B高等学校）在学時に、学徒動員によりC社に勤務していた。申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA高等女学校に申立期間当時在学し、学徒勤労働員されていたことはB高等学校の創立60周年記念誌で確認できるが、勤労働員学徒については、労働者年金保険法施行令（昭和16年勅令第1250号）第10条第3号及び厚生省告示第50号（昭和19年5月29日）により、労働者年金保険（現厚生年金保険）の被保険者には該当しない取扱いとなっている。

また、厚生省保険局長通牒^{ちよう}「学徒勤労働員二伴ウ学徒ノ被保険者資格ニ関スル件」（昭和19年5月22日付け保発第334号）により、勤労働員学徒については、健康保険法における事業所に使用される者と解することは適当であるが、労働者年金保険法における被保険者には該当しない取扱いとなっている。

さらに、学徒勤労令（昭和19年8月23日勅令第518号）及び学徒勤労令施行規則（昭和19年8月23日文部、厚生、軍需省令）においても、学徒勤労を受ける者が負担する経費として厚生年金保険料は規定されていない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案7

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月25日から20年1月25日まで
A高等女学校(現在は、B高等学校)在学時に、学徒動員によりC社に勤務していた。申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA高等女学校に申立期間当時在学し、学徒勤労働員されていたことはB高等学校の創立60周年記念誌で確認できるが、勤労働員学徒については、労働者年金保険法施行令(昭和16年勅令第1250号)第10条第3号及び厚生省告示第50号(昭和19年5月29日)により、労働者年金保険(現厚生年金保険)の被保険者には該当しない取扱いとなっている。

また、厚生省保険局長通牒^{ちよう}「学徒勤労働員ニ伴ウ学徒ノ被保険者資格ニ関スル件」(昭和19年5月22日付け保発第334号)により、勤労働員学徒については、健康保険法における事業所に使用される者と解することは適当であるが、労働者年金保険法における被保険者には該当しない取扱いとなっている。

さらに、学徒勤労令(昭和19年8月23日勅令第518号)及び学徒勤労令施行規則(昭和19年8月23日文部、厚生、軍需省令)においても、学徒勤労を受ける者が負担する経費として厚生年金保険料は規定されていない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案8

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年9月から20年10月まで
A高等女学校(現在は、B高等学校)在学時に、学徒動員によりC社に勤務していた。申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA高等女学校に申立期間当時在学し、学徒勤労働員されていたことはB高等学校の創立60周年記念誌で確認できるが、勤労働員学徒については、労働者年金保険法施行令(昭和16年勅令第1250号)第10条第3号及び厚生省告示第50号(昭和19年5月29日)により、労働者年金保険(現厚生年金保険)の被保険者には該当しない取扱いとなっている。

また、厚生省保険局長通牒^{ちよう}「学徒勤労働員ニ伴ウ学徒ノ被保険者資格ニ関スル件」(昭和19年5月22日付け保発第334号)により、勤労働員学徒については、健康保険法における事業所に使用される者と解することは適当であるが、労働者年金保険法における被保険者には該当しない取扱いとなっている。

さらに、学徒勤労令(昭和19年8月23日勅令第518号)及び学徒勤労令施行規則(昭和19年8月23日文部、厚生、軍需省令)においても、学徒勤労を受ける者が負担する経費として厚生年金保険料は規定されていない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 10

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 1 日から 39 年 6 月 5 日まで
中学を卒業し A 公共職業安定所の紹介により集団就職により B 自治体 C 駅前にあった、D 社という飲食店に勤務していた。
仕事は調理師であり、現在その店は存在しない。
昔のことなので書類等は残っていないが、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B 自治体にある D 社に勤務していた期間すべてを厚生年金保険被保険者期間であると主張しているが、申立期間に係る保険料控除を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料が無い。

また、申立人が勤務したとする D 社については、社会保険庁の記録では厚生年金保険の適用事業所としての該当が無い。

このほか、当時の同僚（昭和一桁生まれの上役）の証言も得ることもできず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関係資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 11

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 3 月 7 日から 57 年 6 月 1 日まで
A社に勤務していた、昭和 54 年 3 月から 57 年 5 月までの期間について国民年金加入期間になっているが、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のすべてを厚生年金被保険者期間であったと主張しているが、申立期間に係る保険料控除を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料が無い。

また、申立人が勤務していたと主張するA社について、社会保険庁の記録では、昭和 45 年 12 月から 46 年 12 月までの 13 か月、厚生年金保険に加入した記録があり、申立期間については、社会保険庁の記録からは、申立人が申立期間に国民年金に加入し印紙納付していることが確認できる。

さらに、申立人は昭和 54 年 3 月からA社に在籍していたと主張しているが、雇用保険の加入記録から在籍も確認できない。

このほか、A社は、昭和 58 年 11 月 26 日付けで全喪事業所になっており、申立期間当時の同僚の証言等を得ることもできず、申立内容が正しいことを裏付ける関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関係資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

群馬厚生年金 事案4

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から 42 年 4 月 1 日まで
昭和 39 年 4 月 1 日から 44 年 5 月 28 日まで A 社に勤務していたが、同期入社であるほかの 3 人については 39 年 4 月 1 日から加入となっているのに、自分だけ 42 年 4 月 1 日となっている。申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、「当時は高校生であり、学期中は毎週水曜日及び土曜日の午後 1 時から 5 時まで、夏休み、冬休み、春休み及び期末休み等については、午前 8 時から午後 5 時まで勤務していた」と申し述べており、また、申立人の出身校である B 高等学校の在学証明から、当時、申立人が全日制の高校生であったことが明らかとなっている。これらの状況から、申立人は、申立期間について、厚生年金保険の加入条件である常用的使用関係に該当せず、被保険者期間ではなかったと推認できる。

また、雇用保険被保険者記録においても、資格取得日は昭和 42 年 4 月 1 日であり、社会保険庁の記録と合致していることから、申立人は当該高等学校卒業後に正規社員として採用されたものであることがうかがわれる。

さらに、申立人が同期に入社したとしている 3 人の同僚については、昭和 39 年 4 月 1 日に厚生年金保険及び健康保険を資格取得しているが、この 3 人は、中学卒業後に高等学校等には進学せずに A 社に採用されており、申立人とは勤務状況が異なっていたと推認できる。その上、同社における 39 年 4 月 1 日に資格取得した者の健康保険番号を調査したところ、申立人の記録及び欠番は確認されず、申立人の記録が欠落したことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、保険料控

除の記憶についても明確ではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 34

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月から 44 年 9 月まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、勤務したA社での加入記録は昭和 44 年 9 月 10 日から 45 年 4 月 21 日までであるとの回答をもらった。当時、団地の入居の抽選に当選し、引っ越し後の 43 年 5 月には同社に勤務していたので、資格取得日が 44 年 9 月 10 日となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の年金手帳番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人を含む5名が連番で昭和 44 年 9 月 10 日に被保険者番号を取得していることは事実と認められる。

また、厚生年金基金及び雇用保険においても、申立人の昭和 44 年 9 月 10 日からの加入記録が確認でき、同年月日は社会保険庁の厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致している。

さらに、申立期間に係る給与明細書等の資料は無く、厚生年金保険料を給与から控除されていた事実も確認できない。

このほか、A社を引き継いでいるB社には当時の状況を知る者はおらず、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金・事案7

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年6月から24年3月まで
社会保険庁の記録には無いが、昭和22年6月から24年3月までA社の食堂に勤務していた。当時、兵員食堂前で撮影した2枚の写真があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された写真により、当該事業所に勤務していたことは推認できるが、申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料が控除された事実を確認できる給与明細書等の関係資料は無い。

また、当時、駐留軍施設に勤務する日本人従業員の労務管理については、昭和23年から24年にかけて駐留軍施設の所在する都道府県知事が「渉外労務管理事務所」を設立し、国の機関委任事務として事務手続を行ってきている。しかし、社会保険庁の記録によると、当該事業所を管轄する渉外労務管理事務所は、24年4月1日から社会保険制度が適用となっており、申立人が、申立期間に当該事業所の従業員として厚生年金保険に加入することはできない。

さらに、渉外労務管理事務所(現在は、(独)駐留軍等労働者労務管理機構)に申立期間に係る記録は残存しておらず、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関係資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

石川厚生年金 事案1

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年 6 月 1 日から 19 年 1 月 10 日まで
② 昭和 20 年 9 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで
③ 昭和 22 年 12 月 31 日から 24 年 7 月 1 日まで

昭和 16 年に A 社が設立され、父が経営する工場が同社 B 工場となり、父は同工場の工場長への就任を依頼され、私も社員として働いた。昭和 19 年 1 月から 20 年 8 月までの徴用期間を経て、同年 9 月に職場に復帰してからは従業員の指導と経理を担当し、25 年に A 社が解散するまで勤務した。

私が A 社に勤務していた期間のうち、徴用期間及び厚生年金保険の加入記録がある期間を除いた期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の状況を知る者が、A 社は複数の工場の合併により設立されたが、申立人の父が経営する工場は設立に加わっておらず、昭和 19 年に至って傘下に入り同社 B 工場の看板を掲げたと証言していること、A 社が申立人の父に同工場の主任を命ずる同年 2 月 1 日付けの辞令とみられる資料があること等から、17 年 6 月 1 日から 19 年 1 月 10 日までの申立期間①について、申立人が A 社に勤務し厚生年金保険料を控除されていたとは認められない。

また、申立人は徴用解除後、昭和 20 年 9 月から A 社 B 工場で働き始めたと述べているが、同社においては、申立人の父の場合を始め、勤務開始等の時期と被保険者名簿に記録された厚生年金保険加入の時期との間には数ヶ月の隔たりがみられるため、申立人の昭和 21 年 5 月 1 日の被保険者資格の取得は不自然ではないこと、及び申立人の厚生年金保険料の控除等を示す関連資料及び周辺事情は無いことから、20 年 9 月 1 日から 21 年 5 月 1 日までの申立期

間②について、申立人が厚生年金保険料を控除されていたとは認められない。

さらに、A社の設立に加わった工場の関係者は、昭和24年ごろの同社の終焉の際に同社の財産は処分されたと証言しているが、B工場の経理を担当していたとする申立人は、同社の終焉の時期や経緯についてよく知らず、同工場の建物や生産設備が処分された記憶も無いと述べていること、及び被保険者名簿の記録によれば、申立人は申立人の父と同じ日付の22年12月31日に被保険者資格を喪失していることから、同社の終焉より前に、終戦による軍の需要の消滅等の環境変動によって、同社と申立人の父の工場との関係は消滅したものと推認される。加えて、申立人の厚生年金保険料の控除等を示す関連資料及び周辺事情は無いため、22年12月31日から24年7月1日までの申立期間③について、申立人が厚生年金保険料を控除されていたとは認められない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

石川厚生年金 事案2

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 11 月 1 日から 42 年 4 月 1 日まで

私は申立期間についてA社に勤務していた。給与明細等は残っていないが、保険料を控除されていた記憶がある。当時の同僚から同社に勤務していたことについての証言書を得ており、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が当時の同僚から得た、昭和 37 年 4 月から 42 年 3 月までA社に勤務していたとする証言書が提出されているが、ほかの事業所に勤務していた期間も含まれており、信頼性に乏しい。また、雇用保険に関しても、申立期間における申立人の加入の記録はないことなどから、申立人のA社での勤務については確認できない。

さらに、申立人から、A社での給与額及び給与からの厚生年金保険料の控除が確認できる資料等の提出は無く、申立人は給与額や厚生年金保険料の控除に関する具体的な記憶や、健康保険証、年金手帳に関する記憶が無い。

加えて、A社は昭和 56 年に破産宣告を受けて事業閉鎖しており、厚生年金保険の関係を含め会社の関係資料は残存していない上、社会保険事務所保管の政府管掌健康保険記号番号は順番に払い出されており申立人の被保険者資格取得届が提出された形跡は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案9

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月ごろから39年6月ごろまで
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得たが、勤務していたので加入期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る給与明細書等、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる資料は無く、申立人には厚生年金保険料控除について具体的な金額の記憶も無い。

また、申立人は、当時の社長、専務及び同僚の氏名を記憶しているが、社会保険庁の記録によると、申立てに係る事業所の厚生年金保険適用日は昭和40年7月1日であり、申立人が記憶している社長等の資格取得日はすべて同日となっていることから、申立期間について申立てに係る事業所の従業員として厚生年金保険の被保険者となることはできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 10

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 2 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。勤務していたことは事実なので、厚生年金保険加入記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主は、申立期間当時の賃金台帳、税務関係等の関係資料について保存していないことから、雇用形態、厚生年金保険料の控除の有無等については不明であるとしており、申立期間に係る給与明細等、厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる資料は無く、申立人も厚生年金保険料控除の有無について記憶が無い。

また、申立てに係る事業所は、申立期間当時、厚生年金基金に加入しているが、申立人の加入記録は確認できない。

さらに、雇用保険については、申立期間の前後に勤務していた事業所における加入記録は確認できるものの、申立てに係る事業所における加入記録は確認できない。

加えて、申立期間のうち、昭和 48 年 7 月 2 日から同年 10 月 1 日までの期間については、その夫の被扶養者として認定されていることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案5

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年から昭和 39 年まで
昭和 33 年夏頃、職業安定所に失業保険の加入手続きを行い、その時に社会保険にも加入しなければならないと言われた。

私自身が会社を代表して、A 社会保険事務所に 3 回程度赴き加入手続きを行ったにもかかわらず、厚生年金保険の適用事業所となっていないのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、事業所名をB社として申し立てているが、調査の結果、同じ住所でC社の名称で適用事業所（個人事業所）があることが判明した。当該事業所の健康保険・厚生年金保険被保険者名簿の事業主氏名欄には、申立人氏名が記載されており、申立人も当時、同名簿に記載された住所地に居住していた旨を証言の上、申立は当該事業所であることを認めている、厚生年金保険法第9条の規定により、個人事業所の事業主は厚生年金保険の被保険者となることはできないとされている。したがって、同名簿の被保険者氏名欄にも申立人の名前は見当たらない。

また、申立人は、この事業所は当時、申立人が所属していた下請けグループが失業保険への加入手続きを行うために設立したものとしており、厚生年金保険料の控除についての記憶は曖昧である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案6

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年5月1日から30年8月1日まで

私は、A社に昭和23年から平成7年12月31日まで継続して勤務していた。同社は昭和28年6月1日に厚生年金保険適用事業所となっているにもかかわらず、社会保険庁の記録では、申立期間が厚生年金保険の加入期間から抜けている。同社は、兄が社長として経営していた会社であり、退職するまで転勤や転籍をしたことはなく、未加入期間があることは納得できない。

3 委員会の判断の理由

申立人の在職状況については、社会保険事務所の「健康保険厚生年金保険被保険者名簿」によれば、いったん昭和29年5月1日に被保険者資格を喪失し、その後、30年8月1日に同資格を再取得したこととなっている。

しかし、①申立人は、申立期間中である昭和30年6月16日付けで仕事に必要な資格である汽缶士免許を取得しており、同免許証の「備考欄」に所轄のB労働基準監督署が裏書きした「A社勤務B労働基準監督署台帳記入済」との記載があること、②当時、A社は申立人の兄が社長を務めておりこの兄の厚生年金保険記録も申立人と全く同様の資格喪失及び資格再取得となっているが、同社が申立人及び兄の資格喪失後に当たる29年6月に社会保険事務所の事業所調査を受けた際、兄が社長として在職していることが確認されていることから、専務であった申立人もこの間同社に在職していたと推認できる。

申立期間中にも在職していたとみられるA社は、昭和28年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、前述のとおり社長である申立人の兄の厚生年金保険記録も申立人と全く同様の資格喪失及び資格再取得となっている。30年8月1日に兄弟が資格を再取得した際には、父親（会長）を始め、4人の者が同時に資格を取得しているが、この間の社員の変動はほとんどみられない。

このような事実からみれば、経営者一族である申立人は、兄とともに会社の経営状況に合わせて資格喪失及び資格再取得の手続が行われたと推認す

るのが相当である。

なお、申立人は厚生年金保険料を事業主により控除されていた記憶もない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険料を申立期間において事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案7

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年頃から 54 年頃までの期間のうち 1 年以上申立ての 5 年間のうち 1 年以上は A 社に乗務員として勤務していたが、厚生年金の加入記録がない。昭和 53 年 4 月 2 日生まれの次女の出産給付金を受けているので、当時会社に勤務し、健康保険及び厚生年金保険に加入していたはずである。他の同業種の会社に 1 か月間勤務したときも厚生年金保険に加入しており、A 社には 1 年以上勤務しているので厚生年金保険に加入していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に 1 年以上勤務したと申し立てしているところ、B 財団法人の登録原簿から申立人が A 社で使用していた乗務員証が昭和 53 年 12 月 25 日に返却されたことが確認できるため、申立期間の一部において申立人が A 社に勤務していたことは認められる。

しかし、B 財団法人の回答によれば、業界では、厚生年金保険等に未加入のまま乗務する者が少なからずみられる実態にあったとのことであり、申立人はこのような勤務形態であったことは否定できない。

また、A 社の被保険者台帳をみると、雇用期間が 4 か月と短期の者も記載されているが、1 年以上の勤務実績があるとする申立人については、何らかの事情から厚生年金保険等に加入していなかった可能性が認められる。

さらに、申立人は、数多くの同業種の会社に勤務し、数日間勤務の場合及び A 社を除けばすべて厚生年金保険に加入していた記録があるが、仮に意に反して厚生年金保険が未加入とされていれば、健康保険の取扱いも異なってくることから容易に不服を申し立て得ると推認されるが、そのような実態はうかがわれなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が A 社に勤務していたことは認められるものの、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めるに足る資料はなく、申立てを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 8

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 8 月 25 日から 59 年 4 月 6 日まで

昭和 53 年 8 月に A 社会保険事務所において代表者として 1 名（当時従業員はなし。）で任意で社会保険に加入し、毎月保険料を A 社会保険事務所に納付しに行った事を記憶しているので、申立期間について厚生年金保険の期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年 8 月に B 社を設立し社会保険に加入し保険料を納付したと申し立てているが、同社についての各種制度の加入の有無について確認したところ、雇用保険については会社設立後の 54 年 4 月 20 日に適用事業所として登録されているが、厚生年金保険については、社会保険庁が保管している記号簿及び名簿によれば、59 年 4 月 7 日に適用事業所として登録されている。

また、この点については、昭和 55 年頃から 2 年間同社に勤めた従業員が、社員は自分のみであり、かつ、厚生年金保険には加入していなかった旨を証言している。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として B 社により申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案9

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 5 月から 30 年 5 月まで

厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、申立期間の記録がなかった。事業所名は定かでないが、働いていた記憶がある。保険証をもらって医者にかかった記憶もある。当時一緒に働いていた人の名前も姓だけだが覚えている。社長の名前や当時の賃金額も覚えている。これ以上のことは記憶にないが、厚生年金保険に加入していた事実はあると思うので、この期間の加入を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに基づき当時申立人が働いていた事業所を特定することができた。また、その事業所の事業所別被保険者名簿により、申立人から当時の同僚等として申立のあった者5人のうち2人が確認できることにより、申立人の当該事業所での勤務を推認することができる。

しかし、当該名簿に申立人は記載されておらず、加えて、当時の同僚等として申立のあった5人のうち3人についても確認することができないことから、社員について異なる取扱いをしていた可能性が否定できない。

また、申立人の給与額や厚生年金保険料控除に関する記憶は曖昧であるほか、申立てに係るその他の事情についても聞き取ることができなかった。

なお、当該事業所は昭和 29 年 10 月に厚生年金保険の適用が廃止されており、申立期間と一致していない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は当該事業所において厚生年金保険料を給与から控除されていなかったと考えるのが相当であり、申立てを認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案7

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月から 30 年 8 月まで
② 昭和 40 年 6 月から 41 年 1 月まで

①の期間について、昭和 29 年 3 月の中学校卒業と同時にA社に勤務したのに、社会保険事務所の記録では 30 年 9 月 1 日からとなっている。29 年 4 月から 30 年 8 月までの記録が不明となっているので、勤務していた期間を厚生年金保険被保険者として認めてもらいたい。

また、②の期間について、弟と同時期にB社に入社し、弟は厚生年金保険の被保険者となっているのに、私が勤務していた昭和 40 年 6 月 1 日から 41 年 2 月 24 日の加入記録が無い。臨時やアルバイトではなかったので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。
- 2 A社に係る申立期間①については、申立人は、申立期間を含む昭和 29 年 4 月から 38 年 4 月までA社で勤務していたと申し立てているものの、同僚の証言から、申立人が同社に勤務していたことは明らかだが、人事記録等も存在しないことから具体的な勤務期間については特定できない。また、同僚は、「入社当時、当初から社会保険の加入は無く、労働組合結成後社会保険制度に加入したと思う。」と証言しており、申立人も事業主から社会保険の加入が遅くなったと聞いたことを述べている。
- 3 B社に係る申立期間②については、申立人は、昭和 40 年 6 月から 41 年 1 月までB社に勤務していたと申し立てているが、人事記録や同僚等の証言も無いことから、B社に申立人が申立期間に勤務していた事実は確認できない。
また、同時期にB社に入社したとする申立人の弟は、同社が保管している資格取得届及び資格喪失届により、社会保険庁の記録のとおり厚生年金保険

に加入していたことは確認できたが、申立人に係る資格取得届及び資格喪失届が存在しないことから、申立人が、厚生年金保険に加入していたことは確認できない。さらに、公共職業安定所に照会したところ、B社における申立人の雇用保険の加入記録は存在しないことが確認された。

4 このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 8

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 6 月 15 日から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 48 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことが判明した。勤務していたことは確かなので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立期間のうち、①昭和 47 年 6 月 15 日から同年 12 月 1 日までの期間について、申立人が勤務していたA社の昭和 47 年度中に資格取得となった者 13 名のうち申立人を含む 12 名については、申立人と同時期の 47 年 12 月 1 日が資格取得日であり（残りの 1 名は、48 年 2 月 21 日）、当時の事務担当者は、申立期間に係る資格取得届の提出及び厚生年金保険料の控除をした記憶が無いと証言している。

さらに、申立人の雇用保険の資格取得日も 47 年 12 月 1 日となっている。

加えて、申立期間のうち、②昭和 48 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間について、申立人が勤務していたB社の会社設立は 48 年 4 月 1 日であるが、同社が厚生年金保険適用事業所になったのは、社会保険庁の記録によると同年 6 月 1 日であり、このことは同社の当時の事務担当者も認めており、申立期間において、資格取得届を提出しておらず、厚生年金保険料の控除を行っていなかった旨の回答をしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 9

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 1 月 1 日から 36 年 8 月 1 日まで
平成 9 年 1 月に 60 歳になり、年金の裁定請求のため社会保険事務所へ行った。その時、加入期間について記録を示してもらえなかったため、どの期間の加入記録が無いかも確かめないまま、一時金がもらえると説明を受けたので一時金を受給したが、社会保険事務所では手続の時に、一時金を受けると年金制度から脱退することの意味について具体的な説明が無く、国民年金への任意加入の説明も無かった。結果的に申立期間を除く厚生年金保険の期間(204 か月)に係る脱退手当金として約 38 万円を受け取ったが、申立期間について、A社に勤務し、厚生年金保険料を納付していた事実が認められれば年金を受給できる。脱退手当金はお金を借りてでも返納するので、申立期間について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元同僚の証明書及び証言により、申立人がA社に期間が特定できないものの勤務していたことは認められるが、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について、事業主に照会したものの、これらの事実を確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿においては、申立期間前後に整理番号の欠番等、記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 10

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は大学卒業後、A社のグループ会社間での転勤や転籍があるものの、定年退職までの間、継続して勤務していたが、社会保険庁の記録では、昭和 46 年 3 月 31 日に資格を喪失し、翌 4 月 1 日に資格を取得したことになっており、厚生年金保険の加入期間が 1 か月欠落している。

当時は、B社からA社に転籍した時期であるが、勤務が途切れること無く転籍したと記憶しており、資格喪失日を昭和 46 年 4 月 1 日に訂正をしてほしい。なお、申立期間以外にも、転勤や転籍は何度かあったが、欠落した期間は無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、グループ会社であるB社からA社への転籍であり、途切れること無く勤務していたことから、厚生年金保険料は控除されていると主張しているが、給与明細などの厚生年金保険料が控除されていることが確認できる資料を保有しておらず、昭和 46 年 3 月分の厚生年金保険料が控除されたことをうかがわせる事情が見当たらない。

また、雇用保険被保険者記録では、申立人のB社離職日は昭和 46 年 3 月 30 日、A社の被保険者資格取得日は同年 4 月 1 日となっており、B社の保有する 46 年分の退職所得申告書では、勤続期間は、「自 36 年 2 月 21 日、至 46 年 3 月 30 日」との記載が確認でき、社会保険庁の被保険者記録照会回答票とすべて一致していることから、申立人の主張とは異なっている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 11

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月から同年8月まで
② 平成2年4月から同年9月まで
③ 平成7年5月から同年9月まで

①の期間については、昭和 63 年 8 月 1 日にA社に就職し、平成元年 4 月からグループ会社のB社に強制的に異動させられた。A社入社時に健康保険証をもらい、B社に異動になってからは薄いねずみ色の健康保険証に変わった。保険証の中央部に「B社」と書いてあった。

②の期間については、C社では、なかなか保険証をもらえなかった。営業所の責任者は保険料を納めているから病院に行くときは一時立替払いしておけば、後で戻ってくると言っていた。給料から保険料が引かれていたことを記憶している。

③の期間については、D社に就職したが、名刺は「E社」と記されたものを使用していた。平成7年5月ごろに入社したが、アルバイトだったため社会保険に加入してなかった。同年6月末ごろ、社長に、社会保険の加入手続きをすぐにと入社時にさかのぼって社会保険に加入するよう申し出た。社長は申出のとおり処置し、入社時にさかのぼって厚生年金保険料を支払っていると言っていた。

以上の期間について厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 B社に係る申立期間①については、申立人が同社の名刺を所持していることから、申立人が在籍していたことは一応推定できるが、雇用保険被保険者記録では確認できない。また、同社は既に解散しているものの、関連会社であるA社の回答によると、B社は厚生年金保険に未加入であり、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたか否かは不明としている。さらに、申立人は、申立期間当時に、保険証を所持していたと主張してい

るが、健康保険に加入していたことを確認できる関連資料等はない。加えて、申立人が申立期間当時、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料はない。

- 2 C社に係る申立期間②については、申立人が同社の従業者証明書を所持していること及び申立人が記憶していた元同僚は厚生年金保険被保険者記録があることから、申立人が在籍していたことは一応推定できるが、雇用保険被保険者記録を確認できない。また、C社が加入していたF厚生年金基金においても、申立人の記録はない。申立人が申立期間当時、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料はない。このほか、申立てに係る事業所は既に全喪しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 3 D社に係る申立期間③については、同社の元社長及び元経理・総務担当者の証言により、申立人が在籍していたことは確認できるが、当時の資料を保管しておらず、入社時期までは特定できない。また、雇用保険被保険者記録と厚生年金保険被保険者記録は一致しており、そのほか、記録の誤りをうかがわせる事情は見当たらない。既にD社は清算終了しており、申立人が申立期間当時、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた関連資料は無く、申立人も給与明細書等の資料は所持していない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案1

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 21 日から 37 年 3 月 1 日まで

私は、A社に昭和 36 年 4 月 21 日に入社し、昭和 38 年 5 月 23 日に退職した。しかし、同社における私の厚生年金保険の資格取得日は昭和 37 年 3 月 1 日となっており、入社してから 11 か月分の加入記録が無い。当時の給与明細書等は保存しておらず、会社も既に倒産しているが、確かに昭和 36 年 4 月 21 日から同社に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、入社直後に会社の支店前で記念撮影したとみられる写真の提出があったほか、申立人が記憶していた当時の同僚 4 人について、同社に勤務し、厚生年金保険に加入していたことが確認できたことから、申立人は、同社に勤務していたことは認められるが、給与明細書など保険料控除の事実を確認できる資料は無く、給与から保険料が控除されていたと確認することができない。

また、社会保険庁に保存されていた同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、資格取得日が昭和 37 年 3 月 1 日と記載されているほかに申立人の記載はなく、同社支部の同名簿を確認しても申立人の記載は無い。

さらに、同社は既に倒産しており、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

加えて、申立人が記憶していた当時の同僚 4 人について同社における厚生年金保険の加入記録を確認したところ、4 人とも、申立人が記憶している入社時期よりも半年から 1 年半程度遅れて資格取得がされており、会社が、社員を、入社後速やかに厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがえ

る。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案2

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月初旬から 36 年 3 月 31 日まで

私は、昭和 34 年 4 月初旬から 36 年 3 月 31 日までの 24 か月間、A 社に勤務していたが、この期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当時の給与袋が 1 つ見つかったものの、給与明細書等は保存しておらず、会社も既に倒産しているが、確かに 34 年 4 月初旬から 36 年 3 月 31 日まで同社に勤務していたので、同期間について厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、A 社の会社名の記載された給与袋の提出があったほか、申立人が記憶していた当時の同僚 4 人について、同社に勤務し、厚生年金保険に加入していたことが確認できたことから、申立人は、同社に勤務していたことは認められるが、給与明細書など保険料控除の事実を確認できる資料は無く、給与から保険料が控除されていたと確認することができない。

また、社会保険庁に保存されていた A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記載は無く、同社は既に倒産しており、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人が記憶していた当時の同僚について同社における厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立人と同様に加入記録が無い同僚がみられるほか、加入記録があった同僚 4 人についても、申立人が記憶している入社時期よりも 5 か月から 2 年弱程度遅れて資格取得がされており、会社が、社員を、入社後速やかに厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがえる。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案3

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 41 年 11 月 27 日から 43 年 10 月 11 日まで
②昭和 44 年 11 月から 47 年 4 月 1 日まで

A社(①の期間)及びB社(②の期間)に勤務していた期間について厚生年金被保険者記録を確認したところ、加入記録が無いとの回答があった。両社ともに健康保険被保険者証があったと思う。申立期間に被保険者記録をそれぞれ認めて訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる資料(給与明細書等)は無く、保険料が控除されていたかについての具体的な申立人の記憶が無い。

また、申立人が厚生年金保険に加入していたと主張するA社は、厚生年金保険の適用事業所ではなく、申立人の申立期間に係る失業保険(当時)の記録も確認できない。さらに、類似の会社名で調査したが、申立人が主張した所在地には類似の会社名での厚生年金保険適用事業所の存在が確認できなかった。

一方、B社について、申立人は「昭和 43 年 10 月 12 日から 44 年 5 月 16 日まで勤務した後、44 年 11 月から再び勤務した。」と主張しているが、社会保険庁の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同事業所において、昭和 44 年 5 月 16 日に厚生年金保険資格喪失の手続が行われた後は、厚生年金保険資格取得の手続をした形跡は無く、同名簿の健康保険被保険者証番号に欠番等も見当たらず、申立人の名前も確認できなかった。また、申立人の、勤務していた期間についての記憶も曖昧である。

このほか、B社は既に無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周

辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案4

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年2月(日付不詳)から30年2月まで
20歳のころに、従兄の紹介でA社に就職した。1年程勤務したが、仕事が大変だったため退職した。健康保険被保険者証を交付してもらっていたかは定かではないが、勤務していたことは間違いない。申立期間について認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚数名の証言より、申立人がA社に勤務していたことは認められるが、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実は確認できず、申立人の保険料控除に係る記憶も曖昧である。

また、申立人のA社へ紹介した従兄の厚生年金被保険者記録において、申立人が勤めはじめたと主張する昭和29年2月の当該事業所での加入記録が確認できない。

さらに、社会保険庁が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険被保険者番号に欠番や補正等の跡は無く、申立人の記載も確認できない。

加えて、同社は既に全喪しており、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

広島厚生年金 事案4

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 2 月から 43 年 9 月まで

私は、昭和 42 年 2 月から 43 年 10 月ごろまでA事業所に勤務していたが、社会保険庁には同社における厚生年金保険の被保険者記録がなかった。申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間中に勤務していたとするA事業所は、社会保険庁の記録によると昭和 44 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではない。

申立人が当該事業所に勤務していたことは、雇用保険被保険者記録（昭和 42 年 2 月から 43 年 3 月まで）及び同事業所で一緒に勤務していた同僚の証言や転職先に提出した履歴書から認められる。

しかし、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人自身の記憶も曖昧であり、同僚からも年金手帳や健康保険証を交付されたとの証言は得られなかった。

さらに、当該事業所は昭和 44 年 9 月 7 日に全喪しており、申立内容を確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

広島厚生年金 事案5

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 9 月 1 日から 36 年 3 月 31 日まで

私は、昭和 35 年 9 月から 36 年 3 月までA社に勤めていた。現在は、吸収合併され名称が変更されていると思うが、陸軍跡地のようなところに工場があり、鉄筋コンクリート4階建ての寮に入り、パスポートを持った沖縄出身の人達と一緒に働いていた。

当時、厚生年金保険に加入していたと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

上司と撮った写真を保有していること、また、同僚の名前を複数名分記憶していたことから、期間は限定できないがA社に勤務していたことは認められる。

しかし、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険庁の記録によると、申立人が勤務したとするA社は、昭和 22 年 1 月に厚生年金保険の適用事業所となり、その後名称変更し現在まで存続しているが、当時の被保険者原票では同社における申立人の厚生年金保険の加入記録は無い。

さらに、A社が加入している健康保険組合に対し申立人の加入記録について照会したが、加入記録が無い旨の回答があった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

島根厚生年金 事案 4

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年春ごろから 36 年 2 月 28 日まで

昭和 29 年 8 月初旬から 36 年 2 月 28 日まで A 事業所に勤務していたが、32 年春ごろに上司から「労働法が変わり臨時雇用員も厚生年金保険料を納めなければならなくなった」との知らせがあり、このときから労働日数も 19 日以内と限定され、毎月雇用契約を交わすことになった。その時点から失業保険、健康保険に加えて、新たに厚生年金保険にも加入し保険料も納めることとなったが、厚生年金保険被保険者記録では、「加入記録なし」となっており、納得できない。働いていたことは事実であるので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立人から提出された A 事業所の庶務担当者の手紙により、申立人が同事業所に勤務していたことはうかがえるが、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人は、昭和 32 年春ごろから 1 か月の勤務日数が 19 日以内に制限され、毎月雇用契約を交わすことになったと説明していることから、B 共済の発足に伴い、共済年金及び厚生年金保険の適用基準に該当しない勤務形態に変更されたと考えられる。

さらに、社会保険庁の記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 38 年 11 月 1 日であることから、申立人が申立期間中に当該事業所の従業員として厚生年金保険の被保険者となることはできない。

加えて、申立人が利用した医療機関の回答書及び資料により、申立人が申

立期間中に日雇労働者健康保険による療養の給付を受けていることが確認できることから、申立期間において健康保険及び厚生年金保険に加入していたとの申立人の説明と矛盾している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

島根厚生年金 事案5

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 3 月 1 日から 23 年 12 月 31 日まで
昭和 21 年 3 月ごろから昭和 23 年 12 月ごろまで、A 炭鉱に勤務していたが、この期間は、常勤で朝から晩まで勤務していたことから厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人は、申立期間当時、同居していた同僚 3 名の名前を挙げているが、社会保険庁の記録では、各人とも申立期間中の A 炭鉱に係る厚生年金記録は確認できない。

さらに、申立人は、給料から事業主により保険料が控除されていたか否か一切分からないとしているほか、申立期間中、病院診療を受ける際に、政府管掌健康保険ではなく市町村の国民健康保険を使っていたと説明している。

加えて、申立人は、当時勤務していた事業所名を記憶しておらず、当委員会においても可能な限り調査を行ったが、A 炭鉱で当時操業していた申立人が勤務していた事業所を特定することはできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山口厚生年金 事案4

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年10月9日から同年12月1日

昭和41年5月ごろ、A社在職中に、数回かつての上司であったB氏からC社に転職の誘いを受けて同年10月にA社を退職した。同社を退職後直ちにC社に勤務しているので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険庁の記録によると、申立期間当時、C社が厚生年金保険の適用事業所であることは確認できるが、申立人が申立期間に同社において厚生年金保険の被保険者であったことは確認できない。

さらに、雇用保険の加入記録についても確認したところ、申立期間は雇用保険の被保険者であった記録は確認できなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

香川厚生年金 事案2

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年1月から34年9月5日まで

社会保険事務所から申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答をもらった。

昭和32年1月の正月休み明けに、出身大学の「卒業証明書」、「成績証明書」及び「前事業所からもらった年金に関する書類」を事業所の総務に提出したと記憶している。

申立期間は、嘱託職員（通信員）として勤務し、引き続き昭和34年9月5日から職員として勤務しているため、保険料を納入していなかったことはない。

しかし、社会保険庁の記録では、当該事業所における厚生年金保険加入記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票などの資料は無い。

また、申立人が記憶していた、当該事業所の通信部がA内に5カ所新設された当時の同期職員（通信員）となった4名の被保険者記録を確認したところ、申立人と同様、申立期間について、いずれも厚生年金保険に加入していないことが確認された。

さらに、当該事業所における申立人の人事記録では、昭和34年9月5日から職員となっており、前職歴の欄には、31年12月から34年8月までは、同事業所通信員との記載がある。同期職員の4名も、同事業所の人事記録によれば、前職歴欄には申立人と同様通信員とされており、同事業所では通信員はいわば、非常勤職員であり、正規職員ではないと説明している。

加えて、雇用保険の被保険者資格取得年月日は、厚生年金保険被保険者取得日と同日である昭和34年9月5日となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

香川厚生年金 事案3

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者（当時）として労働者年金保険料（当時）を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 4 月 20 日から 19 年 4 月 30 日まで
社会保険事務所から、「昭和 17 年から 19 年までの期間について、当該事業所での厚生年金保険（当時労働者年金保険）の適用はありません。」との回答をもらったが、納得できない。

当該事業所にて厚生年金保険（当時は、労働者年金保険）に加入していたつもりである。同僚の中には、当該事業所での被保険者期間による年金をもらっているものもいる。

第3 委員会の判断の理由

申立人が労働者年金保険料（当時）を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票などの資料は無い。

また、申立人について、社会保険事務所における当該事業所の健康保険被保険者名簿から昭和 17 年 5 月 6 日から 19 年 4 月 1 日までの健康保険被保険者記録は確認でき、当該事業所での勤務の実態は認められるものの、当該事業所は、申立期間当時において労働者年金保険（当時）の適用事業所とはされていない（当該事業所が年金保険の適用事業所となったのは、厚生年金保険法が施行された昭和 19 年 6 月 1 日）。

なお、常時 5 人以上の従業員を使用する事業所を適用事業所とする厚生年金保険法ではなく、当時は、労働者年金保険法により、常時 10 人以上の男子筋肉労働者を使用する鉱工業等の事業所が適用事業所となるため、申立人の記憶する従業員数や健康保険被保険者名簿に記載されている従業員数からも適用事業所でなかったことが推認される。

さらに、申立人が記憶していた当時の同僚の厚生年金保険の記録は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 19 年 6 月 1 日から昭和 20 年 8 月 31 日までとなっており、申立期間は含まれていないことが確認された。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者（当時）として申立期間に係る労働者年金保険料（当時）を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案3

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年10月8日から37年6月1日まで
昭和24年10月8日から37年6月1日まで、有限会社A社において厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

勤務していた事実はあるので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、有限会社A社（昭和34年8月に商号をB有限会社に変更）に毎日出勤し、一般事務を担当していたと申し立てているが、当該事業所の役員である申立人の元の夫から、「当時、すべての事務は雇っていた事務員に任せていたため具体的な厚生年金保険の資格の取得、喪失に係る手続きは承知しておらず、また、仕事柄直接現場に行き事務所を不在にしていたことが多かったことから、妻がどのような勤務形態であったか記憶に無い」旨の証言があったこと、及び申立人に確認したところ「当時、自宅が当該事業所の敷地内であり、事業所が忙しい時に手伝っていた」と説明していることから、申立期間における申立人の勤務実態が厚生年金保険の被保険者となり得なかったものと推認される。

また、申立人は、申立期間当時、従業員の厚生年金保険料を給与から控除されていたと主張しているが、申立人に係る保険料控除に関する記憶は明確ではなく、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

さらに、申立人が勤務していたとする有限会社A社は、社会保険庁の記録から、昭和30年2月1日から36年2月1日までの期間が厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、24年10月8日から30年

1月31日までの期間及び36年2月1日から37年5月31日までの期間については、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

高知厚生年金 事案 15

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 2 月 1 日から 36 年 2 月 1 日まで
昭和 35 年 2 月 1 日から 36 年 4 月 30 日までA社に勤務し、工事現場で重機の運転を行っていたが、厚生年金保険の加入期間が 36 年 2 月 1 日から 36 年 4 月 30 日までとなっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、給料から厚生年金保険料を控除されていたかどうか、勤務形態が臨時社員、あるいは正社員であったかどうかの記憶は無いと述べており、保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

また、申立人が記憶している同僚の氏名は社会保険事務所の被保険者名簿には存在せず、同名簿において申立人の厚生年金保険記号番号は昭和 36 年 2 月 1 日付けでほかの従業員と連番で付されている。

さらに、申立人が雇用保険に加入した記録も確認できない。

このほか、申立期間当時の同僚の証言等も得ることができず、申立内容が正しいことを裏付ける関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

高知厚生年金 事案 16

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 10 月から 51 年 10 月まで
申立期間について、A社に勤務しほかの従業員と同様の仕事をしていたのに、厚生年金保険の加入期間となっていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、給料から厚生年金保険料を控除されていたかどうかの記憶は無いと述べており、保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

また、申立人が記憶している同僚の氏名が社会保険事務所の被保険者名簿に記載されていることなどから、申立人がA社に勤務していたことは推認されるが、申立期間において、申立人が雇用保険に加入した記録は確認できない。

さらに、申立期間の前後の期間を含む被保険者名簿を見ても、連番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の記載が脱落した痕跡は認められない。

加えて、A社にも当時の賃金台帳等の資料が保存されていないため、給料から厚生年金保険料を控除されていたかどうか確認できず、申立内容が正しいことを裏付ける関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

高知厚生年金 事案 17

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年11月から35年2月まで
② 昭和53年8月から57年6月まで
③ 昭和61年3月から63年8月まで
④ 昭和63年10月から平成2年3月まで
⑤ 平成2年4月から同年5月まで
⑥ 平成2年5月から7年11月まで

A社に①の期間、B社に②の期間、C社に③の期間、D社に④の期間、E社に⑤の期間、F社に⑥の期間、それぞれ勤務していたが、いずれの期間も厚生年金保険の加入期間とされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、給料から厚生年金保険料を控除されていたかどうかの記憶は無いと申し述べており、保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

また、いずれの会社においても申立人が雇用保険に加入した記録は確認できない。

さらに、C社には1日しか勤務しなかったと申立人が申し述べていること、及び申立人が勤務していたことを主張する6社のうちC社を除く5社は申立期間について厚生年金保険適用事業所となっていないことから、記録上、厚生年金保険に加入していないことも不自然ではない。

このほか、当時の同僚の証言等も得ることができず、申立内容が正しいことを裏付ける関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

高知厚生年金 事案 18

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年ごろから 60 年ごろまで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、昭和 54 年ごろにA社に入社し、その後、同社及び同社から新事業を開始したB社の両社において営業部長として 60 年ごろまで勤務し、給料から社会保険料を控除されていた記憶があるにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶しているB社の同僚の氏名が社会保険事務所の被保険者名簿に存在することから、申立人がB社に勤務していたことは推認される。

しかし、申立人が両社から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立期間において、申立人の雇用保険加入記録も確認できない。

また、A社は厚生年金保険適用事業所でない上、B社が厚生年金保険適用事業所となっていたのは昭和 57 年 7 月 5 日から 60 年 2 月 1 日までの期間であり、申立期間のうち 54 年ごろから 57 年 7 月 4 日までの期間は厚生年金保険に加入することができない。

さらに、申立人は、申立期間を含む昭和 53 年 5 月から 63 年 6 月まで国民年金に継続して加入しており、このうち申立期間の一部を含む約 8 年間は申立人による申請免除の手続が行われ、認められている。

このほか、申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案5

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年3月から同年12月まで

亡夫は、老齢厚生年金の裁定請求書を提出した際、社会保険事務所に於いて、申立期間に働いていた会社の名前を思い出せなかったため、この期間は厚生年金保険の未加入期間とされてしまった。

平成19年6月に亡夫の申立期間に係る期間照会依頼書を社会保険事務所に提出したが、加入履歴が無いとの回答であった。

亡夫は、申立期間中も確かに働いており、納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人が申立期間中にA市又はB市の建設関係の事業所で勤務していたと主張している。しかし、給与明細等、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる資料の提出が無い上、申立人の妻も申立人が勤務していた場所、業種、事業所名について聞いておらず、事務所等の特定ができないため、申立内容を立証することは極めて困難である。

また、申立期間にかかる申立人の雇用保険加入記録も確認することができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 8

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 12 月から 52 年 4 月まで
昭和 50 年 12 月から 53 年 1 月まで A 事業所に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入期間が 52 年 5 月からとなっている。申立期間についても、厚生年金保険加入期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された、昭和 51 年 2 月及び同年 9 月の勤務表（給与明細）並びに雇用保険の取得年月日が 51 年 1 月 23 日となっていることから申立人が同日以降 A 事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、上記勤務表（給与明細）では、申立人の給料から厚生年金保険及び健康保険の保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について、事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

熊本厚生年金保険 事案 4

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 26 年 4 月 1 日から 28 年 1 月 1 日まで
②昭和 28 年 7 月 1 日から 29 年 7 月 1 日まで

社会保険事務所の記録では、A社における私の厚生年金保険被保険者期間は、昭和 28 年 1 月 1 日から同年 7 月 1 日までだが、26 年 4 月から 29 年 6 月まで同社に勤務していたので 33 月少ない。

勤務していたことは、間違いないので厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、給与支払明細書等の保険料控除を確認できる関連資料が無い。

また、A社は、昭和 27 年 2 月 1 日から厚生年金保険の適用事業所であり、それ以前の期間については保険料を納付できないことから、申立ての一部に矛盾がある。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者記録が記載された社会保険事務所が保有する「健康保険、厚生年金被保険者台帳」には、資格取得年月日、喪失年月日等が記載されており、申立人と同時に資格取得した 2 名も含めてその記載に不自然さは無い。

このほか、当時の同僚の証言等も得られず、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

熊本厚生年金保険 事案5

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和27年2月1日から同年8月23日まで
②昭和27年8月23日から29年1月1日まで

申立期間を含めて、履歴書、勤務証明書及び給与明細書（日給月給で、職員用を流用していたもの）がある。昭和29年1月からは共済組合員であるが、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する履歴書の写し及び勤務証明書の写しから、申立人が申立期間に臨時職員として、申立てに係る事業所に勤務していたことが認められる。

しかし、当時、申立人が厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる資料は無く、共済組合は、臨時職員については厚生年金保険料を控除していなかったとしている。

また、社会保険庁の記録によると、申立期間において当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料等はない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

熊本厚生年金保険 事案6

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月 1 日から 44 年 4 月 1 日まで

A社には、失業保険や社会保険は完備しているという条件で入社した。本社はBにあるが、当時はC社(D市)にほかの職員2、3人と出向していた。また、私は、A社の在職中に健康保険を使って、何回か病院に行った記憶がある。

当時の上司から、在職していたという一筆ももらっている。ほかに同僚の名前と連絡先もわかるので、昭和 42 年 3 月から 44 年 3 月までの期間を厚生年金保険の期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間のうち昭和 42 年 6 月 1 日から 44 年 2 月 15 日までの期間、A社に在籍していたことは、雇用保険の記録と元上司や同僚からの証言で確認できる。

しかし、当時、申立人が厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる資料は無く、元上司や同僚からも申立人の厚生年金保険加入状況についての証言は得られず、また、申立人の保険料控除の記憶も曖昧である。

さらに、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿には、整理番号の欠番は無く、同名簿に申立人の氏名が無いことから、事業主が申立人についての厚生年金保険の加入に関する届出を行っていたとは認められない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことと認めることはできない。

熊本厚生年金保険 事案7

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
当時勤務していたA事業所は、昭和 46 年 4 月 1 日にB事業所から分割して設立されたもので、私はA事業所から継続して勤務している。当時、担当者から、厚生年金保険の資格取得が1か月遅れる旨の話を聞いた記憶もないし、雇用保険の資格取得は昭和 46 年 4 月 1 日となっているので、46 年 4 月について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、雇用保険の加入記録により、B事業所において申立期間も勤務していたことは認められるが、同事業所及び申立人は、申立期間に厚生年金保険料が控除されていたことを示す関連資料を保管していないことから、厚生年金保険料を控除されていた事実は確認できない。また、厚生年金保険料控除に関する申立人の記憶も不明確である。

さらに、B事業所の証言によれば、同事業所とA事業所は、給与計算や保険料の控除をそれぞれ行っており、社会保険庁の記録によれば、B事業所は、昭和 46 年 5 月 1 日に新規適用事業所として登録されている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

宮崎厚生年金 事案1

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 2 月 2 日から同年 5 月 31 日まで
昭和 58 年 2 月に、A 社の担当者から「どうしても勤務してほしい」と誘われたため、それまで勤務していた会社を退職し同社に就職した。以前勤めていた会社では厚生年金保険に加入しており、転職後も引き続き加入することを条件に就職したことを覚えている。
ところが、厚生年金保険被保険者資格が昭和 58 年 6 月 1 日から取得されていることが分かった。雇用保険被保険者資格は同年 2 月 2 日に取得されており、勤務していたことは明らかであるため、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が申立期間に A 社に勤務していた事実は確認できるが、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細、所得税源泉徴収票等の資料は無い。

また、A 社に保管されていた「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届」では、資格取得日が昭和 58 年 6 月 1 日であることが確認できる。

さらに、A 社から、当該届書の内容から、申立期間に厚生年金保険料を申立人の給与から控除したとは考えがたい旨の説明がなされている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

鹿児島厚生年金 事案2

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月16日から47年9月1日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間については厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。昭和45年1月23日から56年8月26日までの間、継続してA社に勤務していたにもかかわらず、途中2年間の加入記録だけが無いことに納得できない。同社の在籍証明書があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の当時の役員（現会長）及び同僚は、申立人が申立期間において同社に勤務していたと証言しており、申立期間中に申立人が従事したと主張している工事を同社が担当していたことも工事請負契約書により確認できる。

しかし、A社の在籍証明書はあるものの、申立期間に係る給与明細書等、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる資料は無い。また、申立てに係る事業所の被保険者記録においても、申立期間中に申立人が厚生年金保険に加入していた事実は確認できない。

また、雇用保険の加入記録によれば、申立人が、A社を昭和45年9月15日に離職し、47年9月1日に再就職したことが確認され、この期間は厚生年金保険の加入記録が無い期間と合致している。

さらに、社会保険庁の記録によれば、申立期間の前後において、申立人以外にもA社で再雇用されている者が数多く見られる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情等は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

沖縄厚生年金 事案 10

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 10 月 1 日から 33 年 4 月 30 日まで

私は、申立期間においてA社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いとされた。保険料の控除の事実が確認できる書類は無いが、当該事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細、所得税源泉徴収票等の資料は無い。

また、人事記録等の資料、同僚等の証言も無いことから、申立期間において当該事業所に勤務していた事実も確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の被保険者原票により、当該事業所における申立期間を含む昭和 32 年 10 月 1 日から 33 年 4 月 30 日までの期間に厚生年金保険の資格を取得した者 7 人について調査したところ、申立人が厚生年金保険被保険者として適用されていた事実は確認できなかった。加えて、申立人の厚生年金保険への加入及び保険料の控除に関する記憶は曖昧である。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関係資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

沖縄厚生年金 事案 11

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 8 月 2 日から同年 9 月 6 日まで

私は、A社を休職し、申立期間においてB労働組合に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いとされた。B労働組合から給料をもらっていたので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録によると、申立人は、昭和 46 年 8 月 1 日付けで同社を休職してB労働組合の専従職員として出向し、47 年 7 月 8 日付けでA社のC支店に復職したこと、また、申立期間について、公共職業安定所の雇用保険加入記録により、申立人がB労働組合の専従職員として勤務していた事実が確認できる。

一方、厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細、所得税源泉徴収票などの資料は無い。

また、B労働組合における厚生年金保険の被保険者資格取得の届出状況について、社会保険庁の記録を見ると、最初に届出があったのは、昭和 46 年 9 月 6 日であること、この日にA労働組合が厚生年金保険の新規適用を受けていることから、申立期間について申立人は、B労働組合の被用者として厚生年金保険の被保険者となることはできない。

さらに、B労働組合には厚生年金保険料の控除を行っていた事実を確認できる資料等は保管されておらず、申立人の記憶も曖昧である。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。